

312.1
7086

第七十六會議を通し

時局と政策の動向



0004760000

0004760-000

312.1-T086ウ

時局と政策の動向

東洋経済新報社

昭和16

ABC

17/6

302

3/21
7086

第七十六号通し
時局と政策の動向



東洋經濟新報社編

序

國民は毎年、議會が開かれると、政治に興奮を感じる。それは腑に落ちなかつた政府の態度や、措置が、議員諸氏によつてグン／＼追究され、最高の方針や考へ方があかるみに出され、また、國民の言はんと欲して胸につかへてゐたことが、或る程度ハッキリと、ぶちまけられるからである。しかしこの政治的興奮も、議會が終ると、たちまちにして退潮し、一時の興奮状態のやうに過ぎ去つてしまふ。そこでたゞかはされた貴重な論議も、その後には敢て吟味されるでもなし、國民は忘れてしまつたかの如く、また政府は口を拭つてしまつたかの如く、その場の行事として顧みられないで一過する觀を呈して來た。初期議會の當時、たとへば「第一期國會始末」と云ひ、或は「帝國議會始末」など、公私人によつて議會の經過が國民への報告として記録出版され、また國民はこれによつて時局と政策の推移を批判検討してゐたといふやうな、ゆかしい政治的態度は、こんにちに至つて遂に見られない。のみならず、近來の議會には、議員はその選舉區へのチエスチエアとして言はずもがなの質問をしたり、政府は所謂「議會切り抜け」の術策といふ言葉を地で行くやうな、その場限りの言説を左右する憾なきを得ないものが、絶無とはいへなかつた。

こんな有様では、いつまでたつても、議會が臣道を盡し國家に寄與する、公正な地歩と役割を保ち得るはずがない。

議會の開かれる毎に、その質疑應答あるひは論戰は、速記録を以てその關係者に公けにされてゐる。その或る部分は毎日——多くは要領筆記だが——新聞にものり、國民はそれによつて僅かに議會の片鱗にふれては、なにがしかの興奮を感じてゐるわけだが、しかし實際の議會の論議は、もつとくはしく、キビ／＼と時局や政策を反映し、如實に祖國の前途を示唆してゐるのである。もしも國民のすべてがこの記録を手づからひもどき、熟讀することができたら、必ずや政治に迫力を感じ政治に心からなる關心を持ち、政治に心から傾注するにちがひない、と、我社はその都度しみ／＼と、かゝる機會のないのを残念に思ひつゝ、こんにちに至つた。

議會は議員たちにとつて、それまでの一年間、國民に代り國政を見まもり、これを研鑽して來た見識を以て、政府を鞭撻し激勵する、協賛の神聖な道場である。議員たちの言説には、かなりいゝ加減のものも多いが、中には血のにじむやうな立派な精進の結晶として、敬意と感謝をさ／＼げないではゐられない名言が少くない。我々はこれ等をよく味はひ、且つこれに國民的支持を與へる責任が

負はされてゐる。

また議會は、毎年の政府の豫算や法律案に審議協賛を求め、政治上の機關であると同時に、國政に就て國民を指導し、その行く手を示す教壇でなければならぬ。こゝに披瀝される政府の言明は、政局と政策に關する國家的信念であり、具體的に日本をリードすべき不動の指標である。國民はその言明によつて日本の行く手を見定め、自らの生活を反省し、規制する必要がある。議會における政府の一言一句に、靜かに耳を傾けて、その中から、大きな國民的實踐をつかみ出すことは、殊にこんにちの如き時局において、臣民に課された義務なのだ。

顧みるに、昭和に入つてからの我政狀は、議會の政治的使命を極度に不振ならしめて來た。もちろん政治家の重大なる失態ではあるが、その一斑の事由として、議會が一時の興奮と共に忘れ去られて來た事情が反省されねばならない。議會が國民生活から遊離されてゐる現實を見つめねばならないのである。

もしも議會が協賛の道場として、國政の教壇としての責務を果して來てゐたならば、その反響として、國民はもつと政治への正しい關心をたくはへ、また日本の政治は議會によつてもつと國民の總力戰的支持を得てゐたに相違ない。これを要するに毎年の議會の眞實の内容が、國民生活の指針として注視され、親しまれてゐたならば、換言すれば、議會の速記録がなまのまゝで國民の目に映

することが、もつと早く工夫されてゐたならば、議會はもつと向上してゐたであらうし、またもつと國家に貢献してゐたと思はれてならないのである。

最近、政治新體制問題がしきりに取上げられ、その中に占むべき議會の地位如何も、また俎上にもせられてゐる。しかし、在來のやうに國民から遊離された議會を目してその地位や本質を論ずるものありとするならば、それは人の健康を評定するに、病時のそれを以てするにひとしい。よろしく議會をして眞實の議會たらしめる努力が先づ大いに講ぜらるべきである。

以上述べたやうな意味において、今度東洋經濟新報社は議會の速記録を紹介しようと思圖するに至つた。

速記録はもと議會内の議論とその責任を明確にする爲に記録されたものであるが、その毎年印刷される量は、菊倍版の大きさに九ポイント活字で、四段組み、ギツシリとつまり、三千ページ内外の龐大なもので、これをそのまま見せつけられても全く手におへない。殊にこれ等を國民に配布するなどはなかくの難事であらう。そこで成るべく議會の收穫をそのまま傳へることを念じつゝ、速記録に次のやうな手心で、大いに精選、拔萃を加へた。

一、現下の内外の政治經濟情勢に鑑み、國民にとり最も緊要と認められる問題を中心とせる質疑

論議を選び、その前途を読みとらうとした。したがつて餘りこの時局にピンとしないやうな問題は捨てた。

二、右のやうな重要問題に關しては、議員諸氏の論議や質問はおのづから集中され、重複してゐるので、同種のものに就てはその代表的なものを選んだ。

三、論議の餘りにこまかく、技術的なるは略し、専ら政策の大綱をつかみ得るを以て満足するの方針をとつた。

四、衆議院における論議は貴族院のそれに比して、我々を満足せしめるところが多いので、前者のそれに重點をおいた。

たゞし不敏を以て、果して所期せるところの幾ばくを實現し得たか、甚だ疑惑なきを得ないが、不備の點は諸賢の批判と指南によつて、次年度のそれにおいて、充實を圖つて行きたいと願つてゐる。

右の如き微意を諒察せられ、我々のこの出版が今後、末ながく續き、常に國民のものとして坐右に供せられるに至るやう、この第一輯の上梓に際し、特に大方の諸兄に祈つてやまない。

四月十二日

編者

序

五

目次

序

一、近衛内閣總理大臣の施政演説……………三

第七十六議會の概観……………一

第二章 軍事活動の新發展……………三

- 一、開院式と優渥なる勅語……………一
- 二、陸海軍に感謝決議……………二
- 三、衆議院の戦時體制決議……………四
- 四、提出法律案の大削減……………九
- 五、貴族院の時艱克服決議……………二
- 六、第七十六議會の收穫……………三
- 七、翼賛議會の新しい課題……………九

- 一、東條陸相の戦況等の説明……………三
- 二、及川海相の戦況等の説明……………三
- 三、交戦權と對米海軍力の問題……………三

第三章 樞軸外交の諸問題……………元

第一章 時局と政策の動向……………三

- 一、松岡外相の外交演説……………元
- 二、世界新秩序と日ソ國交問題……………元
- 三、日ソ國交調整と防共問題……………三

四、アメリカ外交への決意……………二六
 五、松岡外相のアメリカ観……………二六

第四章 支那事變處理の問題……………二七

一、國民政府と重慶の合作問題……………二七
 二、支那に於ける國共紛争問題……………二七
 三、支那現地資源の活用状態……………二八

第五章 大東亞共榮圈の視野……………二八

一、大東亞共榮圈の確立への信念……………二八
 二、大東亞外交の新理念如何……………二九
 三、大東亞民族政策樹立の必要……………二九
 四、東亞聯盟運動の前途……………二九
 五、我が南進政策の將來……………三〇

第六章 朝鮮・臺灣・南洋・樺太……………二八

六、大東亞に於ける華僑問題……………二八
 七、フィリッピン政策の意味……………二八
 八、蘭印との交渉と我態度……………二九
 九、大東亞に於けるインド問題……………二九

一、朝鮮産業界の活況……………二八
 二、南洋の資源と航空路……………二九
 三、南進基地としての臺灣……………二九
 四、タツキリ金礦と石油問題……………二九
 五、樺太産業界の躍進……………三〇

第七章 一元化途上の滿洲國……………三〇

一、滿洲國産業界の實狀……………三〇

二、滿洲百萬戸移民計畫……………三〇
 三、滿洲移民の農業問題……………三一

第八章 重大化した國內政治問題……………三一

一、首相の重責と軍部大臣の信念……………三一
 二、統帥と統治の問題……………三一
 三、家長選舉制度問題の措置……………三二
 四、私有財産制度に關する見解……………三二
 五、新舊思想と個人・自由主義……………三三
 六、改組を約束された大政翼賛會問題……………三三
 七、婦人諸團體の整理統合問題……………三三

第九章 人口・國土計畫の展望……………三三

一、人口問題に對する政府の方針……………三三

二、寒心すべき結核問題と對策……………三三
 三、人口・國土計畫と産業人口との關係……………三三

第十章 憂慮すべき轉失業問題……………三三

一、轉失業問題の現實及び對策……………三三
 二、我轉失業問題の特殊性……………三三
 三、中小商工業者への指導方針……………三三
 四、中小企業維持育成と其責任の所在……………三三

第十一章 要望される食糧對策……………三三

一、食糧問題の原因とその對策……………三三
 二、食糧増産に關する見通し……………三三
 三、食糧政策としての水産物問題……………三三

第十二章 我が財政經濟の概観……………三三

一、河田大藏大臣の財政經濟演説……………三三

第十三章 昭和十六年度財政の重點……………三三

一、昭和十六年度豫算の諸問題……………三三

二、豫算と物價・勞銀との關係……………三六

三、昭和十六年度豫算の實施に就て……………三六

四、現在増稅の意思なし……………三三

第十四章 統制經濟とその指導……………三七

原理……………三七

一、現下の經濟指導原理如何……………三七

二、所謂民營本位の經濟新體制……………三五

三、統制經濟に於ける行政機構問題……………三五

四、統制經濟運営に關する手心……………三五

五、經濟統制違反と司法の態度……………三七

六、會社經理統制令の成立と意義……………三五

七、會社經理統制令の性格……………三六

八、近來の經濟界不安の原因……………三六

九、銀行合同に對する政府方針……………三七

第十五章 產業界は自給體制へ……………三七

一、國內に見棄てられてゐる資材……………三七

二、石炭問題に對する政府の方針……………三五

三、液體燃料の増產政策如何……………三六

四、重要産業間のバーター制問題……………三八

五、鐵鋼業界の新體制と指導者原理……………三八

六、遺された電力問題の解決……………三六

八、物價政策の不徹底による

配給の變調……………三三

第十七章 勞働と新しい

給與制度……………三五

一、勞働賃銀と新給與制度の問題……………三五

二、勞働移動の防止と勞働手帳……………三九

三、下級官吏に對する増俸問題……………三三

第十八章 戰時金融の前進……………三五

一、預金減少事情と本年度の資金對策……………三五

二、政府資金計畫の内容如何……………三八

三、公債消化力鈍化とその對策……………三四

四、貯蓄獎勵・公債募集・資金撤布策如何……………三四

五、融資命令と切符制度……………三四

第十六章 低迷する我が物價……………三三

政策……………三三

一、公定價格の現況と「小林」物價

政策……………三三

二、低物價政策の重點主義……………三六

三、企畫院の物價政策觀……………三八

四、物價停止令の意義とその性格……………三〇

五、公定物價の是正と石炭價格問題……………三二

六、鐵鋼増產と鐵鋼價格の調節……………三六

七、七・七禁止令の善後措置……………三〇

- 六、金融新體制と株式取引所問題……………三六七
- 七、大東亞に於ける通貨政策如何……………三五〇
- 八、軍占領地の金融工作問題……………三五二

第十九章 敢闘中の我が農林

政策……………三六四

- 一、農業再編成問題の前途……………三六四
- 二、本年度の肥料問題……………三六八
- 三、農業に於ける人的・物的資材確保策……………三七〇
- 四、農業土地國有論の主張……………三七三
- 五、我が林政の諸問題……………三七七

第二十章 戦時下の米穀事情……………三七九

- 一、現下の米の問題概論……………三七九

- 二、米の移出制度と米價の問題……………三六五
- 三、供出米と自由米の調節……………三六八

第二十一章 飛躍を要する我が

交通政策……………三九二

- 一、大東亞の鐵道政策を確立せよ……………三九二
- 二、輸送量の激増と國內交通の變調……………三九六
- 三、遅々たる東亞航空政策……………四〇〇
- 四、トン數増強途上の我海運……………四〇三
- 五、東京開港問題の實相……………四〇三

第二十二章 姐上に乗つた國策

會社……………四〇七

- 一、國策會社に對する全面的批判……………四〇七
- 二、國策會社に官吏天降りの弊害……………四一七

- 三、日本米穀株式會社の存在意義……………四二六
- 四、日本肥料と原麻會社の問題……………四二八

第二十三章 轉換を畫策中の

我が貿易陣……………四三三

- 一、貿易振興と貿易統制の問題……………四三三
- 二、東亞共榮圈内の貿易政策如何……………四三五
- 三、外國爲替補償金と輸出補償金……………四三九

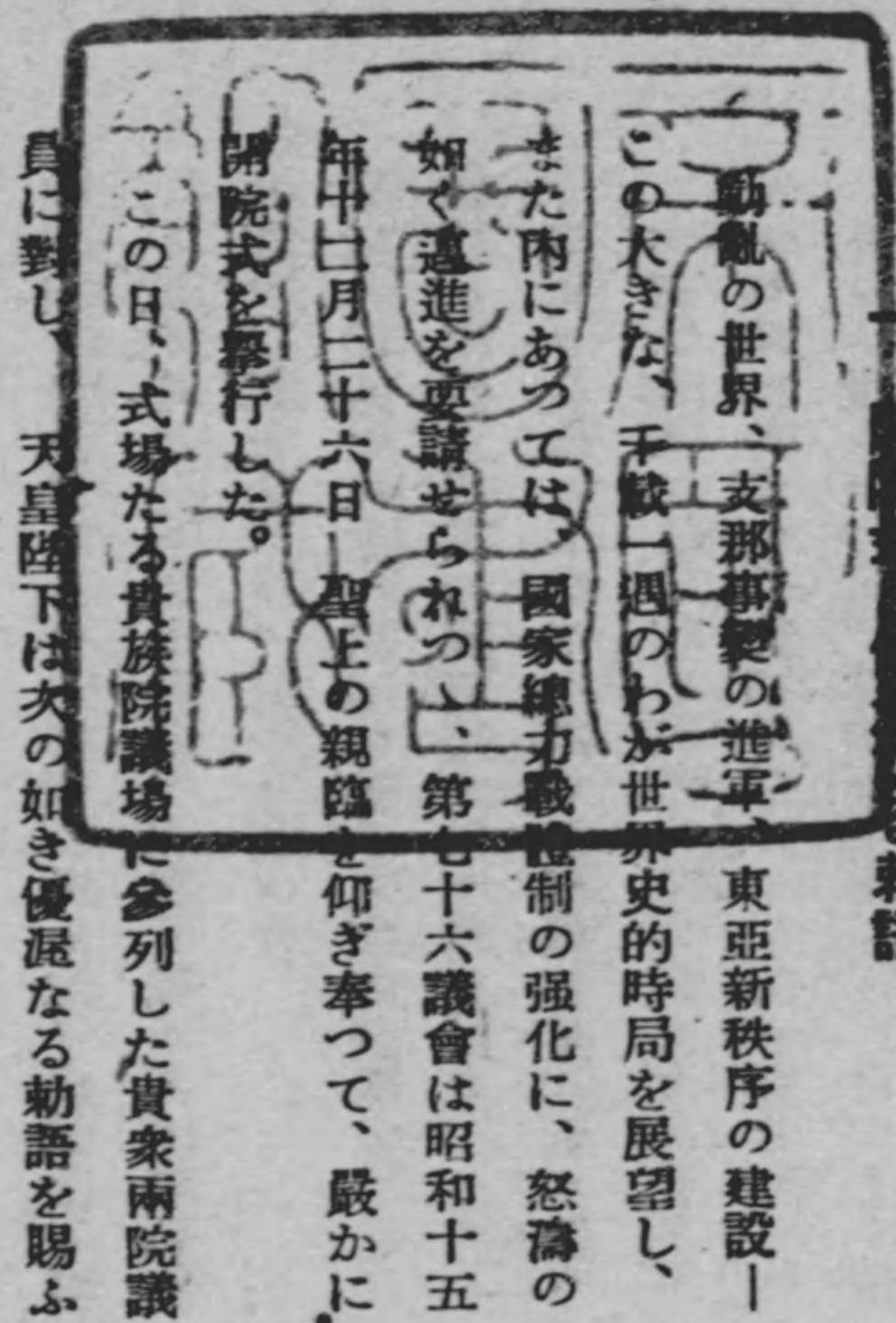
第二十四章 科學振興への

反省……………四四四

- 一、科學技術の新體制を確立せよ……………四四四
- 二、日本科學を建設すべし……………四四〇
- 三、日本の理論の體系を作れ……………四四五

第七十六議會の概観

一、開院式と天皇陛下の勅語



この日、式場たる貴族院議場に参列した貴衆兩院議員に對し、天皇陛下は次の如き優渥なる勅語を賜ふた。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

第七十六議會の概観

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益、親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ然レトモ世局ハ曠古ノ騷亂其ノ底止スル所ヲ知ラス朕ハ舉國臣民カ慈、忠誠公ニ奉シ億兆心ヲ一ニシテ朕カ事ヲ贊襄センコトヲ望ム

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十六年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨ

翌二十七日貴衆兩院議長は、各院においてそれぞれ決議した勅語奉答文を携へて参内し、鳳凰の間に於て天皇陛下に拜謁おほせつかり、うや／＼しく捧呈し、感激と忠誠の誓ひを以てし奉つた。

貴族院の奉答文に曰く、
貴族院議長臣松平頼壽誠恐誠惶謹テ
親聖文武天皇陛下ニ上奏ス

爰ニ第七十六回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラレ

時局と政策の動向

優渥ナル

勅語ヲ賜フ恭ク惟ルニ今ヤ我カ帝國ハ曠古ノ事變ニ
際會シ世局ノ前途亦倍々多難ナリ

陛下深ク軫念アラセラレ舉國臣民カ愈々忠誠公ニ奉

シ億兆心ヲ一ニシテ時艱ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ

皇運ヲ扶翼セムコトヲ宣ハセ給フ

聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激ニ勝ヘス臣等謹テ

敕旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣等壽恐懼ノ至ニ任ヘ

ス謹テ奉答ス

また衆議院の奉答文に曰く、

恭シク惟ルニ

車駕親臨シテ茲ニ第七十六回帝國議會開院ノ盛式ヲ

舉ケサセラレ優渥ナル 勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至

ニ勝ヘス今ヤ世界ハ曠古ノ變局ニ際會ス方ニ是レ

聖國一體倍々心ヲ協セカヲ盡シ愈々至誠奉公以テ

二

天業ヲ輔翼シ奉ルヘキノ秋ナリ臣等謹ミテ 聖旨
ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ上

陛下ノ隆恩ニ應ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ

期ス衆議院議長小山松壽誠恐誠惶謹ミテ奏ス

なほ右の二奉答書捧呈に對しては、陛下より重ね

て次の如き勅語が下された。

勅語

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

朕衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

二、陸海軍に感謝決議

兩院の議事は二十七日より開始せられた。

先づ貴族院は全院委員長の選舉あり、公爵徳川團順

君の當選を見たのち、「陸海軍に對する感謝決議案」が

公爵一條實孝君の説明で原案通り可決した。

感謝決議に曰く、

支那事變勃發以來既ニ四星霜帝國陸海軍ハ勇進敢戰

百戰ヲ排シ萬難ニ堪ヘ到ル處ニ敵軍ヲ擊破シ赫々タ

ル戰果ヲ收ム今ヤ國民政府ハ南京ニ遷都シ日滿華三

國ノ提携已ニ成リ與ニ俱ニ力ヲ東亞新秩序ノ建設ニ

效サムトス是レ一ニ陛下ノ後威ノ致ス所ナリト雖

モ而カモ忠勇ナル陸海軍將兵諸士ノ力ニ頼ラズンバ

アラズ貴族院ハ茲ニ其ノ偉功ヲ頌シ併セテ名譽アル

死傷病將兵諸士ニ對シ深甚ナル感謝ト哀悼トノ意ヲ

表ス

東條陸相、及川海相交々立つて決議の傳達を約し、

全軍將兵に代り貴族院の厚意を謝した。

かくて役員の選舉などを終へ、松平議長より本年度

中の議事は特別緊急の事件なき限りこれを以て打切

り、來年一月二十日まで休會に入るむねを宣して散會

した。

次に衆議院は、松方幸次郎君を全院委員長にあげ、

更に役員の選舉を終へたのち、「陸海軍に對する感謝の

件」及び「戦死者に對する敬弔の件」を決議した。

即ち俵孫一君は感謝決議文を朗讀したのちこれが説

明にあたり、全院一致で可決した。決議文に曰く、

聖戰方に三年有半我カ忠勇ナル陸海軍ノ將兵諸士ハ

極暑ヲ冒シ返寒ヲ凌キ膂懸ニ綏綏ニ未曾有ノ功績ヲ

舉ケ 御後威ノ下國威ヲ中外ニ顯揚ス武勳ノ偉大ナ

ル全國民ノ齊シク感激掩カサル所ナリ

願フニ東亞ノ共榮國ヲ確立シ世界ノ恒久平和ヲ確保

スルハ諸士今後ノ任務ニ俟ツモノ多ク其ノ勞勩洵ニ

大ナルヘシ衆議院ハ茲ニ院議ヲ以テ感謝ノ忱ヲ表シ

併セテ將兵諸士ノ勇健ヲ祈ル

右決議ス

また敬弔決議文は大口喜六君の朗讀、説明あり、同

様に一致の可決を見た。決議文に曰く、

衆議院ハ今次ノ聖戰ニ從ヒ勇戰奮闘命ヲ君國ニ致シタル皇軍將士ノ英靈ニ對シ深厚ナル敬弔ノ意ヲ表ス
右決議ス

右に對し東條陸相、及川海相はこれが傳達と全軍的謝意を表した。

なほこの日、議長に登壇により、衆議院議員として在職三十年に達する八木逸郎君表彰に關する決議案が可決された。

かくて議事を終へ、來年一月二十日まで休會が宣せられて散會した。

三、衆議院の戰時體制決議

あくれば昭和十六年一月二十日、議會は再會された。先づ貴族院は午前十時五分開會、議事に入るに先立ち、さきの兩院の陸海軍への感謝決議に對する各軍司令官よりの謝電披露あり、ついで近衛首相、松岡外相、

東條陸相、及川海相はそれ／＼國務全般に對する大方針並びに經過に關し後記の如き演説を試みてのち、午前十一時三十五分、首相及び陸、海相の要求によつて午後一時二十六分まで、約二時間に亙り秘密會となつた。秘密會を以て直ちに散會し、右演説に對する質疑は次會に譲られた。

次に衆議院は午後一時五分開會、二時三十九分まで休憩(大臣の貴院出席のため)のち開議した。各司令官よりの謝電披露あり、近衛首相、松岡外相、河田藏相、東條陸相、及川海相の後記せる演説あり、午後四時四十一分より六時四十五分まで、貴院と同様に秘密會に入つた。秘密會に續いて、安部磯雄君の議員辭職願ひを許可する決議あり、去る一日薨去せる望月圭介君に對し、島田俊雄君より哀悼の意を表する演説行はれ、午後六時五十三分散會した。

かくして再會議會は秘密會によつて、政府より重大

決意が傳へられしものゝ如く、こゝに政府と議會とは協力一致の態勢をとるに至つた。秘密會に就てはもとより窺知するを得ないが、この秘密會議が再會初頭において議會に大きな影響を與へ、決意を促したことは、本議會の特筆すべき事件であるといはねばならない。

この結果として、二十二日午後の衆議院の議事は最も重視される。即ちこの開會の劈頭、日程變更の緊急動議が提出された。それは舉國一致、戰時體制の強化に邁進せよと主張する議員の、政府擁護決議案の議決を即行せんとする動議であつた。本來ならば、この日は、前日の國務大臣演説に對する質問に終始すべき筈

だつたのである。代表者として町田忠治君は登壇し、その決議案を朗讀すると共に、これが説明に當つた。曰く、

○町田忠治君 私より提案の趣旨を辯明致します。先

づ決議案の案文を朗讀致します。

戰時體制強化に關する決議案

國際の情勢は日に緊迫を加ふ我等國民は常に世界の平和を祈念すと雖苟も我が生命園を侵さんとする者あらば斷乎之を排除するの決意を有す此の重大事態に對せんか爲速に戰時體制を強化するの要あり政府の畫策施政は悉く此の大目的に集注すべく議會も亦其の全力を以て協翼賛に傾倒し國を擧げて時局の急に邁進すへし

右決議す

近來の國際情勢を見まするに、危機日に加はり、豫て萬一を慮つて居りましたる來るべきものが愈々來つたが如き感が致すのであります。近時英米の我が國に對する敵性は日を逐つて露骨となり、我が國に絶えず經濟的壓迫を加へ、又蔣介石を援助して東洋の兩國を以て相食ましめ、其の共に疲弊することを企圖して居

るやうであります。此の敵性を有する各國は全く我が國の實力を過小に評價し、之に經濟的壓迫を加へますれば、日本を屈服するに容易なるものと妄斷致し、我が國に對して極端なる經濟的壓迫を敢てするに至つたのであります。併しながら我が國の實力は斷じて之に屈するものではありません(拍手)。一面蔣介石との戰爭を遂行するが爲め今日に及びましたが、尙ほ將來長きに亙る大戰爭に堪へる資材は、政府に於て既に用意せられて居ること確信致します(拍手)。今や皇軍連勝の結果、支那大半の資源を確保し、滿洲を併せ、其の開發は大なる進捗を見つゝあるのみならず、東亞共榮圈の確立と共に我が國民の發奮と其の能力とに依りまして、物資の開發に努力致しますれば、自給自足を確立することは決して難事ではありません(拍手)。我が國民が忍苦奉公してその生活を切詰め、此の建設的大事業に邁進すれば、如何なる國難をも之を突破し、光

輝ある帝國の前途が開かるゝのであります(拍手)。敵性國家が經濟壓迫に依り、我が國を屈し得るものと考へたならば、是は彼等の大なる誤算であります(拍手)。我が國が世界の平和を以て念とすることは勿論であります。正義に基く帝國の進路を妨げ、帝國の生存圏を脅かすものがあるに於ては、斷乎として之を排除すべきは、光輝ある我が帝國の傳統的精神であります(拍手)。事致に至つた以上は、外交上周到なる措置を講ずべきことは論を俟たざる所ですが、將に來らんとする危機に備へ今に於て國家の總力を擧げて専心萬一の用意を整へ、如何なる事態の發生するも之に對處する十分の準備を完成すべきことは今日の最大急務であります(拍手)。斯くの如き情勢に於きまして、現代我が國は吾等の祖先が曾て經驗せざりし重大時局に直面して居るのであります。政府も國民も一團となつて此の時艱突破に邁進致さなければ相成りませぬ。

議會は此の極めて急迫せる時局に鑑みまして、戦時議會の覺悟を以て協賛の任を竭すべきであります。眞に國民の至誠を代表して戦時議會の特色を發揮し、凡そ戦時の體制完備に必要な諸案に對しては之に協賛を與へる用意を有して居ることは勿論であります(拍手)。政府も亦大戦の前夜とも謂ふべき此の急迫せる情勢に鑑み、萬事を差措き、専ら戦時に必要な準備の完成のみに邁進すべきであります(拍手)。隨て戦時に對處するに必要な法案のみに限つて、速かに之を提出して議會の協賛を求め、一意戦時體制を整ふべきであります(拍手)。

高度國防を完成する爲に生産の擴充は何よりも急務であります。今日切迫せる國際情勢は一日も其の生産の停頓を許しは致しませぬ。徒らに空理空論に流れ、經濟界の實情を無視して、生産を阻碍するが如きは斷じて之を排斥しなければなりません(拍手)。如何にす

れば最善の能率を發揮し、最大の生産を齎し得るか、實に今日に於ては唯一の目標であります。即ち實情に即し、民間の協力其の知能の發揮に適する經濟機構に依つてこそ、初めて生産の目的を達するのであります(拍手)。

長期持久の戦時體制を維持致しまするには、國民生活の或る程度を安定維持するの必要があります。今後時局の進展に連れ、一層國民生活の低下を覺悟しなければなりません(拍手)。併しながら國民をして各、其の處を得せしめ、其の職分に奉公せしむる爲には、國民總力發揮が其の要諦であります。

今日時局の必要に伴ひ失業轉業を餘儀なくせらるゝは已むを得ぬことありますが、特に中小産業者には此の轉業が多いことと思ひますが、是は已むを得ざる事情ありとは申しながら、國民は國家の爲ならば如何なる犠牲も敢て之を辭せざるも、等しく是れ 陛下の

赤子である以上は、爲政家は國民の一人と雖も其の處を得ざらしむることなからしむるの覺悟を以て、敢て努めて失業を防止し、已むを得ざるものに對しましては、十分なる安定の措置を執るべきことは勿論であります(拍手)。

眞に國民をして一致團結、心から國家の大事に協力せしむる爲には、申すまでもなく憲法を恪循し、身を以て之を遵奉實踐することにあります。憲法上大政翼賛の機關たるべき帝國議會の權限職守を紛更するが如きことは、斷じて之を許すことは出来ませぬ(拍手)。

國民をして普く此の重大時局の真相を周知せしめ、之をして發奮興起、國事に趨かしむるには眞に強力、積極的の國民的協力を得ることを以て要諦と致します。隨て言論の統制は緩急宜しきを計るべきであります(拍手)。國民の耳目を掩ふが如きことあつては、眞に國民の協力を求むる所以でありませぬ(拍手)。

近時非常時局の進展に伴ひ、官僚に對する非難の聲が昂まりつゝあるは掩ふべからざる事實であります。中には國民と遊離せる獨善の態度を執り、極めて偏狹なる見解を有する者もあります。若し各省の間に綜合的統一を齎るが如き缺陷あれば、國政上大なる支障を來す虞もあるのであります。官場の改革は今日戰時體制に最も必要であります。私は以上の如き趣旨を以て完全なる朝野一致の體制を整へ、軍官民渾然一體となつて此の時艱に當るべきものと確信致します(拍手)。

近衛公は昨日の議會に於て此の重大時局に當り、死力を竭して御奉公を致し、宸襟を安じ奉る決意を披瀝致されました。今日局に當る者の當然の覺悟であります。希くは其の決意を國政の上に具現し、此の時局に當り毅然として大政變理の任を竭し、瘳れて後止むの覺悟あらんことを切望致します(拍手)。

吾等も亦身を以て議會に奉公し、共に聖慮を安んじ

率らんとするものであります。

最後に私は重ねて一言致します。傳ふる所に依りますれば、今期議會に政府が提出せられる法案は、百數十件の多きに上ると傳へられて居ります。私は眞に戰時體制強化に必要な法案に限つて、之を此の議會に提出し、一日も早く此の議會をば終了することに政府も吾々も全力を盡さんことを切望するのであります(拍手)。

私は以上の理由に依り國民と共に大業の翼賛に邁進せんが爲に、此の決議案を提出致したのであります。何卒滿堂の御賛成を冀ふ次第であります(拍手)。

右演説において、松田君は國難突破の決意を高揚し、政府の行動に對し種々警告を發したが、最後の「眞に戰時體制強化に必要な法案に限つて議會に提出し、時局に緊切ならざる或は便乘的なる法案は整理すべし」と注意せる一言は、大きな意味を持つてゐたのである。

全議員は一致して右決議案を可決した。また近衛首相はこれに對し同感の意を表し、且つその意に副はんため十分の努力を吝まざるむねを約して、三時二十分休憩に入つた。

四、提出法律案の大削減

この戰時體制決議は二つの大きな結果をもたらした。その一は議會においてあり、その二は政府においてであつた。

衆議院はこの決議ありてのち、四時二十分休憩に引續き開議したが、進行係の武智勇記君の動議にしたがひ「戰時體制強化に關する決議及び其の趣旨辯明、並に之に對する政府の所信表明に鑑み、國務大臣の施政方針の演説に對する質疑は之をなさざること」に決して四時二十分散會した。けだし、恒例の如く國務大臣の施政演説に對する質疑に時日を費すことは、戰時體

制の至急強化を要するこんにち、最も不利なりとの見解に基いたものであらう。

政府はこの日午後七時半首相官邸において、臨時緊急閣議を開き、全閣僚出席の上松田君の演説の意に副ふため、議會に提出の法案百二十數案に再検討を加へ

- 一、時局下に緊要不可缺と認められるもの、即ち戦時體制として切迫せるもの
- 二、豫算の施行上法律の制定を必要とするもの
- 三、大體一月中に議會に提出可能のもの

と認められる法案のみに減縮することに決した。伊藤内閣情報局長は同日午後十時半、閣議終了後、その決した法案整理の方針に關し、談話の形式で次の如き發表を行つた。

本日總理は議會で聲明した通り、最近内外の緊迫したる情勢に基き政府も種々考慮してゐましたが、本日衆議院の決議もありましたので、議會に提出す

正法律案、日滿特許共助法案、營業免許法案

△農林省關係——肥料検査法案

△逓信省關係——海運事業法案

△厚生省關係——花柳病豫防法案、結核豫防法案、

癩豫防法案、醫師法改正法案

五、貴族院の時難克服決議

一方、貴族院はこの日(二十二日)午前十時八分開議、兵役法改正法律案を上程し、該案審議の特別委員を選出せしのみにて散會、豫定されてゐた國務大臣演説に對する質問は延した。

二十七日に至り日程を変更して、「時難克服に關する決議案」を上程した。公爵一條實孝君はこれが提案理由の説明に當つた。曰く、

○公爵一條實孝君 支那事變勃發以來第五年を迎へ、其の間歐洲戰亂の發生を見るに至り、世界を擧げて混

る法案等につきまして協議しました結果、選舉法、地方制度改正案、農業團體法案、配電管理法等は提出致しませぬ。しかし豫算に伴ふ法案並に時局に處置するために絶対必要なもの、例へば總動員法案國防保安法案等は提出致します。尙特に時局に鑑み、衆議院議員の任期を一ヶ年延長する方針であります。其他の法案については研究中であるが、提出法案數は半ば以下になす筈であります。

ちなみに、この整理の厄にあつて不提出に決した法案中今後注目すべきものとしては、右談中のものゝ外に、次の如きものがあつたといはれる。

△内務省關係——東京都制法案、地方計畫法案、防火修理法案

△大藏省關係——貯蓄證券法

△商工省關係——帝國有機合成事業振興株式會社法案、特許法、實用新案法、意匠法、商標法等の改

亂益、甚だしく、今や我が國內外の情勢は愈々多事多難を加ふるに至りました。長くも今期議會の開院式に方りて賜りました御勅語中にも、「世局は曠古の騷亂其の底止する所を知らず」と宣はせられて在るのでございまして、聖慮深遠、誠に恐懼措く能はざる次第でございます。我々國民は、國を擧げ全力を傾倒して支那事變を處理し、東亞の新秩序を建設して之が安定を確保し、延いては世界平和を招來し、人類福祉を増進せんが爲に、腐心致しつゝある次第であります。此の事たるや、賜りましたる御勅語の中にも明かなるが如く既に一貫したる帝國の國策として微動だも致さぬ所であります。然るに世界各國の中には固より我が帝國の眞意を了解して、我が國が東洋に於ける指導者的地位に立ち、東亞安定の推進力となりつゝあることを是認して居る國がありますと同時に、尙帝國の眞意を了解するに至らず、所謂敵性行爲を露呈致しまして、

帝國の使命達成上に多大の障礙を與へつゝある國もありますことは、眞に遺憾に堪へない次第であります。

政府に於かれましては我れに好意を持つものとは彌彌提携を緊密にして事に當るべきことは勿論であります。未だ我が眞意を了解せざるものに對しまして、遽に之を敵國と看做すが如きことなく、省みて己れの努力の足らざる所を憂へ、進んで我れの眞意を了解せしむるやう一段の努力を拂はれまして、能ふ限り外交手段を以て此の多難なる時局を打開するに努められたいのであります。而も尙且不幸にして我が眞意を解せず、飽く迄も我が國策の遂行を阻害するものがありましたならば、須らく斷乎として之を排撃しなければなりません。由來、世界に於て國を成すもの數多くございしますが、何れも自國の利益の爲には他國のそれを顧みる所無きを常とするのでございます。眞に國際正義を強調する帝國の意圖を曲解する所も亦實に此に

在るものと考へるのであります。加之、近時洋の東西を問はず、徒に聲を大にして恫喝を事とするもの、前後の思慮なく輕率妄動するものが増加致したのであります。此の際、政府としては毅然たる態度を以て事に臨み、徒に眼前の事象に眩惑せらるゝことなく、光輝ある我が二千六百年の歴史、就中明治維新以來の近代國家的躍進日本の發展過程に鑑みまして、能く内外の情勢を洞察し、政治力を強化して國民を率ゐ、諸般の畫策施設は悉く之を東亞安定の大理念に歸一せしむることに専念せられたいのであります。

幸に只今は帝國議會開會中であります。貴族院と致しましては、憲法の條章に循ひ、政府に對し質すべきは質し、述べべきは述べ、全力を擧げて御協力申上ぐる考でありますから、政府に於かれましては、議會を通じて國民に對し、知らすべきは之を知らしめて其の纏ふ所を統合し、國民をして君國の爲眞に一身を挺

するの覺悟を固めしむるやう、從來とても十分御盡力のあつたこととは存じますが、此の際一層の御努力あらんことを切望致すのでございます。斯くして國民精神を昂揚し、國を擧げて熱火の一團と化せしめ、以て國家總力を十二分に發揮することが出来ましたならば此の時艱を克服し、以て上宸襟を安んじ奉り、下國民の興望に副はれることも亦難からざること、考ふるのであります。是より決議案を朗讀致します。

時艱克服ニ關スル決議

政府ハ東亞安定ニ關シ屢次賜レル 勅語ヲ遵奉シ内外ノ情勢ヲ洞察シ全力ヲ傾注シテ帝國不動ノ國策ヲ遂行シ以テ上ハ 親慮を安ンジ奉リ下ハ國民ノ興望ニ乖カザラムコトヲ期スベシ

右決議ス

一條公の説明には特に目新しい主張もなかつたが、その中に「政府に對し質すべきは質し、述べべきは述

べん」とする貴族院の態度が看取せられる。即ちこの日まで、衆議院の例にならひ、本議場における大臣演説に對し質問すべきか否かで貴院側には多少の論争があつたといはれてゐたが、この決議を可決してのち直ちに日程の如く前日の國務大臣の演説に對して質問の矢がはなされたのである。

下村宏君、赤池濃君は、この日大いに論じ、また翌二十八日田中館愛橘君がこれに當つた。

六、第七十六議會の收穫

貴衆兩院の議事は、右に述べたやうな序幕のあとを受けて、例年にない速度と緊張のうちに進捗した。大體二月一杯で議事を終へ、以て政府をして時艱克服戰時體制強化に當らしめんとすの計畫のもとに、萬事がはか取り、政府提出の諸案件は、たゞ刑法中改正法律案において貴衆兩院の修正意見を異にし、二月下旬兩院

時局と政策の動向

協議會によつて漸く兩院及び政府の協議成立したのを除いては悉く原案通り成立を見るに至つた。

衆議院は三月一日午後一時五分開會され、小山議長は「政府より提出すべき議案はないとのことでありませぬ。又只今の新議題と致すべきものもありません。仍て今後本會議を開く必要が生じますれば、其の際は公報を以て御通知致します云々」として、同十一分散會したのちは、三月十五日外交問題に關する秘密會議あり、同二十五日を最後として議事を閉じた。

また貴族院も三月一日を以て議事を終へ、同右の十五日秘密會議あり、二十五日を以て閉會した。

この間、兩院においては豫算、決算、建議、請願の各委員會並に各法律案の特別委員會がしきりに開かれ、議員諸氏は熱心にその職務に盡すところあつた。

今、この議會を通じて成立した政府提出の豫算及び法律を概観するに、先づその豫算關係は次の十五件を

一四

數へた。

- 一、昭和十五年度一般會計歳入歳出總豫算追加 (第一號)
歳出一〇、一一二千圓
- 二、同 (第二號)
歳入一八、七四五千圓
歳出五七、四〇五千圓
- 三、同 (第三號)
歳入 七五一千圓
歳出 八、九二一千圓
- 四、昭和十五年度特別會計歳入歳出豫算追加 (特第一號)
- 五、昭和十五年度歳入歳出豫算追加 (特第二號)
- 六、昭和十五年特別會計歳入歳出豫算追加 (特第三號)
- 七、昭和十六年度一般會計歳入歳出總豫算
歳入 六、八六三、二六一
歳出 同右
- 八、同追加 (第一號)
歳入 一、一三一、八四九
歳出 同右

- 九、昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算
- 十、同追加 (特第一號)
- 十一、臨時軍事費豫算追加 (臨第一號)
歳入 一、〇〇〇、〇〇〇
歳出 同右
- 十二、同 (臨第二號)
歳入 四、八八〇、〇〇〇
歳出 同右

- 十三、臨時陸軍材料資金豫算追加 (臨材第一號)
- 十四、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
- 十五、同 (追第一號)
右の内、昭和十六年度一般會計歳入歳出の豫算額は追加を加へると七十九億九千五百一十一萬圓となり、前年度のそれに比し表記すれば次の如くなる。

經 常 部 臨 時 部 普 通 歳 入 公 債 歳 入 前年度利餘金繰入 合 計	昭和十六年度一般會計豫算額		前年度豫算額	差 引 増
	本 豫 算	追 加 豫 算		
經 常 部	三、七九〇、五三〇	〇	三、三六一、九七八	四〇八、五五二
臨 時 部	三、〇三三、七四〇	一、一三一、八四九	二、七四一、八四八	一、四六九、七七一
普 通 歳 入	一、一三三、九四三	七、一九六	七四八、七五	三七一、三五四
公 債 歳 入	一、八七九、二九八	一、一三四、六五三	一、九〇六、五四三	一、〇九七、四八八
前年度利餘金繰入	八〇、四九八	〇	七九、五三二	九七
合 計	六、八六三、二六一	一、一三一、八四九	六、二六、八二七	一、八七、二八三

支出(〳)

臨時部	三、三〇、八四一	三三、五二八	三、六四、三五九	二、七四八、八四六	八八五、五二三
常時部	三、五四、四一九	八二八、三三〇	四、三六〇、七四九	三、四三四、九三三	九三五、八二六
合計	六、八六三、三六一	一一三、八四九	七、九九五、一〇〇	六、一七三、七六九	一、八二二、三四一

なほ右豫算において、その歳入豫算の内譯を見るに

租税收入	三、六九〇、六〇〇 (四六・三)	千円%	三、四七、八九一 (四〇・六)
印紙收入	一四二、三三三 (一・八)		二、一三三、九六六 (二六・七)
官業及官有財産收入	五二五、六七二 (六・四)		一、一三六、三六八 (一五・五)
特別會計ヨリ納付金繰入金等	三九七、一八九 (五・〇)		七六二、四六三 (九・五)
公債金	三、〇〇三、九五〇 (三七・六)		三四八、九〇〇 (四・四)
前年度剩餘金繰入	八〇、四九八 (一・〇)		二、九〇〇、〇〇〇 (三・三)
其ノ他	一六四、八四七 (二・〇)		七、九五、一一〇 (一〇〇・〇)
計	七、九五、一一〇 (一〇〇・〇)		

更にこれが歳出豫算の内譯は次のやうになつた。
皇室費 四、三〇〇 (〇・一)

軍事費 三、四七、八九一 (四〇・六)
行政費 二、一三三、九六六 (二六・七)
國債費 一、一三六、三六八 (一五・五)
補助費 七六二、四六三 (九・五)
年金及恩給 三四八、九〇〇 (四・四)
國庫準備金 二、九〇〇、〇〇〇 (三・三)
計 七、九五、一一〇 (一〇〇・〇)

本議會を通過成立した法律は合計八十七件の多きに上つた。今これが名稱のみを摘記すれば(各法に就ては、東洋經濟新報社編「戦時法令集」を参照されたい)

目次

△内閣關係——一、國家總動員法 一、委員會等の整理等に關する法律 一、恩給法中改正

△大藏省關係——一、昭和十六年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律 一、昭和十六年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律 一、昭和十二年法律第八十四號中改正(支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する件) 一、昭和十二年法律第八十四號中改正(支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する件) 一、昭和十五年法律第六十九號中改正(支那事變に關する一時賜金として交付する爲公債發行に關する件) 一、留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律(略) 一、田名部運輸軌道の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律(略) 一、朝鮮事業公債法中改正 一、臺灣事業公債法中改正 一、昭和十三年法

- 特例に関する法律 一、朝鮮銀行法及臺灣銀行法の臨時特例に関する法律 一、朝鮮銀行法中改正 一、臺灣銀行法中改正 一、日本勸業銀行法中改正 一、農工銀行法中改正 一、北海道拓殖銀行法中改正 一、不動産融資及損失補償法中改正 一、無盡業法中改正 一、國民貯蓄組合法 一、國民更生金庫法中改正 一、輸出補償法中改正 一、昭和十二年法律第九十二號中改正(輸出入品等に関する臨時措置に関する件 一、重要機械製造事業法 一、工作機械製造事業法中改正 一、日本製鐵株式會社法中改正 一、帝國石油株式會社法 一、人造石油製造事業法中改正 一、帝國燃料興業株式會社法中改正 一、商工會議所法第十四條の臨時特例に関する法律
- △農林省關係——一、蠶絲業統制法 一、木材統制法 一、昭和十二年法律第九十號中改正(米穀の應急措置に関する法律

- 置に関する件) 一、農地開發法 一、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正
- △逓信省關係——一、日本發送電株式會社法中改正 一、東亞海運株式會社法 一、郵便貯金法中改正
- △鐵道省關係——一、帝都高速度交通營團法 一、官士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬鐵道買収に関する法律
- △内務省關係——一、衆議院議員の任期延長に関する法律 一、府縣會議員市町村會議員等の任期延長に関する法律 一、地方分與稅法中改正 一、大正九年法律第五十六號中改正(北海道拓殖鐵道補助に関する件)
- △厚生省關係——一、國民勞務手帳法 一、勞働者年金保險法 一、醫療保護法 一、健康保險法中改正 一、住宅營團法 一、貸家組合法
- △文部省關係——一、義務教育費國庫負擔法中改正

一、小學校令の改正に伴ふ恩給法等の規定の整理に關する法律

△拓務省關係——一、樺太開發株式會社法

△司法省關係——一、國防保安法 一、治安維持法改正 一、刑法中改正 一、民法中改正 一、非訟事件手續法中改正 一、戶籍法中改正 一、民事訴訟法中改正 一、陪審法中改正 一、大正二年法律第九號中改正 一、借地法中改正 一、借家法中改正

△陸海軍省關係——一、船舶保護法 一、軍機保護法中改正 一、兵役法中改正 一、陸軍軍法會議法中改正 一、海軍軍法會議法中改正 一、陸軍軍人軍屬違警罪處分例中改正 一、海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正

右は大體における本議會の收獲であるが、僅少の會期にかゝる多數の議案を議決したことは、開議初頭の兩院の決議を如實に實踐せるものとして、所謂眞實議

第七十六議會の概観

會と呼ばれてる名稱を辱かしめなかつたといへよう。

七、眞實議會の新しい課題

第七十六議會は三月二十五日を以て終幕したので、二十六日貴族院議場において閉院式が舉行された。但しこの日 聖上の臨御はなく、兩議院に賜はつた優渥なる勅語は近衛首相が捧讀した。

勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等克ク

朕力意ヲ體シ協賛ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

さて翻つて以上の経過を通觀するに當り、そもく

今議會が頗る異常な環境のもとに終始したことを、先づ銘記しておかねばならぬ。

世界的な時局にあり、國內の強化が緊切に要求されてゐる非常時下の議會であつたことはもちろんだが

それと共に、在來政黨によつて運営されてゐた議會が本議會より政黨抜きで運営されたことである。議會は政黨によつて秩序が維持せられ、政黨なくしては圓滑な運行は不可能であるとは、在來の政黨理論の原則として疑はれなかつたところであるが、今度の議會は一應その有力な反證として指摘され得るほど、比較的圓滑に運んだ。しかしこれは眞に小異を大同の爲に一擲せねばならない國難に追ひこまれてゐる現時局においては、極めて當然なことであるが、政黨がなくても、議員の自省の次第によつては、議會は正しく運営され得ることを如實に示した點において、政治上に一つの顯著な示唆を含むものといへよう。

たゞ大政黨賛會に關する論議が議員間に沸騰して、收拾つかぬ局面に乗りあげた二月中旬から下旬にかけて、舊政黨首領たる町田忠治氏、久原房之助氏、中島知久平氏、安達謙蔵氏等の内閣參議が登場して、これ

をまとめねばならなかつたやうな事態は、舊來の政黨的羅網の強さと役割の未だ少なからざるを思はせた。これを要するに、一國一黨の指導者國家群と、政黨對立の自由主義國家群とに分れつゝある世界政治の分界に立つて、日本の議會政治家は何處へ行くかを大いに考へさせられる事情のもとに終始した。この意味において、今議會は今後なほ反省の對象となるであらう。本議會は政府の提案を丸飲みにしたといつてよいほど、圓滑にはこんだが、しかしその論議においては、こと大政黨賛會の問題、統制經濟の問題、經濟新體制の問題に觸れると、政府と議員の間には相當はげしい論戰の火花が散つた。そして政府は幾多の言明を議會の記録にのせた。これ等は、既に入つたこの新しい年度において、どう實現されるか——政府にとつては責任ある公約であると共に、國民の最も期待し、注視すべき指標でなければならぬ。

第一章 時局と政策の動向

一、近衛内閣總理大臣の施政演説

近衛首相は一月二十一日の休會開け議會の初頭に當り、兩議院において、時局に對する政府の所信を述べ重要國務に關し、その向ふべき方針を明示した。この演説を通して、先づ我々は時局及び政策の動向を大觀せねばならぬ。左は衆議院での演説である。

本日こゝに第七十六回帝國議會に臨み、政府の所信を披瀝するの機會を得ましたことは、私の欣幸とする所であります。

今期議會の開院式に當りましては、特に優渥なる勅語を賜はりました、まことに感激に堪へませぬ。私は諸君と共に、謹んで、聖旨を奉體して、一意赤誠を盡

し、以てこの非常時局における御奉公に缺くこと無きを期したいと思ふのであります。

事變勃發以來幾多の艱難辛苦を克服し、稜威の下赫赫たる戰果を收めたる皇軍將兵に對しましては、深く感謝するとともに、護國の英靈に對しましては、衷心より哀悼の意を表する次第であります。

今や帝國は正に有史以來の非常時局に直面致して居るのであります。この際内外の情勢に鑑み、内は國家總力發揮の國防國家體制を整備し、國是遂行に遺憾なき軍備を充實するの要あり、外は、大東亞の新秩序建設を根幹とし、先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を達觀して機に臨み適切なる施策を講じ國運の一大進展を期するの要、特に切なるものがあるのであります。

これがため政府は組閣勿々基本國策要綱を決定して爾來銳意その實現に努力し來つてゐるのであります。

櫛に締結されましたる日獨伊三國條約の趣旨は、長くも當時渙發せられましたる 大詔に昭示し給ひたる所でありまして、帝國は本條約の締結により、世界の平和を保持し大東亞の安定を確立するの大目的に向つて進まんとするのでありまして、戦禍の擴大は固よりこれを欲するものではないのでありますが、帝國の所信を貫徹するは前途なほ遠遠といふべく、幾多の障礙に遭遇する事あるべきを豫期するの要あるは固より、未曾有の國難突破をも覺悟せねばならぬ時期の到来をも豫想せられるのでありまして、この際全國民の一段の發奮努力を切望する次第であります。

帝國は櫛に更支那との關係を調整すべき根本方針を闡明し、支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱したのでありまして、わが提唱に共鳴せる人士により樹立せられたる新政府は、皇軍武威の宣揚に伴ひ、着々その歩を進め、昨年遂に日滿支三國

間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至つたのであります。しかしながら支那には今なほ民族協和の大道を覺らず救國の大事を抗戰の一途に求むるの勢が残存し、最近英米等においては援蔣政策を更に露骨化し、帝國を牽制せんとしつゝあるものでありまして、帝國は抗戰を事とする者はあくまでもこれを擊滅し、我に共鳴する者は堅くこれと提携し、大東亞新秩序建設のためいよ／＼邁進せんとするものであります。

國體の本義に基づき庶政を一新し、以て國防國家體制を確立するは、現下内政の急務であると信ずるのであります。これがためには先づ敬神崇祖の美風の涵養に努むるとともに、國體の本義に透徹する教學を刷新し、自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道徳を確立すべきものと考へるのでありまして、これが方策は固より、政治の全面に關係を有するものであります。その根源は一に教育の力に俟つべきこ

と勿論でありますので、教育の振興については政府は特に意を用ひて居るのであります。

國內新體制の基底をなすべき萬民翼賛の國民組織確立につきましては、已に聲明した所ではありますが、曩に大政翼賛會は設立せられ、大政翼賛運動は展開されつゝあるのであります。

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時であります。今日全國民が小異を捨て、大同に就き、眞に一致して大政を翼賛し奉らんとする氣運に相成つて参りましたことは、邦家のため洵に慶幸に存する次第であります。大政翼賛運動は申すまでもなく、全國民が國體の本義に基づき、憲法の條規に遵ひ、日夜その職域において奉公の誠を致さんとするものでありまして、正に臣道實踐の一語に盡きるのであります。大政翼賛運動が、今後急速活潑に展開することは、政府の最も希望する所でありまして、これが成否は國運の消長に

影響するところ甚大なるものあるべく、全國民の熱烈なる協力を期待してゐる次第であります。

政府は夙に官界新態勢の確立を期し、先づ文官制度の改正を必要と認め、文官の身分保障制度を撤廢し、また文官の銓衡任用の途を廣むる等諸般の改正を行ふことと致し、之に關する勅令も已に公布を見るに至つたのでありまして、その運用につきましては萬全を圖り、以て官界の氣風の一新を期して居るのであります。更に時局即應のため、官廳の事務の再編成等に行きましても鋭意攷究を重ね、必要なる改新は進んでこれを斷行する所存であります。

政府は日滿支を根幹とし、大東亞を包容して、自給自足經濟の確立を期するとともに、官民協力の下に重要産業を中心とする総合的計畫經濟を遂行し、これにより生産力を擴充し以て軍備の充實の基礎を固くするとともに國民生活の安定に資せんとするのであります。

す。これがためには公益優先、職域奉公の趣旨に、其き、國民經濟を指導するとともに、經濟新體制を確立し、國民の潑刺たる創意に基く最高能率の發揮により生産力を増強せしめ、以てその總力を發揮することを得しめんとする所存であります。

現下經濟情勢の變化に基きまして、一般産業殊に中小商工業につきましては、相當深刻なる影響を蒙りたるもの少からざる状況であります。政府は極力その維持育成に努むるとともに、その轉業の已むを得ざるものに對しては、これに必要な諸般の施設を講じ、以て國策の遂行に伴ふ國民の犠牲を少からしむることに就き鋭意努力を重ねてゐるのであります。

事變の推移に伴ひ主要食糧確保の問題は極めて緊要と相成つたのであります。これが對策として、生産の確保、配給の適正及消費の規正に努めつゝあるのであります。殊に米穀については國家管理制度の實施、

その他需給調整上必要な措置を講じまして、國民生活の基礎を安定せしめんことを期してゐる次第であります。なほ政府は農家生活の安定を圖るとともに、農業生産の擴充伸展を期するため、肥料その他生産必需資材の供給に努めまして、食糧増産を圖る等萬遺憾なきを期して居るのであります。

國民生活必需物資は時局の進展に伴ひ一般に潤澤を缺くに至つたのであります。政府においては極力これが供給確保に努むるとともに、低物價政策を堅持し、以て國民生活の安定を圖つて居るのであります。國民また克く時局の重大性を認識して、生活を簡素にし志操を堅持し、以て時艱克服を期せられんことを望むものであります。

以上は高度國防國家體制確立のため極めて重要な施策に就き申述べたのであります。今後政府は渾身の力を揮ひ、これが完遂に當らんことを固く誓ふもの

であります。國民またこの曠古の非常時局に臨み、わ

が肇國以來の輝かしき國運の進展が、常に稜威の下わが祖先の忠勇なる忍苦發奮により遂行せられたるものなることを想ひ起しつゝ、現下の難關を突破前進することによりてこそ赫灼たる一大光明の境地に到達し得べきものなることを確信し、舉國相率る相信じて時艱克服のため全力を盡すの覺悟を堅持せられたいと切望する次第であります。何卒政府の意のある所を諒とせられ、政府提出の豫算案並びに法律案につきましては御審議の上速かに協賛を與へられんことを切望致します。

第二章 軍事活動の新發展

支那事變勃發以來三年半、我内治外交の陳營は、この事變の推移と共に、相呼應して幾變遷して來た。いま我々の最も凝視するものは、現地支那の第一線である。東條陸相と及川海相は一月廿一日の貴衆兩院本議場に於て、交々立ち昨年度中の動きを中心に戦況の報告を行ひ、今後の見通しについて言明するところあつた（衆議院での演説による）。なほ議場及び委員會に於ける質疑には軍事に涉るもの餘りなく、窪井義道君の陸海軍大臣との問答が注目をひきしのみ。

一、東條陸相の戦況等の説明

只今より支那事變の現況に就て御説明申し上げます。

事變勃發以來こゝに三年有半になるのであります。が皇國陸軍は海軍と密接なる協力の下支那の心臓部であります所の中原を制し敵を僻陬に壓し、且つその露動を常に機先を制して粉碎致してをります。

而して昨昭和十五年におきます敵の抗戦の特色は極めて消極退嬰的なる點でありまして、一昨昭和十四年におきましては數回に互り自主的反攻を企てましたが、昭和十五年におきましては昭和十四年末より引續き行はれました冬期攻勢のほか、彼が全面的に反撃して参りましたことは一度も無く、僅かに八月北支において共産軍が稍、活潑に出撃せるのみで極めて局部的なものに過ぎず、蔣直系並に傍系軍は専ら防勢に終始した次第であります。そこに戦力の低下を如實に證明致してをるのであります。

而してこれに對し皇軍は敵の冬期攻勢の粉碎に引續き各方面に寧日なき積極的作戦を實施し、更にその戰

力を破砕したのであります。特に宜昌攻略並びに陸海協同の連續奧地爆撃及び佛印進駐或ひは敵補給路の遮断等その敵に與へました打撃は甚大であります。

以下先づ昨年四月以降の陸軍の行ひました主要作戦の概要につきまして申し上げます。

北支方面 北支におきましては昨年四月以降六月下旬に互り山西省南部において晋南、郷寧作戦及晋南反撃作戦等により敵第一戦區の中央軍に對し徹底的に打撃を與へました。

しかるに八月下旬以降九月に互り共産軍の活潑稍、活氣を呈し我が交通線等若干の被害を見ましたが、我が軍は機を失せず反撃し更に十月以降十二月に互り河北、察哈爾、山西省境及び中部山西において數次に互り共産軍を撃滅しその根據地を覆滅し、ために目下全く地下に潜入しある状態であります。

中支方面 中支におきましては五月一日より七月上

旬に互り宜昌作戦を行ひ約五十師、四十七萬の敵を撃破し、約九萬に達する遺棄死體、約一萬三千の小銃、その他莫大なる鹵獲品を得ました。

而してこの宜昌攻略が政戦兩略上に及ぼしました利益は極めて大でありました。即ち之により航空部隊の根據地を同地に推進するを得、ために御存じの如き重慶に對する徹底的爆撃の成果を収め得ましたのみならず、また補給上の要點たる同地の占據によりまして。

武漢平地と重慶との軍需品等の輸送を著しく困難ならしめ、且つ揚子江南北の交通が遮断せられ非常なる迂回をせねば南北の連絡が採れぬことになつたのであります。

なほ十月月上旬より約一ヶ月に互り江南作戦を實施し杭州西方地區の敵二十萬に決定的打撃を與へ、以て揚子江下流三角地帯を窺察する敵の企圖を封殺したのであります。

南支方面 南支方面におきましては五月、六月に互り良口作戦を行ひ、以て中支の宜昌攻略を容易ならしめました。

その後九月下旬佛印進駐に伴ひ、同方面より予る援蔣補給路を完全に遮断することを得、從來同様の自的を以て南寧、龍州方面に派遣せられてをりました我が南支軍の一部はその任務が完全に終了致しましたので、去る十月末撤收を開始し十一月中旬一兵を損することなく完全に欽縣海岸を撤し、こゝに機動豫備兵力を増強することを得ました次第であります。

今後欽縣海岸方面よりする援蔣補給の行爲に對しましては我が海軍により監視遮断することになつてをります。

佛印進駐 なほ佛印進駐について申し上げます。

八月三十日東京に於ける佛印進駐に關する日佛中央取極め成立に引續き爾後幾多の曲折はありましたが、

九月二十二日に至り現地協定の成立を見、二十三日北部佛印に平和的進駐を開始致しました。

しかるに本進駐に方り一部佛印軍との間に一時紛争を生じたのでありますが、各方面の努力により間もなく平靜に歸し各部隊は逐次河内附近に進駐の上それぞれ任務に就き、こゝに佛印よりする援蔣補給路の完全遮断並びに重慶に對する異常なる壓力を加へ得ることとなり、引續き今日に及んでゐる次第であります。

現地治安の状況 以上作戦の梗概につき申述べましたが、これに伴ふ占據地域の治安につきましては、現地軍の不斷の努力により格段の安定を見つゝある次第であります。

しかしながら敗退の雜軍はなほ所在僻地に蟄居し、他方潛行する共產軍勢力の増大はなほ輕視すべからざるものあり、軍はこれに對し今後更に果敢なる討伐を行ふと共に、新政府とも密かに協力し、特に支那民衆

の宜撫獲得に留意し、占據地域の迅速なる定期明朗化を期し不斷の努力を傾注しつゝある次第であります。

これを要しまするに、現地陸軍と致しましては、彼の廣大なる地域において約二百萬の敵正規軍の撃滅とその他所在の兵匪に對する積極的な討伐戦闘とを繼續致して居る次第でありまして、その苦心努力は到底内地において想像し得ざるものがあるであります。

而して絨上の如く治安は漸次向上を見つゝある情勢におきまして、軍と致しましては更に討伐肅正を續行しつゝ今後ますます戦力を培養するの必要を感じる次第でありまして、この點從來と何等變化なきものと存するのであります。

敵軍の戦力低下 以下敵軍の戦力低下の情況につき申述べます。

昨年度において敵の全面的反攻が殆ど皆無でありましたことは前に述べました通りでありまするが、更に

敵の戦力を詳細に觀察致しますれば、敵側軍隊の精神力の低下は最近著るしいものがあります。

それは近時の各作戦に如實に示されてゐる所でありまして、例へば交戦兵力に比して遺棄死體が減少し、逆に俘虜及び歸順兵が著るしく増加してをりますこともその現象の一つであります。またその空軍は目下約二百機の徴々たるものに過ぎず、専ら我が空軍との戦闘を避けてをる状況でありまして、その他裝備の不良、給養の悪化は甚だしきものがあります。次に重慶の内部情勢につき申述べます。

全支に互る我が中原制覇と封鎖の強行により敵の困窮は日に甚だしきものと判断せられます。

敵側財政は歳入の主體なる關稅、鹽稅、統稅の八割乃至九割を失ひ、ために公債及紙幣の増發の結果、法幣は戦前の四分の一程度に落下し、物價指數は戦前の一〇〇に比し昭和十五年一月においては三三五であり

ましたが、十一月においては一擧八五〇を示してゐる有様であります。

また共產軍は昨年度よりかへつてその勢力を擴大致し、ために國共關係は昨春以降兩者の暗闘深刻化し、一時兩者主腦部間に一應の協定を見た様でありましたが、最近再び兩者の關係は悪化せんと致してをります。

抗戰繼續の原因 以上の如く困窮の一路を辿りつゝある蔣側が依然として抗戰を持續しつゝある所以に就きましては、幾多の原因あるべきは固よりであります。その主なるものゝ第一は第三國の援蔣施策を過大に評價し且つこれが將來の發展強化に大なる期待を懸けてゐることあります。

御承知の通り米國よりは一億弗、英國よりは一千萬磅の借款を得たのでありますが、本借款は從來の經濟的借款と趣を異にし、多分に政治的意味を有するものでありまして、實際的效果は我が輸入路の封鎖強化等

より見まして大なるものなしと判断するものであります。この點は支那有識者も既に諒解してあるやうであります。

主なる原因の第二は、我が國體及國民性に對する認識不足より區々たる我が國內現象を見て、今にも政治的乃至經濟的に破綻を來すやうに判断してゐることでありませう。

かく如く蔣側をして我が國を誤断せしめてをりますことは我々と致しましても大いに考ふべき點であらうと存じます。

蔣側の現状は大體以上の通りであります。今日なほ二百六十ヶ師、約二百萬の軍隊は依然として蔣の命を奉じ、彼の政治力また未だ權威を失つてをりませず、國際情勢また樂觀を許さざるものがありますから、東亞における全面平和の日は近き將來遽かにこれを豫期し得ざるものがあります。

しかしながら支那事變の前途に對して赫々たる光明を確認しあるのは勿論であります。内外諸般の情勢に對しても亦これに對する方途と準備とを有することは申す迄もない事であります。

たゞこれがため最も切要なる一事は我が一億國民が今日この年が非常時中の超非常時たる所以を確認し、眞に一體の結合を以て事變處理に國家國民の總力を擧げて集中すべきであると存するのであります。

最後に一言致したいことがあります。皇軍は有史以來のこの聖戰に常に赫々たる武勳を立て、着々として建設の歩を進め、以て有史以來の聖業完遂に邁進致してをりますことは實にこれ固より大稜威の然らしむる所であります。亦銃後一億同胞の熱誠なる御後援に俟つもの大なりと存するのであります。

私は先般現地に參り將兵に對し皆様の感謝の御言葉を傳へましたが、一同は齊しく銃後國民一體の誠意に

深く感謝し、更に勇躍如何なる艱苦にも打克つて聖業の完遂に邁進すべく覺悟を固めて居ることをこの席上に於て御報告申し上げます。

しかし、何と申しましても異境に轉戦す第一線將兵は常に銃後を顧念致しまするもので、國內情勢につき想像以上の關心を有するものであります。従ひまして、私は今回の經驗から國內事情を洩れなく機を失せず正しく第一線に傳ふるの有意義であることを痛感致しましたので、本議會における各位御協賛の状況も逐一速かに第一線に傳達して第一線將兵を安心させたいと思つてをります。

こゝに現地全將兵に代り陸軍を代表致しまして皆様を通じ全國民に對しまして厚く御禮申上ぐる次第であります。

二、及川海相の戦況等の説明

支那事變に關しまして前議會以後における海軍作戦

第二章 軍事活動の新發展

の概要を説明致します。

帝國海軍在支作戦部隊は陸軍部隊と緊密に協同し、幾多の困苦に耐へ缺乏を忍びつゝ勇戦奮闘、ひたすら聖戰目的の完遂に努めてをるのであります。作戦の様式により概ねこれを揚子江方面作戦、沿岸封鎖作戦及び航空作戦に大別することが出来るのであります。

揚子江方面作戦 揚子江方面におきましては、江口より上流約一、〇〇〇哩に亘る全水域においてしばしば江岸に出沒策動する敵を攻撃撃破し、また敵が敷設せる機械水雷を清掃處分する等、専ら本水路の安全維持に努めてをるのであります。

中にも昨年四月の交、陸軍部隊により行はれました蕪湖上流地區における揚子江南岸掃蕩作戦及び湖北省掃蕩作戦、六月行はれたる宜昌攻略作戦、九月の高郵湖方面の敵新四軍に對する掃蕩作戦、その他各地掃蕩作戦には各、江上艦艇、航空部隊及びその他の海軍兵

力を以て極めて有効なる協力を行つたのであります。この江上部隊の作戦は中部支那の大動脈たる揚子江の安全を確保し、作戦部隊の後方補給路を維持するのが主任務でありまして、極めて地味な作業が多いのであります。昨年一ヶ年中揚子江上において處分致しました機雷数は七五〇を超ゆるのでありまして、一刻たりとも油断の出来ない極めて危険の多い、また困難な作業であります。江上部隊は連絡不斷、あらゆる困難を冒し終始黙々として本作業に従事してをるのであります。

沿海封鎖作戦 外海沿岸方面におきましては封鎖作戦を續行強化し、着々成果を擧げてをります。特に昨年七月中旬以後、作戦の必要に基づき寧波、温州その他各主要地點に對し一切の船舶の入港禁止を宣言し、また引續き各種重要地點に急襲作戦を実施し、敵據點を破壊覆滅して封鎖作戦の完遂に努めたのであります。

ずる輸送路の爆撃に従事し、その要點たる各橋梁を爆撃して多大の効果を収めたのであります。南支航空部隊は現在もなほ右の輸送隊に對し引續き攻撃を加へてをります。ほか、中支航空部隊もまた四川省方面に對して活潑なる作戦を繼續してをりまして、昨年一ヶ年間に敵空軍に與へた損害は約三二〇機に達し、わが方の被害は一一機であります。

海南島掃蕩戰 以上各作戦のほか三月四月の交、海南島の大掃蕩作戦を実施して殘敵を奥地山嶽地帯に盤伏せしめ、同島の治安は漸次回復してをります。また九月下旬佛印進駐に當りましては、陸軍部隊の海上輸送及び護衛その他に有効なる協力を行ひましたことは申上げるまでもございませぬ。

以上が海軍作戦の概要であります。今や敵は奥地深く遁竄して僅かに餘喘を保つ状況であります。海軍におきましては海上封鎖及び奥

す。沿岸封鎖作戦は敵の補給路閉塞上極めて重要且つ有効なるものでありますので、本作戰に従事する艦艇は炎暑を冒し激浪風濤に抗し、能くその任務を達成してをるのであります。

航空作戦 昨年中において最も果敢に活躍致したものの一つは航空作戦であります。なかんづく四月下旬より十月に亘る期間、連續四川省各地、特に敵の首都重慶に對して猛爆を加へ、殆ど完膚なき状況に至らしめ、また所々に震動する航空機を撃破して赫々たる戦果を収めましたことは、その都度發表の通りでありまして、既に御承知のことと思ふのであります。

右のほか昨年一月上旬、敵が廣西方面に敗殘航空機を集中しました際、南支航空部隊は一擧に先制空襲を加へ、その大部を撃破し殘敵を四川、雲南方面に驅逐し引續き陸軍の南寧北方作戦に協力し、また滇越鐵道要地の爆撃及び昆明その他雲南省各地、特にビルマを通

地爆撃等が現下の作戦目的達成上、極めて有効なる手段なることを確信し、いよ／＼旺盛なる士氣を以てこれ等の作戦に従事致しますると共に、全海軍の將士は日夜練武に専念致しまして、世界の大變局に備へ、以上大元帥陛下の大御心に應へ奉り、下、國民の期待に副はんことを堅く期してをる次第であります。

なほ作戦部隊に對し國民全般の熱烈なる御後援を得ましたること、別して衆議院議長初め、多數の議員諸君が、或ひは戦地における部隊を訪問せられ、或ひは病院、療養所等を御見舞下さいまして、親しく將兵に對し慰問激勵を賜はりましたことは洵に感激に堪へない次第であります。

また統後におきましても、あらゆる階級を通じ國民一般が各種の慰問、獻金、獻品等に努められ、溢るゝが如き熱誠を示されてをりますことは我が海軍全將兵が常に深く感謝致してをる所であります。

今、献金及び献品等の状況を簡単に申し上げますれば、事變勃發以來昨年末迄において、各種の献金が合計五千七百餘萬圓、恤兵品が約六百十九萬點の巨額に達するのであります。

これ等の使途は極力献納者の意志に副ふ如く致してあるのであります。国防献金によりまして作製の飛行機四百十八機、又各種の兵器三千數百點に上り、恤兵金は慰問袋等恤兵品の購入、死傷病者に對する弔慰金に充て、學術奨励金は艦船、航空機、その他諸軍用器材に關する研究資金に充てゝをります。

伊號第六十七潜水艦の遭難 なほこの機會におきまして伊號第六十七潜水艦の遭難の状況に關し御説明致したいと思ひます。

同艦の遭難に關しましては先にその真相を發表致したのでありますが、なほ更に詳しく當時の状況を申し上げますれば、昨年八月二十九日午後三時頃、東京灣の南

方約六〇〇哩の海上において艦隊演習中の出來事でありました。同艦の行動につきましては、當時その附近に在りました飛行機上より認めましたのが最終でありまして、その際同艦が潜航作業に移りつゝある状況を確認してをるのでありますが、その時以來通信が杜絶し杳として消息を斷つに至つたのであります。

艦隊におきましては即刻該地點を中心として附近一帯の搜索に最善の努力を致しましたけれども、遂に何等の手掛りを得なかつたのであります。

海軍におきましてはその後委員會を設置し、あらゆる方面より研究を續けました結果、何等か艦内の事故により沈没したものであらうといふことを判定し得るに至りましたので、全乗員の殉職を認定し十月二十五日にその経過を發表した次第であります。

現下の時局に際し 大元帥陛下の忠勇なる將兵多數と、貴重なる艦とを喪ひ宸襟を惱し奉りましたことは、

寔に恐懼の至りに堪へない次第であります。

たゞこの際この遭難事件がありました結果、海軍將兵の士氣に悪影響がないであらうかといふことに關しましては、何等御心配に及ばないといふことをこゝに明かに申上げて置きます。

海軍の演習は全く實戰的に行はるゝのであります。これに従事する將兵はすべて決死の覺悟と意氣込を以て事に當つてをるのであります。この意氣込があればこそ猛訓練による眞實の成果をも擧げ艦隊の戰鬥實力を極めて優秀に保持してをるのであります。

従つてかゝる事故によりまして、些かも動搖する所なきのみならず、將兵一同ますます勇奮邁進し、時局 重大性に鑑み一死奉公の誠心と旺盛なる士氣を以て訓練に精進しつゝあるのでありますから、この點御諒解を得たいと存じますので、特に一言申し添へて置く次第であります。

三、交戦權と對米海軍力の問題

一月廿六日豫算委員會の席上、窪井義道君は我國に於ける交戦權問題と、對米海軍力の問題に關し、陸海軍大臣にそれ〴〵質疑したが、兩大臣の答辯は國防上の自信を強めるものであつた。

○窪井委員（前略） 陸軍が北京、上海其他揚子江から漢口攻略戰、或は廣東の攻略、或は海軍が援蔣輸送路を斷つ爲に全海域に互つて封鎖する此の苦心、是は何であるかと云ふと交戦權の發動がしてなかつた爲である、其の爲に私はどれだけ今日日本が大なる犠牲を拂つて來たかと云ふことは私が申すまでもありません。であるから私は此の際交戦權を發動することを何等遠慮する必要はない、アメリカは堂々と自分の國防線は支那にあると言つて居る、事實さう云ふやうな政略戰略を合したる態度を執つてやつて來て居る、イギ

リスは「ビルマ・ルート」を再開して、どしどし日本と戦争して居る蒋介石を援けて居る、斯う云ふ場合に何の躊躇する所があるかと私は思ふ。でありますから、此の際交戦権を發動致しまして我が皇軍の軍事行動を敏活有效ならしめる、更に敵性の第三國の活動を封ずる、此の意味に於て私は交戦権を發動すべきものだと思つて居りますが、之に對して陸海軍大臣は如何なる御考へを持つておいでになるか、此の際之を明確に致されんことを望みます。

○東條國務大臣 御答へ致します。第三國の援蔣を禁絶すると云ふことが、支那事變の解決の上に於きまして重要性を持つと云ふ點に付きましては當然な話でありまして、此の點に付きまして只今御話の如き御心配をされることは御尤もであると考へます。政府と致しまして、軍と致しまして、重大なる關心を持つて考慮して居る次第でございます。併しなから此の父

續の發動に關しましては、是が影響する所は極めて大なるものであります。目下其の意味に於きまして慎重なる考慮を廻らして居るのでございます。併しなから軍と致しましては是が發動の如何に拘らず實質的に効果を占むる如く、逐次所要の處置を講じて其の目的の達成を期したい、斯う考へて居る次第であります。

○窪井委員 海軍當局に御伺ひ致したいと思ひます。第一點は海軍當局は此の國際上極めて危険なる状態に置かれて居ります際に當つて、如何なる御用意を有して居られるかと云ふことであります。第二點は大東亞共榮圈確保の爲に、又米國海軍擴張に對應する爲に帝同海軍の軍備の大なる擴張をして、之を強化充實することが必要だと思ふのでありますが、海軍は其の用意を有して居られるか、——米國の政府に付ては先程外務大臣が申された通りに、「アメリカ」が「ハワイ」、「フィリッピン」を領有して以來、「アメリカ」の一貫

せる政策と云ふものは、極東を將來の「アメリカ」の「マーケット」にすると云ふ政策であります。此の政策はずつと續いて参りまして「ロンドン」條約、「ワシントン」條約と云ふもので日本の伸びんとする所の羽を撈ぎ取つた。さうして支那と云ふものに對し恰度會て試みられた——野蠻國の取扱ひにした所の門戸開放或は機會均等と云ふやうな原則を作つて、「アメリカ」が極東に進出する素地を作つたものだと思ふのであります。此の一貫せる「アメリカ」の政策と云ふものは、今度の事變に於て極端に露骨になつて参りました所謂太平洋への進出と云ひますか、「アメリカ」の海軍を今までの防禦的な地位を捨て、進取政策に變へたと云ふことも、私は此の現はれだと思ふのであります。特に太平洋に於きましては太平洋艦隊、「アジア」艦隊、二つの「アメリカ」の有力艦隊を置いて居ると云ふことは——「アメリカ」の艦隊の大部分を太平洋

に置いて居ると云ふことは、私は「アメリカ」の海軍の動向と云ふものが、大西洋よりも寧ろ「バック・ドール」である所の太平洋に重きを置いて居ると云ふことが明かであると思ふのであります。隨て此の「アメリカ」の艦隊の主力艦隊は「ハワイ」に置いて、さうして最近に於ては新式の潜水艦、飛行機を極東に派遣して「アジア」艦隊を増強して居つて、所謂太平洋兵備、太平洋の配備兵力を攻々營々としてやつて居る。而も最近「カナダ」と濠洲と「イギリス」と「アメリカ」とは軍事協定をして居るやうな形跡がありまして、北は「アラスカ」、「アリューシャン」方面から西の方に行くと「ハワイ」、「ミッドウエー」、「ウエーク」、「グアム」及「フィリッピン」に連り、南の方には「ジョーンズトン」、「エンダーベリー」、「カントン」と云ふやうな島を連ねて、さうして所謂東亞地中海を其の中に包含して、更に「イギリス」の海峡植民地と連絡して

日本の包圍攻撃をして居ると云ふやうな態勢にあることは私は事實だと思ふ。「アメリカ」の海軍の専門家は、之を馬蹄包圍陣なんと云ふ言葉を使つて居るのでありますが、此の戦略と政略を兼ねた「アメリカ」の政策と云ふものは、私は容易ならざる状態を醸して居るものだと信ずるのであります。是は恐らく私は日本を包圍攻撃してやつ付けると云ふ「アメリカ」の態勢を、着々事實の上に於て實行して居るのだと言つても過言でないと思ふ。——軍事資材の貸與法案が通過致しましたことは、米國の船舶なり軍艦が、交戦地域内に段々入つて来る、是は米國が火中の栗を拾ふやうなもので、何時事件が起るか分らぬと云ふやうな状態を、「アメリカ」自らが作つて居ることになる。今此の食ふか食はれるかの岐路に立つて居る際に當つて、此の太平洋の平和を保つか否かと云ふことは、一に毅然として動かず、敢然として挑戦に應じ得る帝國海軍の力

如何に拵つて居ると云ふことは申すまでもありません。私は國民の一人と致しまして海軍が黙々として整備訓練をせられて、今日の事態に備へて來られた偉大なる實力には信頼を拂ふものでございますが、此の米國の老なる軍備擴張計畫と所謂太平洋に進撃して來ると云ふ積極的戦略に付きまして、國內に於ては識者の間にも、今の中に米國の出鼻を叩いて、之をやつ付けると云ふ議論もあるのであります。又此の際軍備を擴張せよと云ふやうな憂國の議論も出て來て居る。私は此の場合に我が國防の點に付きまして、如何なる用意と決心を持つておいでになるか、海軍大臣の所信を先づ第一に伺ひたいと思ふのであります。

○及川國務大臣 只今窪井氏から御尋ねになりました第一は、此の危急なる時局に對して、海軍が如何なる用意を持つて居るかと云ふ點、第二は「アメリカ」の海軍は大擴張をして居ると思はれるが、之に對して帝

國海軍を擴張する用意があるかと云ふ御尋ねと考へます。第一の時局に對して海軍は如何なる用意を持つて居るかと云ふ點に付きましては、海軍は慎重なる考慮を拂ひまして、最悪の場合に對する用意に付きましては手抜きなく致して居ると云ふことを以て御答と致したいと思ひます。其の細目に付ては勿論申上げる必要はないと考へます。

第二の「アメリカ」の海軍の擴張に對して、日本の海軍は擴張計畫があるかと云ふ點でございますが、是も今年既に提出致して居ります豫算案、或は是から更に提出致しまする豫算案等に於きまして、其の考慮を以て、帝國海軍は米國の海軍の擴張に對しまして、自主的に安全だと思はれまする限度に於きまして、若干の考慮を致して居ります。其の點は御安心を願ひます。それだけ御答へ申上げます。

第三章 樞軸外交の諸問題

松岡外相は貴衆兩院本會議に於て、近來の我外交經過に關し説明した。殊に三國同盟締結の樞軸外交、タイ・佛印調停の大東亞共榮圈外交、日ソ國交調節の外交等が興味深く注目され、日米外交の破調、通商の壓迫等は大きな國難的事件として傾聴された。この外交演説の内容は、その後各委員會に於て熱心に批判検討された。左は衆議院における演説である。

一、松岡外相の外交演説

本日第七十六議會の初めに當りまして、こゝにおが外交の近況につき説明する機會を得ましたことは、私の最も欣幸とする所であります。

三國同盟條約の締結 皇國の外交が、わが盟國の理想たる八紘一宇の大精神に随ひ、萬邦をして各、その所を得しむるに存することは申すまでもない所であります。昨年九月二十七日締結されました日獨伊三國同盟條約の目標とする所も、亦かゝる大理念の貫徹にあるのであります。同條約締結に當り長くも、大詔の渙發を拜し、國民の向ふべき所を御明示下されましたことは、まことに、恐懼に堪へぬ所であります。

本條約において、獨伊兩國は、皇國が大東亞に新秩序を建設し、且つその圏内において指導力を保有することを承認したのであります。皇國の志す所は、大東亞圏内における各民族をして、その本然固有の姿に立還らしめ、和衷協力、共存共榮、いはば、國際的に隣保互助の實を擧げ、以て世界大同の範を垂れんことを期するといふ事に盡きるのであります。また、わが國は、獨伊兩國のヨーロッパにおける同様の努力に關し、

その指導的地位を認め、之を支援し、これに協力せんことを約したのであります。即ち三國同盟條約は何國をも敵視せず、世界新秩序建設を目的とする、強力なる提携であるのであります。既に本條約に基づき、三國の首都に混合委員會の設置を見る運びとなり、三國の親善關係は、政治的にも、經濟的にも、將また文化的にもいよ／＼緊密の度を加へつゝあります。また昨年十一月中本條約前文の趣旨に従ひ、ハンガリー、ルーマニア及びスロバキアの三國が本條約に参加致しました。申す迄もなく、今後わが國の外交は、八紘一宇の大理念を基調とし、この三國條約を樞軸として、運用せらるるものであります。

なほ本條約について特に説明を加へて置きたいと思ひますことは、その第三條であります。即ち、同條によれば「三締約中何れかの一國が現に歐洲戰爭または日支紛争に參入しをらざる一國によつて攻撃せられた

るときは、三國はあらゆる政治的、經濟的及び軍事的方法により相互に援助すべき」義務を負うてゐることは明白であります。いやしくもかゝる攻撃を受けたる場合には、この規定による義務は當然に發生するのであります。

序を以て一言すれば、イタリアの軍事行動につき種種の宣傳が行はれてゐるやうであります。遠からず我盟邦イタリアが、その所期の目的を達することは、私の疑はざる所であります。

日滿關係 大東亞における諸國のうち、わが國と特殊不可分の關係に在りまする滿洲國が、建國以來早くも十年の歳月を重ね、國體漸く固きを加へ、國際的地位も日を遂うて向上し、國運隆昌に赴きつゝあること、御承知の通りであります。而して、昨年皇紀二千六百年に當り、わが皇室に御祝詞を述べさせられるため、同國皇帝陛下の御訪問を見ましたることは、いよ

いよ以て兩國が、一億一心の關係を具現しつゝあることの顯著なる表徴として、日滿兩國國民の、ひとしく慶賀措く能はざる所であります。また過般は、日華基本條約締結と同時に、日滿華共同宣言により、中華民國は滿洲國を承認し、滿華兩國間に大使の交換を見ることとなりました。

日支關係 出來得ることならば、一日も速かに、支那事變を處理することが、大東亞共榮圈樹立に付いて望まじきことでもありますので、現内閣成立以來、蔣政權の反省を促し、汪精衛氏を主班とせる南京政府との合流促進を企圖したのであります。同政權は未だに反省する所なく、抗戦を續けてをります。しかしながら、蔣政權内部の分裂軋轢漸く激化し來り、同政權支配下の民衆は、物價騰貴、物資不足その他あらゆる艱苦缺乏に悩まされてをり、また一面蔣政權の抗戦力も低下し、他面最近は共產軍の勢力頓に増大し、次第に

國民軍の地盤を蠶食しつゝあるやうな實情でありまして、蔣介石も共産軍の跋扈跳梁には餘程苦しめられてゐる模様であります。窮状かくの如きにも拘らず、今なほ抗戰建國を標榜する主なる原因は、英米殊に米國の援助に望みをかけると共に、過去の行懸りに囚はれてゐるためであると思はれます。英國は、昨年六月、一時香港及び緬甸援蔣ルートを通ずる物資の輸送を止めたのでありますが、三國同盟成立後、十月十八日に至り緬甸ルートを開き、爾來物資の輸送に努めてゐる模様であります。また最近蔣政権に對し一千萬磅の借款を與へました。米國もまたこれと前後して一億弗の借款を約束しましたが、目下米國は國を擧げて、英國に對して大規模の援助を企ててゐる際でもあり、また忠勇果敢なるわが航空部隊の適切なる處置により、緬甸ルートがしばしば大破損を蒙りつゝある現状において、實際幾許の援助をなし得るか、甚だ疑問であります。

ます。

右の如き情勢に鑑み、わが政府は既定方針に従ひ、昨年十一月三十日、南京の國民政府を承認し、これと基本條約を結んだのであります。この條約は善隣友好、經濟提携及び共同防共の三原則を具體化したものでありまして、日華兩國の相互にその主權と領土とを尊重しつゝ、平等互惠の原則により、緊密なる經濟提携を行ひ、また兩國は共同して共產主義を防壓するため、蒙疆及び華北の一定地域に皇軍の駐屯すること等を規定してをります。皇國が領土及び戰費の賠償を求めず、また進んで治外法權を撤廢し、租界を返還するの方針を約したことは、東亞民族の道義による結合を衷心希望してゐる一つの確乎たる表現であり、證左であります。既に基本條約を締結し、日華滿共同宣言も發せられたる以上、我々は一意専心、汪精衛氏を主班とする國民政府を援助し、名實共にこれを中華民國の中央政府

府たらしめねばなりません。斯くて日滿華三國を根幹とし、いよいよ大東亞共榮圈の樹立に向つて萬難を排し邁進せんとするの態勢を執り來つたのであります。

關印・佛印・タイとの關係 次は大東亞共榮圈内の關領印度、佛領印度支那及びタイ國等の關係を一瞥しまするに、關印、佛印等は地理的情勢その他の上よりも、わが國と緊密不可分の關係に在るべきで、從來これを阻碍し來つた事態は、あくまでこれを匡正し、相互の繁榮を促進するため、隣保互助の關係の設定を期せねばなりません。政府はこの見地よりして、昨年九月初旬、特に小林商工大臣を關印に派遣致しましたのであります。石油購入その他に關し、重要にして急を要する問題の交渉一段落を告げたるを機會に、長く現地に滞在することを許されぬ事情もありますので、同代表の歸朝を見るに至り、次いで政府は過般その後任として、芳澤元外務大臣を派遣し、已に交渉を再開

してゐるのであります。

佛印は支那事變が勃發致しまして以來、援蔣ルートのも最も重要なものでありましたが、昨年六月、ヨーロッパにおける情勢の急變と共に、日本と佛印の關係も亦變化を來し、佛印の支那國境閉鎖、皇軍進駐等の事實が相續して起つたのであります。なほ昨年八月私と駐日佛國大使との間に交換せられました文書に基づき、目下東京において交渉が開かれてゐる次第であります。右はフランスが世界の最新情勢と東亞の最新事態に基づき、日佛提携の必要を認識したからに外ならぬと思考致します。

佛印問題に關聯して申し上げたいのは、わが國とタイ國との關係であります。昭和八年の滿洲事變に關する國際聯盟總會の際、同國代表が議場に留まり、獨り敢然として棄權を聲明しましたことは、今なほ我が國

民の記憶に新たなる所であります。

昨年六月、彼我の間に、友好中立條約が調印せられ、十二月二十三日バンコックにおいて批准交換を了し、兩國の親善關係はますます緊密を加へつゝあるのであります。同國においては、今次佛印における失地回復運動が澎湃として起り、目下同國の軍隊は佛印軍と國境において對峙し、衝突頻發の様であります。かかる紛争は東亞の指導者たる我が國の到底無關心たり得ざる所でありまして、わが國としてはその一日も速かに解決を見んことを希望する次第であります。

濠洲との關係 今回わが國と濠洲との間に公使を交換することになりましたが、傳統的友好關係に結ばれたる兩國は、今後直接談を交へて隔意なき話合ひにより、不必要なる誤解を一掃し、兩國の親善促進によつて、太平洋の平和増進に貢獻せんことを期待してをります。

イランとの關係 なほイラン國との間の修好條約は既に御批准の手續を完了し、わが國と近東諸國との關係も最近頗る親善に赴きつゝあります。

アルゼンチン、ブラジルとの關係 更にわが國とアルゼンチン國との間にも、過般相互に公使館を大使館に昇格することに致しました。またブラジル國とは同じく昨年九月文化協定が締結せられ既に御批准を見るに至り、兩國關係はますます敦睦を加へつゝあります。これ等諸國と我が國との關係が、近年政治的にも、經濟的にも、文化的にも、急速に密接となりつゝあることは、眞に慶賀すべきことであると思ひます。

かくの如き外交關係の進展を見まする一方、歐洲戰爭の影響により、在歐大公使館中には引揚または廢止の餘儀なきに至つたものもあります。しかしながら、在外交機關については重點主義により、着々その充實を圖つて居るのでありまして、なかんづく大東亞共

榮圈内においては極力外交網の整備に努めてをります。

日ソ關係 大東亞共榮圈を建設し、東洋平和を確保するためには、この際日ソ兩國の國交を現在の儘に推移せしむることは望ましくありませんので、何とかして相互の誤解を除き、出来ることならば、進んで全面的に且つ根本的に國交の調整を圖りたいといふ考へを以て折角努力中であります。滿蒙國境問題、漁業問題、北樺太利權問題等に付きまして、鋭意交渉を續けてをり、なかんづく漁業問題に關しては漁業本條約改訂のため日ソ混合委員會設置並びに取敢へず本年度漁業に關する暫定取極につき既に合意を見たやうな次第であります。三國條約第五條の規定も、この趣旨を以て本條約がソ聯邦に對するものでないことを明らかにしたものであります。獨伊兩國も亦同感であるのであります。ソ聯邦が速かに我が方の眞意を諒解するに至

り、兩國が交誼妥協の精神を以て、國交調整に成功せんことを希望してをります。

通商貿易問題 わが國の通商貿易は滿支兩國以外においては、主として英米兩國及びその植民地屬領との間に行はれてゐるのであります。米國は一昨年七月、日米通商條約廢棄の通告以來、逐次わが國に對し、飛行機、武器彈藥、航空用ガソリン、工作機械、屑鐵、鐵製品、銅、ニッケル、その他の重要軍需資材の輸出を禁止若くは制限し、また英國屬領各地においては我が國の海運に對し、種々の妨害を加へてをります。これ等に對しては、わが方よりその都度抗議を提出して居るのであります。この傾向は最近ますます甚だしく、わが國としても十分なる用意を以てこれに處することが必要であり、殊にわが國はこの壓迫に堪ふる必要からしても、大東亞共榮圈において、自給自足の經濟生活を確保し、高度國防國家體制の建設に邁進せざ

るを得ないのであります。

日米關係 この點に關聯し、日米關係に言及致します。米國は日本の大東亞共榮圈建設が、わが國の死活的要求であることに對し、十分なる理解を示さぬのであります。米國が一面、自ら東は中部大西洋を、西は獨り東太平洋のみならず、他面更に支那及び南洋を以て、その國防の第一線であるかの如き態度をとり、日本の西太平洋支配をすら野心視して、これを非難する口吻を洩らすに至つては、餘りにも身勝手なる言分であり、そして、それは決して世界平和の増進に寄與する所以ではありません。

率直に申せば、私は日米國交のために、太平洋上の平和のために、はたまた世界全般の平和のために、かかる米國の態度を頗る遺憾とする者であります。大國民たる米國民は須らく、その世界平和に對して負ふ所の責任に目覺め、眞に神を畏れる敬虔の念を以て、深

く反省し、行懸りの如きは大悟してこれを一掃し、現代文明の危機を打開するためその力を用ひんことを希望してやまないものであります。

現下の世界政局の混亂は、なほ當分鎮靜の模様なきのみならず、次第によつては一層激化せんとする傾向にあります。今後、もし、米國が不幸にして歐洲戰爭に捲込まれ、わが國もまた遂に參戰の餘儀なきに立至るが如きことあらば、名實ともに眞に戰慄すべき第二の世界大戰となり、容易に收拾すべからざる事態に立ち到るでありませう。殊に將來勢の激するところ、今日まで用ひられた以上の、強烈なる新鋭武器を以て戰ふことにもなれば、誰か現代文明の没落戰たらざるを保證出来るでありませうか。故に、我々は大東亞共榮圈樹立の努力を進むるとともに、その遂行途上において、世界の混亂の擴大を防止せんがため、一面には三國條約を結んだのであります。今後我々は一日も速か

に、現在の戰爭を終熄せしめ、世界の混亂を鎮靜せしむると同時に將來かくの如き禍亂を再發せしめざる方途につき、今日から考へて置く必要があると思ふのであります。

おもふに、わが國は上に萬世一系の 天皇を戴き、團結鞏固なること世界に無比なる家族國家でありまして、國難と共にますく朝野の團結を強めるのを特徴と致します。更に我々の意を強うするのは、世界世局を左右するに足る皇國の絶好なる地理的條件でありまして、「光は東方より」なる民族的信念に生き、八紘一宇の大理念に燃え、三國同盟條約の目標たる世界新秩序建設の大業に邁進すべきであります。私はその成功を疑ひませぬ。而してこの間に處し、わが國民にして十分なる覺悟にあらば皇國の前途また眞に洋々たるものあることを確信致します。

終りに、私は、謹んで聖戰のために斃れたる我が忠

勇なる將士の英靈に對し、衷心よりその冥福を祈るとともに皇軍全體の勞苦に對し深甚なる感謝の意を表し、その武運長久を祈るものであります。

二、世界新秩序と日ソ國交問題

窪井義道君は一月廿六日の豫算委員會の席上、ソ聯の傳統的外交政策を論じ、その要求と目標がヨーロッパ及び東亞の新秩序と矛盾せざるのみならず、むしろソ聯の要望を「ソヴイェト」地域圏として大きく認めることによつて、世界の新秩序を建設すべしとなし、博引旁證の論陣を張つたが、これに對し松岡外相は、かゝる世界の大局に着目する外交の必要なるを認め

た。

○窪井委員（前略）一體ソ聯との國交調整に付きましては二つの重要な點があるのではないか、其の第一は「クレムリン」政府の苦勞人達はよく言はれて居

ものであるが、與ふる爲には先づ取らねばならぬと云ふやうな、極めて數理に明るい打算的な頭の持主であるのではないか、此のことを吾々は能く記憶して置かなければならぬと思ふのであります。第二の點はロシアには傳統的な宿願と申しまするか一貫したる政策がある。それは何であるかと云ふと、南進政策であります。ピーター大帝以來ロシアは或は多年に亘つてベルシヤ灣に出ようとしてイギリスと戦争しました。又黒海に出ようとしてクリミア戦争を起しました。或は日露戦争を起した。ロシアの歴史は光と熱を逐うて、凍つて居る港しか持たないロシアが南へくと、即ち港を求めて居ると云ふことが、ロシアの歴史を通じての宿願であり、希望であると私は思ふのであります。此の二つの重大な要素を私は考へまして、ソ聯との國交調整に付き外務大臣の所信を承りたいのでございませうが、三國同盟は歐洲の大地域に於きましてはドイツ

ツとイタリアとが指導力を持つて所謂歐洲大地域圏と云ふものを目標として今努力して居ります。東洋に於ては日本が指導力を持つて非常に廣汎な所謂大東亞共榮圏と云ふものゝ建設に吾々は大童になつて居ります。此の點から考へて見て、此の三國同盟なる吾々の世界新秩序建設の大理想を達成せんとするには、先づロシア其のものゝ勢力範圍と申しまするか、ソツイエト大地域圏と云ふものを吾々は考へなければ所謂ソ聯との國交調整は出來ないのでないかと云ふ點を私に強く信ずるものであります。即ち歐洲圏と申しまするか、歐洲の地域圏と東亞の地域圏、眞中にあるところのソツイエト地域圏、此の三つの地域圏を認めて、さうして此の三つの地域圏が互に相侵さない、互に尊重し合つた時に初めて私は此の歐洲及びアジア全體に互る所の平和が來るのぢやないか、是は單なる理論を私は申すのではないのであります。さう云ふ世界の趨

勢、運命にある、是が世界の新秩序建設の大きな工作であると思は信ずるのであります。それは此の大きな世界觀に基く所の、此の大きな國際外交に依つてのみソ聯と云ふものを新秩序建設に協力させ、お前も片棒擔いで一緒に此の建設をやらうぢやないかと云ふ外交が成立つと思ふのであります。三國同盟の第五條に、ソ聯の除外例を設けてあるのでありますが、是も私は恐らく此の意味が言外に含蓄されて居るのではないかと思ふのであります。爲に私は此處で外務大臣に聴きたいのであります。時間がありませんので、續いて私の此のソ聯との國交調整に關する意見を述べ、外務大臣の御所見を承りたいと思ふのであります。是はドイツ及びイタリアに於ける當路の人々も識者も論じて居る點であるのであります。即ち或る論者はドイツ側若くは三國同盟とソ聯との協調の途は、ソ聯の進路、ソ聯の進んで行く途を中東アジア即ちイ

ラン、ベルシヤ灣、ベルチスタン等の英勢力圏に向はしむることだ、斯う見て居るのであります。此の議論はドイツの國際法の學者である所のカール・シュミットも言つて居る。恐らく私はカール・シュミットの國際法の論據がドイツ、イタリアの政策となつて現はれて居るのではないかと思ひます。此の大地域主義の國際法と申しますか、此の精神に出發しての地域圏の分け方に對しては、同じやうにイタリアの評論家でありますガイダ氏も斯う言つて居ります。日ソ關係は急速に調整せらるべきものと思ふが、若し西歐、中歐が獨伊の勢力圏に屬するならば、東亞は日本の勢力圏に屬し、西アジアがソ聯の權益と指導の下に置かるべきことは明かである。此の權益の再分配は東京政府とモスクワ政府との間に意見の一致を見る可能性は十分に「ある」と言つて居るのであります。是等のドイツ及びイタリアの識者の間に、又政府當路の間に議論されて

居ります此の考へ方は先程私がロシアの國交調整の二點を申しました打算的なロシアと云ふ點と、南進策を常に國家の生命としてやつて來て居るロシアとの考へ方に、びつたり符節を合する如く合つて居るのであります。私は此の所謂地域圏の分け方と云ふものに付てアメリカも反對出来ないと思ふ。何故かと云ふと、此の地域圏の分け方を世界に一番初めに提唱したのはアメリカ合衆國であります。即ち一八三二年でありまして三年でありますか、モンロー大統領が、アメリカに對してはヨーロッパは干渉して呉れるな、南北アメリカを植民地とすることは吾々斷じて許さぬ、其の代りに吾々はアメリカ地域圏以外の國には干渉しないと云つて、世界に初めてモンロー主義を提唱したのはアメリカであります。さうすると、アメリカは、此の大きな世界を再建と云ひますか、詰り建直すと云ふ説には反對出来ない立場にある國柄であると私は思ふので

あります。さう致しますると、米洲の地域圏、歐洲の地域圏、東亞の地域圏、ソヴィエト地域圏、此の四つの地域圏が出来て、此の地域圏がお互に相侵さず、お互に尊重し合つて行く時に、初めて茲に本當に新しい世界が生れる、近衛さんの言はれる世界正義と云ふものがあるならば、是は其の地域圏の民族に各、其の所を得せしめると云ふのが、日本の建國の根本精神に適つた新しい國際法であると申しまするか、世界觀だと感ずるのであります。之に對して或る説をなす者があります。一體イギリスの勢力にロシアの勢力を入れると云ふことは、世界の平和を害すると云ふ人もあります。此の論は恐らく私は世界の新秩序建設に對して全く理解しない議論であると思ふ。何故かと云ふと、世界の新秩序の建設は、私も先程申したのでありますが、アングロ・サクソンの侵略主義、擄取主義、或は非人道主義と申しまするか、是等に依つて抑へ付けられた非

壓迫民族を解放することが根本の精神である。特にイギリスは新秩序に反對して居る、日本が東亞の新秩序を建設する場合に於ては、蔣介石を援けて抗日の敵性を現はして居る。ヨーロッパに於ては申すまでもなくドイツとイタリアと英國とはもう國を擧げての戦をして居る。此のイギリスの勢力に吾々第三國が反對して、之を弱體化せしめ、其の勢力を驅逐すると云ふことは吾々の當然の自衛權であります。吾々が此の大きな目標、理想の爲に戦つて居る場合に、之に反對する所の勢力を驅逐し、弱體化すると云ふことは當然のことです。ですから私は其の全責任はイギリスが負ふべきものである、イギリスが反對をして居る報酬として當然ソヴィエト圏を認めてやることは當然のことであると私は信ずるのであります。以上の觀點に立つて考へる時に、日ソの國交調整を堂々とイタリアとドイツとロシアと話をして、お前は遠くピーター大帝以來

熱望して居つた此の方面に行け、其の代りロシアは東亞の新秩序建設も歐洲の新秩序建設も認めなさい、之を堂々とやつて私は初めて世界の平和、新秩序の建設が出来ると思ふ。ロシアを除外して、唯三國同盟にロシアは之を除外すると云ふが、さうして置いては新秩序の建設は出来ませぬ。現に日支事變をやつて居つても、中國共産黨を援けて日本に邪魔をして居る。又ドイツが新秩序を建設しようとする場合にも、ロシアにはドイツの國と相對峙した兵隊が居ると思ふ。隨て私はロシアを解決することがどうしても新秩序建設の眼目であると信ずるのでありますが、一體外務大臣は私の是等の日ソ國交調整に關する所説に對してどう云ふ御考へを持つて居られるか、又本當に私はそれ以外に世界新秩序建設の方法はないと思ふのでありますが、單に是ばかりの考へではなく、イタリアにもドイツにも相當有力な人でさう考へて居る人が居るのであります

す。恐らくモスクワ政府もさう考へて居ると思ふ。でありますから外務大臣は本當に勇氣があるならば、あなたがモスクワに行つてモロトフと交渉し、或はヒツトラー、ムソリーニと膝を交へて話合つたが宜い。それが世界に本當の新秩序を建設せんとする日本の國の燃えるが如き熱であり、それが入紘一字の精神であるならば、此の精神に適つた外交の調整をなさると云ふことが、私は現在の日本の外交を擔當して居る外務大臣の責任であると思ふ。私は此の點に付て外務大臣の御意見を腹藏なく承りたいと思ひます。

○松岡國務大臣 私個人と致しましては窪井君の述べられました諸點に付て、考へも相當持つて居りますけれども、外務大臣としてはやはり言ふことが、總て政府の考へを言ふことになりすから、どうも各點に付て此處で御答へすることは控へたいと思ひます。唯是だけのお答へを申上げて置きます。日ソ國交の調整

と云ふが如き問題は、國交調整の程度にも依りますが、眞に根本に互つて國交調整をしようと思ふ考へならば、餘程大きな見地から、窪井君の述べられた各點の通りにするか、どうかは別として、やはり述べられたやうな諸點に付て全世界に互つての大局に着眼して、日本の考へを決めるべきものであると信じて居ります。

それから最後の御質問に付ては其の御考へ方は御同感であります。唯私がどう行動するかと云ふことに付ては、此の場合御答へすることは出来ませぬ。

三、日ソ國交調整と防共問題

二月十四日の豫算委員會席上、一宮房治郎君は松岡外相に對し、日ソ國交の困難なる現状及びこれが調整の問題に關し質問せるに對し、外相はその好轉を示唆する實狀を説明した。

○一宮委員 (前略) 漁業條約は多少の目鼻が付いたのでありますけれども、滿蒙國境の協定條約竝に北樺太に於ける石油、石炭等の利權に關する協商は依然として暗礁に乗上げて、未だ何等解決の曙光を認めない状態にあるのであります。懸案の解決が國交調整の第一歩であることは申すまでもありません。斯る重要な所の懸案が何等解決の曙光を見ないと云ふことは日ソの國交調節が非常に容易でないと思ふことを物語るものであると思ふのであります。慥か先般の豫算委員會に於きまして、外務大臣は吾々同僚の質疑に對しまして斯う云ふことを答へられて居るのであります。日ソ漁業條約が久しく停頓致して居つたのであるが、最近に於て急に展開をして解決の曙光を見るに至つたのである。是は日ソ關係が漸次良好に進みつつあることを物語るものであつて、一般の日ソ國交の調整に關する將來の趨向に付ては、之に依つて想像して欲

しいと思ふやうな意味のことを外務大臣は述べられたのであります。日ソ國交調整の第一歩たる所の滿蒙國境協定、北樺太に於ける所の石油、石炭の協定、吾等は現在に於て果して如何なる状態にあり、將來是が圓滿に解決する所の曙光が認められるのでありますかどうか、此の點に對する外務大臣の率直なる御説明を承りたいと思ふのであります。

○松岡外務大臣 御答へ致します。日外此處で私が申しましたが、大體其の通りの状態であります。政府も日ソ國交調整には重大なる關心を持つて出來得る限りのことをして居りますと同時に、一宮君の申される通り非常に困難なことであります。云ふことを認めて居ります。それに相手が御承知のやうな中々氣の長い連中でありまして、十何年若くは數年間解決し得なかつた北樺太に於ける我が利權に關する問題、又は滿蒙國境劃定の問題と云ふやうなものが、中々容易に半年や

そこらで行くものでないと云ふことは事實であります
が、私の言を御引用になりました通り、漁業暫定取極
めの如きも是はさう大したものぢやない、一體當然な
ことでありますが、併しそれさへも一時はもう大概出
漁直前までは、どうしてもせめて是だけでも纏めなけ
ればならぬと思ひつゝも或は本年は自由出漁を決心し
なければならぬのぢやないかと云ふ状況であつたので
あります。それが色々原因があつたてでありませうが、
原因は一寸、私公開の席で言ふことを憚りますが、兎
も角も突如として折れて来た、さうして兎も角成立し
た。是が成立すると同時に、それだけでなくて、先日
も此處で述べて置きました通り——あの時は重要な
條約としかまだ私が言ひ得なかつたのであります、
實は通商條約であります。御承知のやうに、是は北京
基本條約締結に依つて明かに規定されて居るに拘ら
ず、幾らやつても是は行詰りになつて、一寸條約成立

の見込がなかつたのであります。今も又見込があるか
と言つて、押詰めて御問ひになると、努力をして居る
と云ふ以外は一寸申し兼ねますけれども、てんで問題
にならぬやうな通商條約ですら、同時に交渉を開かう
と云ふことに同意した、それからもう一つは縦へ漁業
暫定取極めは出来ても、一昨年暫定取極めの時に約
束を致しました漁業に關する本條約を新たに締結す
る、是なんかもう殆ど絶望視せられて居たのでありま
すが、是も亦通商條約と同様に是から交渉して果して
どうなるか豫見しにくいことではありますが、兎も角混
合委員會を作つて、之をして協議せしめようと云ふ我
が提案に、中々應じさうもなかつたのが、恰かも時を同
じうして又之に應じたのみならず、人の任命も向ふか
ら督促して来たやうな譯で、立どころに雙方の委員は
任命され、今現に委員會で議して居ります。それから
通商條約も今申しましたやうに、どうなるかは私は今

日豫断は公の席では下し得ませぬけれども、併し今ま
でになく、成立させようと云ふ態度でロシヤ側も應じ
て居るやうな譯で、あの氣の長い相手にしては相當良
く順調に交渉は進行して居るのであります。それから
最後に御指摘になりました滿ソ國境の問題とか、北緯
太の利權問題、是亦我が方で非常に重きを置いて居り
ますけれども、是等も逐次交渉を進める決心で今居り
ます。是等はまだ交渉には上つては居りませぬ。何し
る一時に四つも五つとも言つても無理でありますか
ら、時機を見計つて居ります。

それから一宮君の御意見一應御尤もであります、
私の考へ方を率直に申述べます。それは具體的の斯か
る問題を解決することに依つて、外から見ますとどう
なり居るかが一番能く分るのであります。又それが必
要であります、私の考へ方は、どうしても先方とこ
つちとが本當に兩國の國交を調整しよう、斯う云ふ誠

意が先づ確立されなければ、さうして相互に其の誠意
を疑はないと云ふ雰囲気が出来ぬと、斯う云ふ個々の
問題も中々抄らぬのであります。所が私の見る所では、
建川大使が参りました——此の内閣成立以來もずつと
やつて居りましたが、更に建川大使が非常に努力をし
まして、段々とモロトフと云ふ人の人と爲りを建川君
も分るし、又モロトフ氏も建川と云ふ人間を段々諒解
して来たらしい。そこへ持つて来て一番ソ聯の疑つて
居つたのは、日本はあんなことを言ふけれども、どう
も國交調整は本氣がないのぢやないか、本當に欲して
居りはせぬ、あゝ云ふ態度を執るのは、何か他に思惑
があつて執るのぢやないかと疑つて来たのであります
て、中々此の疑ひは此處に居るソ聯の大使とも私は會
談などして見ましたが、中々解かぬのであります。所
がそれが近頃になると、本當に日本政府も國交調整を
欲して居るのだと云ふことが稍、分つたらしいのであ

ります。私は先頃も此處で言明致しましたが、モロトフ氏、即ちソ聯の政府が日本と國交調整をしたい、したいことに付て向ふは向ふで註文はありませうけれども、兎も角日本が或る所まで互讓精神で行つて呉れるならば國交調整をやりたい、斯う云ふことはずつと前にモロトフ氏が其の意味のことを演説して居りました。が、あの氣持は今尙ほ變つて居らぬやうに感ずるのであります。斯う云ふやうに雙方が本當に國交調整をしたいと云ふことが分つて來たやうに思ひますので、そこで三國同盟條約の與かりもありますし、ドイツの動きも非常に關係して居る。又英獨伊の戦争の影響も相當大きいだらう、又米國の施策も影響する所がありますし、又、我が大使の動きも餘程關係して居りませうから、非常に複雑でありまして、一概には簡単にさう斷案は下せませぬけれども、根本の氣心を今申しましたやうに稍、分つて來る所までは參つた。そこで困

難な問題ではありませんけれども、爾かく悲觀すべき問題ではあるまい。今少し——ロシヤ人の場合は焦ると云ふことが一番禁物であるやうに私は昔から考へて居ります。さう云ふやうな心構へで最善の努力をして居ります。尙ほ裏は本當はどうなつて居るか云ふことを申し上げたいのでありますけれども、是は公開の席上では遺憾ながら申上げることが出来ませぬから、其の點は御諒察を願ひます。

なほ右の如き好轉と云はるゝに際し、この調整と防共國策とが矛盾すると見られる點に關し訊せる一宮君に對し松岡外相の答辯は頗る注目し値する。

○一宮委員（前略） 昨年十二月一日に我が阿部大使と汪精衛氏との間に締結された所の日華國交調整に關する基本條約は防共と云ふことが中心になつて成立して居るのであります。勿論支那國民政府と日本との間に於ける防共の意味と國內對策としての防共と云ふも

のが必ずしも同じものでないことは勿論でありますけれども、此の防共協定を廢棄することが對外對内關係に重大なる影響のあることを吾々は看取しなければなりません。隨て此の防共協定の廢棄と云ふことが非常な重大なる代償、意義を持つて參りますならば、是の廢棄も考慮さるべきでありますけれども、今日輕率に防共協定を廢棄すると云ふことは對外對内の關係に於て最も重大なる影響のあるものと私は思ふのであります。隨て三國同盟が出來、又獨伊とソ聯との間に不可侵條約が成立して、それで此の防共協定と云ふものが或る種の意義を失つたと致しましても、亦日支關係から考へましても、此の條約を廢棄すると云ふことは非常に重大なる影響があるものと思ひまして、是は十分なる考慮を要するものであると思ふのであります。之に對する外務大臣の御差支へない程度に於ける御感想を承りたいと思ひます。

○松岡國務大臣 非常な重大にして且つ機微に互る問題に付ての御質疑でありまして、今一寸御答へ致し兼ねると言へばそれだけでありますけれども、此の機會に於て私の言へる限り御答へ致したいと思ひます。

日ソ國交調整の上から言つたら防共協定などは廢した方が都合が良い、是は問題ありません。又一宮君の申されたやうな重大なる考慮を要すると思つて居ります。唯是だけは明かに更改と云ふ意味ではない、大體近衛内閣成立以來の政府の態度であります。防共とは共產黨又共產主義者を排除すると云ふ意味であつて、必ずしも直ちにソ聯政府又はソ聯國を排撃すると云ふ意味ではない。御承知のやうにソ聯も從來から共產黨とソ聯政府は別ものである、同じものぢやない。斯う言つて兎も角ずつと主張して來て居る。其の主張に合はず譯でもありませんけれども、吾々の方は日本國內は固より、東亞全體に互つて共產黨の活動及び共

産黨の傳播、之には從來と毫も異なる所なく、儼乎として排除の決心を持つて居るのである。此の決心を以て其の後も獨伊其の他と防共協定は持續して居るのである。斯う云ふ建前から現にドイツも一面、ソ獨不可侵條約は締結致しましたが、日本との防共協定は廢止して居らぬのであります。而して其の後之を廢止しようかどうかと云ふ話もまだ今日までの所は出たことがないのであります。のみならず我が日本としては只今一宮君の御指摘になつたやうに、昨年十一月三十日極く最近に中華民國とも防共を一つの大きな問題として明確なる取極めをして居るやうな譯であります。唯此の取極めも吾々は今申上げましたやうな解釋で、必ずしも是が日ソの國交調整に關係はないと云ふ建前を執つて居る。唯私は率直に言ひますが、ソ聯の方では機嫌が悪いだらう、又苦情もあるだらう、けれどもそれは少々苦情があつても、一宮君が申されるやうに、

之を輕々に廢止するとかどうか云ふことは非常に重要な問題であります。政府に於きましても深甚なる考慮を此の問題に付て拂ひつゝあると云ふことを申上げたい。

四、アメリカ外交への決意

鶴見祐輔君は二月四日の豫算委員會に於て、過去八十七年の日本とアメリカとの修好を回顧し、これが今日の如く惡化した原因は、感情的なアメリカ人に對する第三國の策動にあつたことを論じ、アメリカに對し如何なる外交に出られるか、と松岡外相に訊した。鶴見君はこれと關聯して、近來アメリカが對日惡化した原因として、

- 一、アメリカ側が日本の實力を過少評價してゐたこと
- 二、九月二十七日の日獨伊三國同盟に刺戟されたこと
- 三、日本の南進政策が非常に履き違へられてゐること

四、アメリカの學者が援英政策強行の爲に對日強硬政策を主張してゐること

五、アメリカ傳統の西進帝國主義勢力が國內に跋扈してゐること

等の五つを指摘し、これ等に對する外相の用意を叩いたが、外相は對アメリカ政策の核心に觸れて次の如く言明した。

○松岡國務大臣 非常な廣範圍に互つて複雑して居りますので一々御答へすると大變長くなります。出来るだけ端折つて御答へしますから、それは一つ諒として戴きます。前置きの述べられました御意見は同感であります。其の點に付て鶴見君の最近惡化した原因として五つ御擧げになりました諸點に付て御答へ致します前に、私が對米關係に於てどういふことを考へて居るか、又どうして行かうとして居るか、そのほんの結論的のことだけ先づ申上げて置きます。動もすると

世間では、三國同盟を締結して置きながら、まだ米國にも色氣を賣り、二本建であると云ふやうなことを言つて居られる方がありますが、外交は一體二本建であらうが、三本建であらうが、五本建であらうが、それが日本の利益なら何本建でも宜いと私は考へて居るけれども、此の點に付てはつきり申して置きます。廣此の議會内でも、議會外に於ても、繰返して居ります通り、我が國の是からの外交は日獨伊三國同盟條約が樞軸であります。恰も往年日英同盟を樞軸として我が對世界の外交が運用されましたやうに、是からは日獨伊三國同盟條約を樞軸として運行されるものであります。又さうなければならぬと私は確信して居るものであります。と云うてそれなら米國とは戰になつても宜いのか、誤解を招いても構はぬのかと申しますれば、獨りアメリカのみならず、何れの國とも誤解があれば解くべし、決裂を生じさうな危險があれば之を排除す

ることに最大の努力を盡さなければならぬものであると確信して居る。三國同盟條約を樞軸として外交を運
行するからと云つてアメリカはどうでも宜いと云ふも
のでは決してない。否三國同盟條約の大きな目的の一
つは何か日米の間に誤解を解いて、日米戦争の如き
不祥事が起らぬやうに、ドイツ側から言へばヨーロッパ
の戦争にアメリカが参加せぬやうに、斯う云ふこと
なんです。此の三國同盟條約締結の謂はれを知つて見
ますと、日本として興國獨伊に對する義理合から言つ
ても、日米間の誤解は努めて之を解き、又葛藤紛争、
或は進んでは戦争になると云ふやうなことは極力避け
なければならぬのであります。此の點を先づ明かに
して置きます。

それからそんならさう云ふ目的を達成する爲にどう
云ふ考へで進まんとして居るか、又今現に思索しつゝ
あるのか、此の點に付て一言申し上げます。私は凡そ國

際關係に於て最も恐るべきものは、相手國もこつちも
錯覺に掛ると云ふこと、お互ひの眞意及び目的を十分
に理解せず、甚だしいものは誤解し、遂にお互ひの國
力に付て非常な錯覺を持つ、之が最も恐るべきもので、
私は世界に於て——少くも近代の世界に於ける戦争の
多くがと申上げて差支へなからうと思ひますが、多く
は相互に對する認識のある所に起つて居ない、お互ひ
の間の錯覺から起つて居る、一方だけの錯覺でも私は
恐むべきことであると思ふが、それがお互ひに錯覺を
持つて居ると云ふことが原因であると認めて居るので
あります。然るに今日米の間はいかぬ、私は近來今日
程日米の間がお互ひに錯覺を抱いて居る時は稀である
と思つて居る。先程鶴見君が述べられますやうに、其
の由つて來る所は暫く別問題として——それは後に御
答へすることにします。兎に角米國民と云ふものは日
本の眞意が能く分らない、唯滅茶苦茶に暴力で支那を

叩き付けて居る、あれはドイツと同じことだ、隨てド
イツと一緒になつたと云ふやうな見方をして居る。吾
吾の入軛一字の精神などは、先日も述べましたやうに
歐米人が理解することは困難ではございますが、さう
云ふ理由は別として、兎も角能く諒解出來ない、更に
國力に付て非常な錯覺を起して居る。我が決心に付て
も非常に怪しげのものに思つて居る向が多いぢやない
かと思はれる。でありますから一面から言へば、成べ
くアメリカの喧嘩口論の相手にならぬやうに、成べく
控へて物を言はぬで刺戟したくないと云ふ方針を現内
閣成立以來御承知のやうに今回の議會開會までは執つ
て來た。が併し議會で宜い加減の御答へをすることは、
私は主義に於ても反對であり、又、私の性分としてそ
れは出來ないのでありますから、私としては出來るだ
け率直に日米の關係に付て御話したやうな譯でありま
す。斯う云ふ場合餘り黙つて居つてもいけない、議會

を通して日本の眞意、國力、それから殊に日本國民の
決心を米國民に明かにしたいと云ふ考へで私は答辯し
たのであります。此の事に付ては餘り公に物を言はず
に議會開會まで來ましたが、其の間に於ても自分とし
て、出来るだけの手段を執つて其の三點を明かに、殊
に米國の爲政者には之を明かにしようとする努力して居
るのであります。又是からも此の點に於て益々努力を重
ねよう、斯う考へて居ります。それは今申しました錯
覺が一番怖い。同時に又國交と云ふものは一方だけの
考へで出来るものではない、我が國民にも又米國の眞
意、米國の國力、米國の決心を知らしめたいと考へて居
るのであります。併し餘り長くなりますから、私は日
本側からアメリカに働き掛ける部分だけに付て申述べ
ます。

先づ先般來述べて居りますやうな諸點をアメリカに
大統領以下、出来ることなら徹底せしめたい。さうし

て之を徹底せしめつゝ、何としても斯う云ふ目的であるのだ、そんなあなた方が考へて居るやうに国力は脆弱なものではないのだ、決心に至つては我が民族は自分の是なりと信じ、眞なりと信ずることを若し妨げるものがあるならば、國運を賭しても一歩も退かない固い決意を持つて居ります。

それから今の米國の悪化の原因に付ては、項目を擧げて簡単に御答へ致します。第一の日本の状態、主に經濟状態ではありますが、其の状態に付て數字を掲げて云々と言はれました。私は全然同感でありまして、此の點は私は從來餘程こちらのやり方なり、努力が缺けて居つたと思ふ。是は飽くまで御説に依つて改めて此の點に付ては努力しなければならぬと考へて居ります。第二は三國同盟を締結してから、急角度に米國の對日感情が悪化したと言はれる點は私も認めます。のみならず是は締結の際既に豫期して居つたことであり

ます。そこで此の三國同盟に付ても二、三回私は簡単な公表をして置きましたが、是は米國と戦をやらうと云ふ爲に作つたのではない、否あべこべに日米開戦をせぬ、ヨーロッパの戦争に米國が參戦せぬやうにと云ふことを目標として作つたものである。謂はゞ是は戦争をやる爲の同盟ではなく、戦争を防ぐ爲の同盟である。平和協定である。斯う云ふことを申して居るのであります。此の點は更に徹底するやうに將來も機會を捉へて致したいと考へて居ります。それから我が南進政策が日米の間の葛藤の主なる原因の一つと云ふよりか、是が一番大きな原因になるのであると私も考へる。此の點に付ては既に私が議會で答辯中に申述べて置いた通りであります。此の點もさつき申上げましたやうに、決して南進したからと言つて、米國と相容れぬと云ふものではないと云ふことを、飽くまで説き及ぼすものでもあります。第四のハーヴァード大學の教

授達が經濟斷交を主張し、さうして其のことに依つて英國援助の歩を進める。斯う云ふ點に付ては、曾て私も此の話は承つたこともありましたが、更に偶然にも或る可なりの米國の記者からも聞かされたことがあります。それは斯う云ふのであります、まあ支那問題も、或は南進政策に付ても尙ほ米國は忍ぶことが出来るであらうけれども、苟くも英國を助けて之を潰さぬやうにしよう、是が米國國民全體の感情であり、意向であるのだ、之に日本が觸れるならば、吾々は敢て日本と争ふ、斯う云ふ話をした人もあるのであります、此の點に付ても十分留意をして行きたい、斯う考へて居ります。それから第五の殆ど結論的の御質問に致しましては、是はもう明瞭なることであります。洵に厄介なことでありますが、假令運命がどうならうとそれは別問題でありまして、外交の衝に當る人間と致しましては、縦し決裂が生じようが、其の最後の瞬間まで

人間業として斯かる不祥事の起らないやうにと云ふことに、努力すべきものであると私は心得て居ります。そこで日本は米國を襲ひに行くやうなことは、そんなことを考へて居る日本人は誰も居らない。米國と好んで戦ふ氣の者はない、無責任の言をなす人は何處にでもある。そんなことは責任ある人はない、けれども尙から無理を言つて來ればそれは戦ひます。斯う云ふ氣構へで殆ど歴史的必然性とも見られる太平洋上に於ける二大勢力の衝突、是も人間の關する限りは私は全人類の幸福の爲に、世界平和の爲に、あらしめてはならぬ、人間業で防げるものなら極力是は防いで行かなければならぬものである。況や米國民が——鶴見君も先程其の意味で仰しやつたのでせうが、皆擧げて反日でもなければ、何でもない、現に今の大統領でも又ハル國務長官でも、パネー號事件の起るまではスチムソンのやうに不當に日本國民の感情を刺戟するやうなこと

はいかぬ。是は極力避けると云ふ方針で來られたやうに私は見受けて居ります。併しパネー號事件に至つて米國の官民の間に變調を來して、それからもう悪化の一路を辿つて居るのであります。大統領と雖も、私の觀察し得る限りに於ては、現在でも決して日本と戦はうとしては居らないと確信して居る。やはり出来ることならば、大統領から見れば日本が誤つて居ると思ふ點も修正して貰へるならば、是と仲良くして行かう、斯う考へて居られるのだと思ふ。それで私は絶望せず、日本を理解をして居る人も、カッセル君初め相當民間にも居るのでありますから、最後の瞬間と言ふとおかしいが、假りに決裂するとしても其の前の一瞬まで最善を盡して彼を諷し、飽くまで日米國交を維持して行きたい、相成べくは改善したい、斯う固く決心をして居ります。

五、松岡外相のアメリカ觀

窪井義道君は一月廿六日の豫算委員會に於てアメリカ上院の外交委員會の席上ハル國務長官が試みた侮日反日的言説を指摘して憤慨し、これに對する松岡外相の反駁を求めた。曰く。

○窪井委員（前略）特に私は此の際外務大臣に御伺ひ申上げたいのはハル國務長官の暴言の中に於て吾々が見逃すことの出来ない點が多々あるのであります。即ち其の第一點は、滿洲事變を目しまして、世界平和、文明の基礎に對する破壊行爲の第一歩であると云ふが如き暴言の點であります。第二點は日本の考へて居ります太平洋の新秩序、東亞の新秩序は、日本の政治上、經濟上、一切の所謂領有と利益の獨占の爲の破壊、征服、殘忍なる擄取以外の何ものでもないと云ふ、斯かる惡意の放言の點であります。第三點は米國は日本に

對して常に平和親善の態度を執つて來たのであるけれども、日本は之に反して常に反米的なる態度を示して來た。恰も耳を掩うて鈴を盗むが如き此の白々しい言質の點であります。第四點は米國が支那大陸を以て米國の國防の第一線と云ふやうに考へるのみならず、日支事變に對して敵性を常に發揮して、而して援蔣行爲を繼續して居る以上は、日米間の戦争は到底避くることが出来ない、斯う云ふ點であります。是等の四點に付きまして、先づ外務大臣の所見を此の際述べられたい。我が國民の是等ハル長官の言動に對する痛憤は、措く能はざるものがあるのであります。同時に又諸外國に向つて此の暴言に對して、日本は如何に考へて居るかと思ふ點を、明らかにされる必要があると思ふのであります。外務大臣の所見を承ります。

これに對し松岡外相は堂々たる反駁と同時に、アメリカに鋭い批判を浴せた。

○松岡國務大臣 ハル國務長官の過般の米國議會上院の外交委員會に於ての陳述に付きまして、四點の御質問に對して逐次御答へ致します。第一點の滿洲事件に關するハル國務長官の見解——御答へする前に、私は前置きをして置きます。大統領の所謂爐邊閑談、續いて教書、それから更にハル國務長官の言説があつたのであります。私の方針としては——随分ひどいことの中に言つて居らるゝのであるが、私から見れば別に新しいことを言はれたのでもない、唯用語には激越なる點、不用意なる點もあるやうでありますけれども、實質は過去に於ても米國朝野の人達の能く言つて居るところであります。此の際之を政府に於て反駁して見た所が中々御悟りになる連中ではないのみならず、最早日米の間は言論の争をなす時でもあるまい、そこで私は相手になつて議論をする勇氣すらないのであります。成るべく今日まで聞き流して居る方針で參つたの

であります。所が今御質問がありましたから私は其の方針を少し變更致しまして、御答へ致すのでありますから、どうぞ其の積りで御聴きを願ひます。

窪井君も言はれる通り、殊にハル國務長官の言説は甚だ考へも間違つて居るが、措辭も亦亂暴極まるものであります。實は私は一日本臣民として之を讀んでも腹が立つのであります。今述べましたやうな方針で私は口を噤んで見送つて居つたけれども、西太平洋を日本が支配せんとして居ると云ふ點に付ては、又、世界の平和を顧念する點に付ては、一言帝國政府の考を明らかに置くことが至當であると思つて、過般の本會議に於ける私の演説に於ては、さう云ふ點を明らかにして置くに止めた譯であります。併し今ハル國務長官の言説の細目に互つて御質問がありましたから、逐次御答へを致します。

即ち第一の滿洲事件を以て、此の世界文明の基礎に

對する破壊行爲の第一歩であると述べて居る點は、如何にも淺薄なる、皮相なる觀察であるとしか申すことは出来ないであります。私はハル國務長官に對しては、個人として尊敬して居るのであります。成るべく其の人の言説を捉へまして反駁はしたくないが、遺憾ながら此の言分は如何にも淺薄なる觀察であります。私を以て致しますならば、此の事件は世界文明の基礎に對する破壊行爲の第一歩ではないのであります。それは世界の文明が動もすれば混亂し崩れ行く所の僅かに一つの現はれにしか過ぎない、醫者の言葉を以てすれば、是は一症狀たるに過ぎない、決して原因でもなければ第一歩でもない、併し私の見解は今申しましたやうに、極く大綱みに申せばさう云ふ見解であります。それをもう少し詳しく説明すれば、直接の原因と致しましては、是は世界到る處に於てあります。アングロ・サクソンは滿洲事件に對する限り、東亞に於

て徒らに現状を維持しようと思ふことに汲々として居るので、之に對する自然の反駁であるとも見られたのであります。併し茲に注意しなければならぬことは、アングロ・サクソンは奇態なることを考へ、且つ行つて居る。それは大體に於て現状維持に汲々として居るのであるが、どう云ふものか、東亞に於ては其の現状を打破することが、日本の不利益になるやうな場合にはそれを聲援して居るのであります。だからアングロ・サクソンの行動は、せめて一貫でもして居ればと思ひますが、自家撞着の事をやつて居る。是はもう私の議論ではない、事實がさうであります。即ち具體的にも少し説明すれば、今尙ほ現状維持に汲々として居るかと思へば、支那人が日本の勢力を支那から驅逐する、其だしきは日本と是だけの歴史があり、吾々は國を賭してロシアを撃退し、血を以て滿蒙に我が權益を設定した。其の滿蒙の現状を打破して、日本を滿蒙から驅

逐しようと思ふ行動に出づれば、之を陰に陽に同情し且つ聲援して來たのであります。此のアングロ・サクソンの同情なり、聲援がなかつたならば、私は支那人が遂に日本人に勘忍袋の緒を切らす程度まで滿蒙で亂暴なことをしなかつたと確信して居るのであります。此の聲援があればこそ、彼等は好い氣になつて居つた。そこへどう云ふものか、恰度當時我が政府は、極めて寛大なる態度を以て、支那人から見れば英米が恐ろしいものだから、日本は幾ら踏んでも蹴つても何もようせぬのだとしか見えない政策を當時の政府は御執りになつた。そこで到頭流石の日本人も勘忍袋の緒を切らして、一撃を柳條溝で加へるに至つたのであります。是は事實でありまして議論ではありません。之を大綱みに言へば、先程私が申したやうに、是は現代の世界文明の破壊の第一歩ではないのであります。寧ろ斯う云ふやうに世界がなつて行く其の道程に於け

る、強いて言へば一つの現はれにしか過ぎない。だから原因と結果と顛倒されたる觀察であるとしか申し表はすことが出来ぬのであります。

それから第二の點に關しましては、私は斯う思つて居る。支那事變なり、又大東亞に於ける共榮圈又は新秩序建設に付ての御見解は、全然窪井君と同感でありますので、吾々は一點疚しい所はない。入紘一字の精神でやつて居ることは屢、我が朝野の人達から言明して居る通りであります。どうも私から言へば分らぬのではないのである、分らうとされないのだと思ふ。百萬言述べましても、米國に分つて居る人もありますけれども、どう云ふものか現代の米國政府要路に居らるる人の中或る者達はもう頭から分らうとしない。而して私は此の點に付て米國の朝野が今少し虚心坦懐になつて反省して下さらぬからには、どうも是は致し方がないと思ふ。私共は固より反省を促すことに努力はし

て居りますけれども、併しどうしても反省なさらない。日本の考へなり日本の行動に付て、正しい了解を持つて下さらぬからには、我れは我れとして所信に向つて邁進するより外仕方がないのであります。アメリカ人の見解を都合好く成立たす爲に、吾々の所信を枉げることは所詮出来ない。斯う云ふことを以てアメリカに御答するより外仕方がない。けれども今も申しましたやうに、過去に於ても努めて居りますが、是からも尙ほ失望せず、絶望せずに斯う云ふ根本に於て間違つた考へを是正して戴くやうに、努力を繼續する考へであります。

それから第三の點に付きましては、率直に申し上げますと、前内閣、或は前々内閣時代にもやはりアメリカも日本を攻撃して居るのみではない、何とか日本と諒解を遂げ親善關係を回復したいと考へて、多少の努力をした跡はあります。此の點はハル國務長官の言明も事

實に合して居ると認めます。併しそれは日本の大陸政策なり、南方政策を抛つと云ふまでには考へて居られなかつたかも知れぬが、平たく言ふと、半分位は後退すると云ふことが前提條件であります。それならば日本と親善を増進する、理想から言へば、戦争ももう早く切上げて、我が軍も支那から撤すると云ふまでに日本が行つて呉れるならば、無論アメリカは日本と諒解を遂げよう、親善増進に向はう、斯う云ふやうな考へ方があります。そこで他方にはあり餘る金でありますから、金も貸してやつても宜いと云ふやうな話もあつたらしいのであります。そこで其の點に付ては我が財界人の中には、金が借りられればと云ふやうな人もあつたやうでありますけれども、それには非常に高い代價を拂はなければならぬ。我が國策を中止するか、又は少くとも半ば止めると云ふ代價を拂はなければ出来ない相談であります。併し我が大陸政策、又南方政策、

第三章 樞軸外交の諸問題

大きく言へば入紘一字の此の傳統、此の大精神を買かうと云ふ此の根本の國策を抛つか、又は半分位止めようと云ふ人は私は日本國中に一人もないと思ふ。それは親善を努められたと言はれても、初から出来ない相談をして居られるのであります。恰も吾々が地位を異にすれば、モンロー・ドクトリンはお止めなさらぬか、少くとも半分位で我慢なさらぬか、西半球を事實に於て支配すると云ふやうな考へは間違つて居る。あなたはお止めにならぬか。又はフィリッピンを直ぐ獨立させなさい、それならばアメリカと直ぐ手を握りませうと云ふやうなことを言ふのと同じことである。アメリカ側で斯う考へて下さるならば、非常に問題はハッキリすると思ふ。それから第四の御質問に付きましては、過日私の演説の中で既に申述べた通りであります。斯う云ふ機會であるから、之を繰返し詳しく申述べれば、洵に厄介なことでありまして、私の知る限りに於

きましては、二十五年位前には、支那が米國國防の第一線である、又は米國國防の半ばは支那にあるのだ、もう少し突き進んで申しますならば、隨て日支は仲好くさせてはいかぬのだ、支那を援助し、さうして國防をしつかりさせて、日本に對せしめるのがアメリカの國防の半ばであるのだ。少くも支那はアメリカ國防の第一線である、斯う云ふ説をなす者は一人か二人位しか居らなかつたのであります。當時のウイルソン大統領が非常に信用して居つた有名な著述家サム・ブライスが初めて極東に来て、さうして其のことを喝破した、其の時などは米國で斯かることに耳を傾ける人は多くなかつた。所が其の後段々此の考へがアメリカで擴まつて参つた。さうして近年は全部とは申しませぬが、一部の、而も有力なる地位を占めて居る所の一部の、人達の間には、此の考へが漸次固まつて來た。是は我が國民もハッキリ知つて置かなければならぬことであ

る。今蔣介石をあの程度まで援助して居りますのは、實はそれが間違つて居らうが居るまいが、デモクラシー擁護であり、又日本とかドイツのやうに、動もすれば暴力にまで懇へて現狀を變更せんとする企てに對して、飽くまでも争ふといふ考へからも來て居るのでありませうけれども、併し一つは今申しました思想が漸次力を占めて來たのである。是は一面から言へば、若し私が米國人ならば、やはり同じことを大いに主張するかも知れぬと思ふのであります。縱しそれが誤つて居つても——簡単に考へますと、日本と支那が眞に提携して國防を固くしたならば、彼等から見れば、是は大變なことなんだ、だから支那と日本を割つて置いて、支那をしてしつかり國防を固めさせて、さうしてアメリカの言ふことを聴くやうにすれば、こんな日本を牽制するに有力なる手段はないのである。私は二十五年前、恰もワシントンで大使館書記官をして居つた頃、

サム・ブライスがさう云ふ思想で以て筆を執つたのを讀みまして、是は洵に困つたことを言出したものである、若し是が段々固まつて來るならば、日米の間に容易ならぬ形勢を醸成するのではないかと私かに憂へて居つたのであります。其の後注視して参りますと、恰も支那を自國の國防の第一線にしなければならぬと思つて居るやうな考へ方が非常に固まつて來た。此のことはそんな生易しい、支那で何かアメリカ人が損害を被つたのを讓歩して寛大に解決してやれ、若くは百尺竿頭一步を進めて、明日皆でないまでも、半分でも我が軍を撤して、支那から退却するなれば、そこに折合ひが付くであらうと云ふやうな、そんな時代はもう疾に過ぎ去つて居る。支那から皆退きましたならば、尙ほのこと、支那を敵、以てアメリカの國防の第一線に固めて來る、其の結果は吾々は如何なる立場に立つか。更に又厄介な考が加はつて來たのは、段々進んで

行つて、恰も東太平洋だけではない、西太平洋を飛び越えて南洋にまで驥足を伸ばして、之をもアメリカの國防第一線の中に編入しようといふ口では仰しやらないかも知れぬが、其の行動を見て居ると、さう云ふ考へで動いて居るのではあるまいかと想像するより外ないやうなことをなされる。さうすると過般責任の地位に在るアメリカの政府要路の或る人は、東は大西洋の眞中までがアメリカの國防第一線であると仰しやつた。其の行動を見ると、東方に向つてはヨーロッパがアメリカの國防第一線であると言つて、あの通りの行動を執つて居る。英國をあの程度露骨に援助されるのも、畢竟するにそれを意味して居る。もうあの米大陸に於けるモンロー・ドクトリンどころではない、よく日本はモンロー・ドクトリンと唱へて居るが、アメリカがモンロー・ドクトリンを唱へて居ると云ふことは疾くに過ぎ去つて居る。モンロー・ドクトリンどころか此の

頃には中南米を誘つて、さうして國防を共通にしようと思ふ、そんなことはモンロー・ドクトリンにはありませぬ。そこまでもずん／＼自分は進んで居る。それだけなら宜かつたが、太平洋の方も東太平洋だけで満足しておいでになれば、吾々は文句は言はぬのでありますが、日本が西太平洋を支配しようとするのは怪しからぬなどと言ふ、自分は東方はヨーロッパまで國防第一線にして、さうして北米は固より中南米まで共同の國防を考へて且つ行動して居らるゝ。そのみならず、更に進んでは新聞の傳ふる所に依ればオーストラリア・ニュージイルランドの方面にも國防共通の線を張らうと試みて居らるゝかの如く見える節があるのであります。固よりフリッピンは自分の領有して居る所でありませぬ。さう云ふ風になつて來ると、今にアジア全體及び南洋がアメリカの國防第一線であると云ふことを言出されやせぬかと私は豫想して居るのであります。さう

云ふやりにアメリカは、自分の事は糊に上げて置いて、僅かに日本が存立上、又我が肇國以來の大理念を貫く爲に、絶対に必要である西太平洋だけを支配することすら、言語道斷のことである、斯う云はるゝのであります。私は今支配すると言つたことは、其の言葉の解釋次第であります。極端に之を解するならば、左様な野心は持つて居らぬと言明致しますが、併し或る程度まで吾々は支配しようと思つて居る。隠す必要は何にもない、(其の通りと呼ぶ者あり)日本の行動にしても其の通りである。假に日本が僅かに西太平洋を支配するとして、一體それに対して今申上げましたやりに、アメリカが何の文句を付ける資格があるでありませぬ。是が私が本會議で餘りにも身勝手ではないかと言つた所以であるのであります。あれは餘程言葉を優しくして置いた。

そこで此の四項に對して御答へをした序に、私の聲

論を申して置きたい。先程も申しましたやりにアメリカの誤つたる觀察、又は結論を正す爲には、從來も帝國政府は努力をして居りますが、尙ほ吾々は、寧ろ日本の利害と云ふ見地からばかりではなくして、それも無論あるにはありますが、それよりもつと大きな、此の儘推移すれば没落せんとする現代文明を救はうと云ふ此の見地から、どうしても此の間違つた考へは正さなければならぬ、斯う考へて居る。それは極力努力する決心を持つて居るのであります。どうしても此の日本の正當なる主張及び行動を理解して下さらぬと云ふことなら、外務大臣としてさう云ふことは甚だ言ひにくいのであります。ハルさん程亂暴な言葉を使つて居りませぬから、構はぬと思ひますけれども、それは所詮日米の間に國交改善をすることは絶望であると云ふことを言明して置きます。それで私の冀つて居る所は、先程から笹井君の述べられるやうに現代文明の没落線

に轉ずるや否やと云ふことは、今日一に大國アメリカの進退に懸つて居るのであります。此の全人類の福祉と云ふ大局から見て、心から私は日本の正當なる主張及び行動に對して理解を持つて貰ひたいと念願して居るのである。又其の決心を持つて私は尙ほアメリカに對して論せるだけ論して見ようと思ふのであります。併し此處で誤解を避ける爲に、もう一言附加へて置きますが、それは媚態などでは決して行くものではない、日本の固い決心を米國に衷心から諭す外ない。それも一縷の望みしかないと思ひますが、それでも一縷の望みは尙ほ私は絶たぬのであります。是れしか日本として行き方はない、斯様に確信して居るものでございませぬ。(拍手)

第四章 支那事變處理の問題

一、國民政府と重慶の合作問題

中島彌四郎大君は一月廿六日の豫算委員會に於て、支那事變解決の具體策を斷々乎として掲げ、一路邁進するの必要を説き、國民政府と重慶の微妙な關係に關し、松岡外相と次の如き問答を重ねた。

○中島委員（前略） 松岡さんの本會議に於きますところの施政の方針の演説では、國民が之を見ましても、どうしてやるかと云ふことが分らない、外相は斯う云ふことを御述べになつておいでになる。出來得ることならば、一日も速かに支那事變を處理することが東亞共榮圈樹立に付き望ましいのである。現内閣成立以來、蔣政權の反省を促し、汪精衛を首班とせる南京政府と

の合流促進を企てて來たのであるが、蔣政權は未だ反省するに至らず、抗戦を續けてゐる原因はアメリカが援けるからである。それから自分等が行掛りに囚はれた爲めである。そこで既に基本條約を汪精衛との間に締結し、日滿華共同宣言が發せられた以上、吾々は一意専心汪精衛を首班とする國民政府を援助し、名實共に之を中華民國の政府とせにやならぬ、斯う言はれてゐる。是で見ますと、蔣介石政權と戦つてゐる他方に於ては、是と反省を促すべく交渉をやつて居つたことをはつきり外相は言はれて居る。一體今後支那事變をどうするのだ、四年に垂んとする所の長き歲月を費し、百萬の皇軍を送つて國民を擧げて戦つて居るが、之を徹底的に解決する方針を政府に聽かなければならぬ。政府も亦此の方針を示して、斯うやるのだ、斯うやるのだから附いて來い、さうすると國民が附いて來るのです。そこから財政經濟計畫なり、總ての方針なり、

戰時體制強化と云ふものが生れて來る、此の點が私に第一の點であつて、あなたの茲にお述べになられて居る所の、今私が申上げました是だけの點だけでは分らない。又蔣介石を相手にして一面層層、一面提携で行くのか行かぬのか、もうそんなものはさらりと捨ててしまつて置いて、徹底的に行くのかどうするのか、それををはつきりして國民の向ふ所を示して貰ふ。率直に一つやつて戴きたい、さうして吾々は茲に眞劍に議論しまして、眞劍に國民を引張つて行くと云ふことに付て、私は憂國の至誠を以て御質問申上げる次第であります。

○松岡國務大臣 御答へ致します。或は本會議に於ける私の演説の言葉が足らなかつたので、多少誤解が起きて居るのではあるまいかと思ひますが、蔣介石に反省を求めたと云ふ實質は何であるかと申しますと、南京政府と合流しろ、無論こちらの註文も多少申しまし

たが、其の根本は合流しろ、斯う云ふ反省を促し來つたのであります。併し遺憾ながら南京政府承認に至る前に成功しなかつた。是からも亦南京政府と合流しろと云ふ反省の努力を——今はもう止めて居ります。それは外交上の事實であります——機會がありましたら促す考へであります。さうして、今日は既に基本條約締結に依つて南京政府を承認致したのでありますから、之を名實共に支那の中央政府として、又其の實に於てさう云ふ力あらしむるやうに、飽くまで援助する方針であります。併し同時にやはり多少そこは承認前とはやり方は違つて參りますけれども、要するに根本は是から後も蔣介石に是と合流しろ——合流問題は支那の内輪の問題であります、併しこちらは合流しろ、斯う云ふことで行く方針であります。其の條件に付て問はれば、既に基本條約に明示してある線に沿うてこちらは物を言ふより外途はないのであります。

○中島(彌)委員 合流しろと云ふことに付ても是から進めて行く、それから又一方に於て徹底的に之を打倒して行く、此の二つで宜いのですか。

○松岡國務大臣 兩刀使ひのやうであります、實際の事情、さう云ふ行き方しかないのですが、根本は一日も速かに全面的に本事態を終結せしむる、さう云ふ兩刀使ひにするやうにないのであります。

○中島(彌)委員 兩刀使ひで行くと、却て先方が弐めて掛つて來ると私は思ふ。それで徹底的にやつ付ける方針で、何處までも之を脅懾すると云ふ方針を執つて行き、一方汪精衛政権は何處までも之を守立てると云ふ方針で行つたらどうですか。

○松岡國務大臣 既に一昨年十一月でありましたか、今はつきり記憶しませぬが、國民政府に於ても、若し彼が反省をして改めて來るならば、話をせぬことはないと云ふ方針を執つたのであります。是が所謂近衛聲

明の後の言明であります。無論改心せぬ限りは徹底的に撃つと云ふ方針は改めませぬ。

○中島(彌)委員 アメリカが之を援けて、あの逼迫せるアメリカの状況、あのアメリカの考へを以て日本と蒋介石政権との間を割いて居つて、さうして自分が利用せんとする政策、是から考へまして、日本が斷じて反省を促すことは出来ませぬ。所謂二兎を追ふ者は一兎を得ずですから、一兎を捨て、斷乎として進める方が宜いと思ひますが、もう一遍御答を願ひます。

○松岡國務大臣 國民政府が反省して、南京政府に合流することが出来るか出来ぬかと云ふことに付ては、見込の差はありませうが、吾々は聊かも其の見込がないとは今見て居らぬのであります。若しそれが出来るならば、支那事變終結の捷徑であると今は考へて居るのであります。其の點は見透しの差になります。

○中島(彌)委員 見込があればやる、片方では徹底的

にやつ付けて行く、是は矛盾です、見込はない、ないのであるから徹底的にやつて行くと云ふ肚を示して、片方から片付けて行くことが宜いと思ひます。是は私の意見だけを述べて置きます。

なほこの問題に關し、一月三十日の豫算委員第一分科會の席上、中山福藏君は、松岡外相の右委員會に於て述べた説明を批判し、改めて眞意を問うた。曰く、

○中山委員 (前略)それからもう一つ之に關聯して、私洵に遺憾に存じますのは、先日豫算總會に於ける中島君の質問に於て、外務大臣は將來蒋介石が反省するならば汪政府との間に合作せしめる積りである、斯う云ふ重大なる答辯を致して居るのであります。徹底的に反撃すると共に、反省するまでは叩くが、反省する限りに於ては是と汪兆銘政府とを合作せしめると言うて居る。一體斯くの如きことを外務大臣ともあらうものが輕率に述べられて宜いことかどうか、假に肚の底

にはさう思つて居つても、さう云ふことを公々然と公開の席で述べると云ふことは外務大臣として相手方の氣持を考へて居るかどうか、南京政府の首席の人々に私共本年の春會つて來たのであります、實にそれは獻身的な努力を拂つて、何時殺されるか分らぬ、何時統殺されるか分らぬと云ふ非常な危険の中に立つて、日本を兄とも思ひ、親とも思ひ、先生とも思つて、彼等は新しい支那の建設に獻身的な努力を拂つて居るのであります。所が將來何時か又蒋介石と一緒にやるのださうだと云ふことになつたならば、汪兆銘の面子は一體どうなる、汪兆銘は將來蒋介石と一緒にやつても宜いと云ふことを、日本政府、外務大臣にさう云ふことを申出て居りませうか、此の點を明白にして貰ひたい。さうしてやらぬと汪兆銘の面子が立ちませぬ。吾日本は兄として、親として、或は先生として支那を是から指導して行かなければならぬ場合に、さう云ふ

やうなやり方をやつて、果して中國人の面子が立つかどうか、是では立つて行かない（下略）。

○松岡外相（前略）御質疑の根本を成す所の私の言明に付て是正して置きます。或は言葉が足りないでさう響いたかも知れませぬが、決して合作さすと云ふのではないのであります。彼等が合流又は合作するのは、支那國內の問題であります。唯それを今日我が方も一日も速かに支那事變を終結せしめたいのでありますから、若し吾々が助言をして重慶政府の人達を反省せしめて、此の南京政府に合流することが出来るならば、之を努めたいと思つて居るだけのことでありまして、先程も中山君の御質疑に答へたやうな通りに、一應打切つて以來まだ何も其の點に付て日本政府としては致して居りませぬ。

それから汪精衛云々と云はれますけれども、汪精衛は日本國政府に依つて承認される以前から、極力重慶

政府の人達を論じて、是と合作したい、斯う云ふ希望は、獨り私に分つてゐるのみならず、相當公にもして居るのであります。汪精衛の心事は、南京政府承認前に於てでも、若し重慶政府と合作が出来て、日本と全面和平が成立するのならば死すとも可なりと云ふやうな通電を出して居るやうな譯でありまして、若し汪精衛氏が南京政府の首班で居ることが、日支の全面和平を妨げるのならば、自分は死んでも宜い、自分は亡命しても宜い、此の地位は捨てる、斯う云ふやうな氣持を私は承知して居る。私は長年の友人でありますので、是は聴かなくとも分つて居りますが、さう云ふことを私は聞いて知つて居るのであります。それから我が政府が南京政府を民國政府として承認しました後に、私の記憶では間もなく彼が談話の形か何かで公表して居ると思ひますが、是は決して重慶政府と合流すること、を妨げるものではない、何時でも自分は重慶政府が反

省さへするならば、合流するに吝かでないと思ふ意思を明かにして居ります。そこで此の點に關しまして私の言ひましたことも、こつちが斯う説いてさせると云ふ意味でなかつたことを御承知願ふと共に、是は主として支那の國內の問題であると云ふこと、それから決して汪精衛氏初め、今日の國民政府の要路者達の意思と反したことをしたり、又面目を潰すやうなことはしないと云ふことだけは御諒承を願ひたい。

二、支那に於ける國共紛争問題

泉國三郎君は一月三十日の豫算委員第四分科會に於て、東條陸相に對し、共產軍と國民軍との相剋事情に關し質疑せるに對し、陸相はこの紛争の事變處理上に占める重要性を述べた。

○泉委員（前略）私の伺ひたい問題は、支那に於ける國民黨と共產黨との紛争問題であります。事變以

來抗日を目標として國共提携致しまして、現在まで戦つて参りましたが、其の本來的性格が態々矛盾性を逞しうして、現在非常な對立の下に置かれてあると云ふことは、色々のニュースで吾々承知をして居るのであります。是はやはり大陸に於ける事變遂行の上にて、非常に重要な役割を演ずるものであると信じますが、國共對立の將來に對する陸軍大臣の見透しと云ふやうなことも承つて置きたいのであります。更に又現在皇軍が奥地まで進出して居る。其の後方と見らるべき所に、而も共產黨が國民黨から逐はれた當時のやうな疲弊した地域ではなく、揚子江と黄河との洶に肥沃なる土地の上に、新四軍とか稱する共產軍が屯して居る。其の數が八萬乃至十萬と傳へられて居る。それを今度は黄河以北に移駐命令を出したが聞かないから蔣介石は實力を以て今度それを撃破しようとして居る。其の軍長の葉挺とか稱する者が逮捕された、之に

對して今度は周恩來とか、毛澤東とか、抗議を出したとか、四萬とかの共産軍を應援に託付けさせようとして居るとか、傳へるニュースは正確でありませぬから能く分りませぬけれども、兎に角さう云ふ風に傳へられて居る。傳へられる所に依ると、支那の事情に能く通曉して居ります人達には、是は當然のこのやうに見えて、大したこともありませぬけれども、支那の事情に餘り通じない國民の幾部かの中には、皇軍が奥地の前線へ行つて居る。その後ろの方で十何萬と稱する共産黨と支那の蔣介石の軍隊が大戦争でも始まりさうだと云つたやうな格好になりますと、それ等に對する非常な不安と疑惑を持つ者が必ずしもなしと致しませぬ。それ等に對する實情乃至見透しと云つたやうなことを、先づ以て承つて置きたいのであります。

○東條陸相（前略）支那に於ける國民黨と共産黨との關係及び此の見透しであります、重慶政權に於ける

弱點は澤山あります。即ち之を拾つて見ますと、第一には第三國より援蔣と云ふ、即ち自力に頼らずに他に頼つて居ると云ふ大きな弱點が一つあるのであります。それから第二には日本の力と云ふものを非常に過低に評價して、第三國と申しますか、彼から云ふと對手國ですが、之に頼つて居る。さうして茲に何とかも少し我慢すればと云ふので、他に依存して居ると云ふ點が、第二點であると思ひます。それから第三點は彼の武力が急速に低下して居ると云ふ實質的の弱點であります。是は此の前にも秘密會でございましたか、申上げた點であります。第四點は經濟が非常に逼迫して居る、困窮に陥つて居ると云ふ點であります。第五點は只今の國共の紛争問題であります。今申しましたのが所謂重慶政府を中心と致しました所の勢力の大きな弱點であると私は纏んで居るのであります。

然らば國共紛争問題は一體どうなつて居るのか、將

來の見透しはどうなるのか、最近の國共關係は既に新聞紙上に於ても、比較的詳細に報道されて居る如く、著しく悪化を示して來て居ります。其の裏面の暗闘、末梢部の相剋、是は逐次深刻化しつゝあるものと私は見て居ります。蔣介石は極力共産黨の制壓に努めて居りまして、甚だしきに至りましては、一時日本軍に對しまする所の作戰の中止をしても對共武装を強化せんとして、一部の兵力を移動して居ると云ふ所の情勢も判断し得るのであります。而して共産黨の實力は、私の觀測ではまだ不十分でありまして、重慶側が抗戰を持續する間は、共産黨と致しましては、其の力に考へて不即不離の態度を以て進むものと私は解釋して居るのであります。それから今一寸其の問題にお觸れになりましたが、揚子江、黄河の流域地方に蟠居して居ると云ふ問題に付て御話を致しますが、是等はもう當然彼等のやる手であり、且又重慶側が成べく之を北の方

に押して行かう、斯う來ることは當然な作戰であるのであります。と云ふのは北支と云ふものは國防上の見地に立つて、日本と重要な關係に置かれると云ふことは、當然な常識的な問題であります、此の根據を成べくさう云ふ風な共産黨の組織に於て、共産黨の力に依つて、之を崩してやらうと、斯う掛つて來るのは當然な作戰であります。日本としましても相當さう云ふやうな作戰が——作戰と申しますか、さう云ふやうな施策が今後更に深くなると云ふことは、覺悟して居らなければならぬと思ひます。又さう云ふ風な覺悟の下に軍としましても十分なる對策を講じて居るのであります。

もう一つ此の際に申上げて置きたいと思ひますのは、國共紛争の問題は以上の如く重慶としましては、相當なる一つの弱點を形成して居るのであります。併しながら今度日本の立場に立つて考へます場合に於

では、今御話のやうな點を深く探究をし、深く詰めて考へて、さうして之に對して適切に積極的に施策をして行く、さうしてそこに事變解決の或る一つの點を掴むと云ふことは是は當然着手しなければならぬと思ひますが、是は何れも彼の内部のことなのでありまして、こちらの施策がそれを一から十まで頼りにすると云ふやうな態度は、日本としては執つてはならぬと思つて居ります。支那事變と云ふものゝ解決は、自力で解決して行くことが根據であり、それに各種の事態を擱んで、之を強化して行くこと云ふ態度であるべきだ、そこを取り間違へてはならぬと、斯う私は考へて居ります。

三、支那現地資源の活用状態

三善信房君は一月廿八日豫算委員會に於て、日滿支間の綜合經濟政策樹立の要を説き、支那資源の利用に

が、どうしても北支に於ける産米の増殖と云ふことをやらなければいけないと考へまして、産米増殖計畫と云ふやうなものを立てまして、日支雙方の協力に依りまして、あの方面の未墾地の開拓と云ふやうなことに努力致して居ります。又小麦等に付きまして、同じく増産計畫を作りまして、是の増産に努力致して居る次第であります。治安等の關係もありますので、中急速には進まないのがありますが、日本側も支那側も、斯うした問題に付きましては、出来るだけの努力を拂つて居る次第であります。左様な譯で、現在の所に於きましては、まだ日本に食糧を供給すると云ふ程度には至つて居りませぬ。併し例へば昨年の如き中支から幾分の米が内地に輸入されたこと云ふ事實もございします。今後大いに努力致しまして、さう云ふ方面に向つて行きたいと考へて居る次第でございます。

次に支那に於ける鑛業資源の問題でございますが、

第四章 支那事變處理の問題

ついて、その現状及び將來を問うた。これに對し興亞院の宇佐美部長は次の如く述べた。

○宇佐美政府委員 只今の御質問に對しまして興亞院の者と致しまして、支那關係に付て御答へを申し上げます。御説の如く支那の農産に依りまして、日滿支三國の食糧問題の解決を圖ると云ふことは最も重要なことであると存じまして、政府に於きましては此の目標の達せらるるやう努力致して居る次第でございます。唯現在に於きましては支那の食糧生産は今尚ほ日本に食糧を供給すると云ふ程度までは參つて居らないのでございします。大體に申しますると、まだ其處まで參つて居りませぬ。是は事變の爲に状態が變つて居ると云ふことが大きな原因であると思ひます。併し治安の確立と共に、北支、中支等に於きまして農産の増加を圖るやうに努力致して居ります。現に殊に北支方面に於きましては従來米の生産が殆んどなかつたのであります

是も日本に取りまして最も重要な關係を持つて居ります。此の爲には既に幾多の施設を致しまして、鑛業資源の開發を圖つて居ります。現に最も日本に取りまして、重要な石炭であるとか、鐵鑛石と云ふものは相當な程度日本に供給されて居るのであります。殊に石炭の如きは、御承知の如く、日本の製鐵業に最も必要な性質の石炭が多量に支那に於て出るのでございします。是が對日供給と云ふことには最も力を致し、吾々日本側の機關に於きましては、此の石炭の對日供給と云ふことに非常に骨を折つて居る次第でございます。其の數量等も相當に上つて居るのでございします。又鐵鑛石に付きましては、従來支那から、就中中支方面から鐵鑛石が日本に持つて來られて居つたのであります。今日の情勢と相成りまして、今後支那の鐵鑛石を利用することが一層重要になつて居りますので、政府に於きましては、特に明確なる計畫を立てまして是の

實行に着手致しまして、非常な努力を致して居る次第であります。尙ほ石炭とか、タングステンとか、硅石とか、マンガン、雲母、石棉と云つたやうな、其の他色々の礦物資源がございますので、是等は何れも日本に取りまして重要な關係にございます。隨て是等の開發に付きましては、從來同様に非常に骨を折りまして、既に相當の成績を擧げて居るのであります。尙ほ今日發見されて居らない物に付きましても、今後調査を致しますれば、發見出来る見込のあるものもございまして、さう云ふものに付きましては、一層調査を強化致して行く考へで居る次第でございます。

第五章 大東亞共榮圈の視野

一、大東亞共榮圈の確立への信念

一月二十四日豫算委員會に於て、櫻井兵五郎君は、大東亞共榮圈確立が、我國の最重要な點を強調し、これに關する近衛總理大臣及び松岡外務大臣の決意及び信念を問ふた。

○櫻井委員（前略）今や愈々吾々は一億民族の生存を確保し、さうして眞の民族的使命に立ち上る所のはつきりとした目標を掴み得る時代が來た、本來國民の感じから申せばもう愈々吾々の立ち上るのは是からと云ふ感じがして居るだらうと思ふ。隨て此の大東亞共榮圈の確立と云ふものは、唯是が單に瀕弱な意味で内外に響いては困ると思ふ。是は全く吾々の生存死活の問

題、崇高なる使命の問題、其の決意に於て洵に牢固たるものがあると云ふことを内外にはつきりせしめて戴きたい。之を總理大臣の口より、我が國家意思を最も強くはつきりさせられることを望みまするが爲に、此の質疑を致します。

○近衛國務大臣 大東亞の共榮圈を確立すると云ふことは、我國の生存上絶対に必要であると云ふことを確信して居ります。

○櫻井委員 次に外務大臣に御尋ねを申し上げます。大東亞共榮圈の確立に對しまして、吾々の信念——理念に基く所の強い吾々の信念を明にして置きたいと思ひますが、共榮圈確立に關する理念に付て一應の御説明を願ひたいのであります。

○松岡國務大臣 總理大臣より只今御答のありました通りの確信を吾々も亦持つて居るのであります。理念を云々と云ふ御質問に對しましては、私共は獨り大東

亞圈内のみに止らず、八紘一宇の肇國以來動かすべからざる傳統的大理念に依つて、世界に八紘一宇の精神を實現したいと云ふ考へを持つて居る者であります。其の第一歩として先づ我が國力に之を顧み、現在に於て可能なりと思はれる範圍、即ち大東亞圈内に於て此の八紘一宇の我が民族の大理想を確立する、さうして、此の大東亞圈内に於て實現せられたる所を以て、世界に範を垂れるのみならず、將來之を漸次全アジアに確立し、續いて世界に確立して行きたい。斯う云ふ考へを持つて居るのであります。さうして大東亞圈内其のものに付ては只今總理大臣より御答がありました通り、我が民族の存立上、自衛上、又絶対に必要なりと考へて居るのであります。

二、大東亞外交の新理念如何

三宅正一君は一月二十七日の豫算委員會に於て、我

外交理念たる「八紘一宇」並に「その所を得しむ」の内容がもつと東亞の異民族にも分らせる方途の必要なるを指摘し、松岡外相の明答を求めた。

○三宅委員（前略）外務大臣は先日外交方針の御演説の中に於て、「皇國の外交が我が華國の理想たる八紘一宇の大精神に随ひ、萬邦をして各、其の所を得しむるに存する」と斯う云ふことを申述べて居られるのであります。是は當然の話であつて誰も異議のない所でございます。併し是が具體的な展開に付ては日本人だけには分るけれども、外國人には分らない、特に東亞共榮圏内の異民族にも分らないと云ふことでは仕方がありませんので、私は各、其の所を得しむると云ふ意味の具體的な御説明を承りたいと考へるのであります。

○松岡國務大臣 御尤もな質問でございますが、やはり私の返事が多少抽象的になるかも知れませぬ。大東亞圏内の現状は御承知のやうに極めて複雑でありまし

足して行く。斯う云ふことでありまして、強いて他の言葉を使へば、均等ではあるのであります。けれども是は人各、力量も違ひますし、勤怠の度も違ひますので、平等と云ふ理窟には中々いかぬ、法律の前には一應平等でございますが、實際は全然平等には行かないのであります。恰度私が大東亞圏内にある所の諸民族、諸國民にも同様な考へを以て臨むものであると考へる。吾々と文化が非常に違ふものを日本人と同じやうなことに扱はうと云つても、是は中々實行不可能なのであります。各、の民族の現在の状態、それから能力、文化の程度、經濟生活の程度、其の外諸般の條件に顧みて、それ相當な所を得る、斯う云ふ考へであるべきだと斯様に私は考へる。若し夫れ大東亞圏内に於きましては、歐米諸國の領有して居る所もあります。よく獨立論を聽かされるのであります。吾々の八紘一宇の精神が世界に徹底致しまして、自然と征服、搾

て、隨て非常なデリケートな關係もそこに存するのであります。一々どの地方をさう云ふ風にするかと云ふやうなことは國際關係もございまして、外務大臣としては口にするには差控へたが宜いと云ふ點が多いのでございます。さう云ふことを顧慮して御答へするのでありますから、今申しましたやうに自然是も抽象的分らぬと云ふことになるかも知れないのであります。其の點は御諒察を願ひたいと思ひます。「各々其の所を得しむる」とは是も概念的になるかも知れませぬが明治天皇の御宸翰などにも拜するやうに、億兆一人も其の所を得なければ朕が罪である、是が私は日本の天皇の代々の大御心であると拜察して居るのでございませぬ。悉く其の所を得しむるとは必ずしも平等でない、私は平等と云ふ言葉位誤解を起すものはないと思ふ。其の所を得るとは、私共の拜察する所では人、各其の天稟に従つて己れを全うして行く、さうしてそれに満

取、壓制と云ふやうなことがなくなることを希望して居るのであります。是も右から左に中々實現は出来ない、けれども吾々の目標は兎も角征服のない、壓制のない、又壓迫のない天地に——漸次世界に對する吾々の八紘一宇の實現第一歩として、大東亞圏内でそれを實現して行きたい。誤解のないやうに繰返して置きますが、斯う言ふと、歐米諸國では直ちに歐米人を驅逐して、さうして各民族を獨立せしむるのか、斯う云うやうな疑念が起りませうが、それは私と雖も一日にして出来るものとは思つて居りませぬ。それで是は現狀に即して、さうして吾々の抱いて居る八紘一宇の考へを漸次實現し、又現に征服して居る事柄が悪いならば、相成べく其の征服者である所の歐米の諸國をして、之を改めるやうに導きたい、斯様に私は考へて居るのであります。

三、大東亞民族政策樹立の必要

一月二十七日の豫算委員會の席上、三宅正一君は東亞民族政策の確立の急務を力説しこれに關する當局の對策を訊し、松岡外相、興亞院部長鈴木貞一中將交々立つて之に答へたが、諸政策の樹立については、今後益々意を致さねばならぬ状態にあるを痛感させた。

○松岡外相 正直に御答へ致します。と云ふ意味は、私は何も隠したり、術ふやうなことなしにと云ふ意味であります。私の立場では甚だ言ひにくいことも申します。三宅君の言はれる意味の民族運動と云ふこと、又諸民族を基礎とした少くとも帝國の大東亞圏内に對する方針と云ふやうなものが確立されて居ると云ふやうなことは、私は知つて居りませぬ。民間にもなければ、政府にもありません、と申しますのは、第一私から見れば、吾々は官民を通じて、大東亞圏内に於ける

種々雑多なあれだけの民族に付て、まだ民族研究すら確立しては居らぬのであります。ちつとばかりやつて居る。そればかりではない、お隣りの是だけ我が國運に重大なる關係のある中國人の民族性すら、果して本當に研究が遂げられて居るか、日本人中で本當に摺んで居る人が何人居るか、寧ろ歐米人で眞剣に支那を研究した人の方が、吾々よりもつと能く知つて居るとさへ私は考へる。一つには吾々は同文の關係から其の同文も漢文が支那の文だと思込んで、祖先以來漢文を一生懸命やつて居る。是は又相當知つて居る。それでもう支那人を知つた積り、支那を知つた積りである所に、吾々が現在の支那及び支那人を摺み得ない大きな原因があるときへ、私は考へて居ります。屢々、錯覺に掛るのであります。子供の時に讀んだ十八史略其の他漢文に禍ひされて、現代の支那人に付いて錯覺を屢々持つて居ると云ふやうな實情であります。又支那人と

云ふものは、非常に知るに困難な複雑極まる性格を持つて居るものであります。是は一例に申すのであります。況んや南方の諸民族、例へばジャワの民族はどう云ふ人種が中堅なのかと聽いて、答へをし得る日本人が一體何人あるか、斯う云ふやうに吾々の方は民族研究すら非常に缺いて居るのであります、是は夙に個人としては感じて、あつちこつちの方面、研究する機關に頼んで歩いたこともあるやうなことで、外務省に於きましても殊に南方の民族研究には、折角今一生懸命精進して居るやうな譯であります。是が私が出発點に正直に御話すると言つた所以であります。

○鈴木(貞)政府委員 日本の民族政策の點に付きましては只今外務大臣から御答辯がありましたので、それと關聯致しまして現在政府の事務機關として行つて居る點に付て御答へを致します。現在の大東亞共榮圏の標語の生れたのも、餘り遠くないやうに考へるのであ

ります。そこで現在の段階に於て、如何にしたならば此の東亞共榮圏の建設を可能ならしめるかと云ふことを考へて見ますと、何と申上げましても、日本、滿洲、支那と云ふ此の三箇國が、東亞共榮圏の確立の本體である。此の三國が互ひに各其の民族なり、或は其の地域的な特性なり、さう云ふ一つの特殊性を發揮して、さうして是が互ひに大東亞共榮圏の確立と云ふ一つの目標の下に進む、斯う云ふことが現在の段階に於ては考へられるのであります。元來此の民族問題は、私が申上げるまでもなく、御承知の如く、民族問題と云ふ言葉が発生して來たことは——此の日本にも論ぜられ、世界にも論ぜられるやうになりましたのは、段々世界の資本主義形態の發達に伴ひまして、此の諸國に於ける所の、世界に於ける各方面の民族が、此の資本主義形態に依る經濟組織の壓迫を蒙りまして、茲に此の民族が其の壓迫から逃れんとする意欲が発生したこ

とに原因して居ると思ふのであります。勿論古い問題としては、非常に其の時代に於て民族闘争が繰返されたのであります。近代に於ける民族問題はさう云ふ観点から民族自決と云ふやうな聲が起りまして、さうして是が段々ソヴェト革命の進展と共に、階級闘争とこんがらかつて此の民族問題が東洋にも波及して、それがやはり今度の事變の一つの原因を成して居ると思ふのであります。そこで此の民族問題を如何に取上げるかと云ふことは、詰り資本主義の弊を矯めて所謂人類共存の大道を歩むと云ふ方向に進む、同様に此の民族問題が亦制約せられたる所の一つの地域の各民族が互ひに手を携へて、そこに一つの指導的勢力を確立し、さうして其の指導的勢力の下に各其の分に應ずる所の政治、經濟、文化生活を營む、斯う云ふことになるのが、最も今日の世界の情勢に相應しい方向ではないかと考へて居るのであります。

四、東亞聯盟運動の前途

一月二十七日の豫算委員會に於て三宅正一君は、東亞聯盟運動の近來の發展を述べ、今後の我民族政策の上からも重大なる意義あるを論じ、これが對策に關し與亞院の鈴木貞一中將の説明を求めた。

○三宅委員（前略）滿洲に於ける東亞聯盟の運動、中國に於ける東亞聯盟の運動並に是等の運動に對して之を指導し、連絡をして行きまする日本國內に於ける運動のことに付て御伺ひしたいのであります。最近に於ける支那の國民的な運動と致しまして、非常に大きな影響力を持つて居るものは、汪兆銘氏の主宰致しまする中國の東亞聯盟の運動であると思ふのであります。東亞聯盟の運動に付ては、滿洲に於て一番大きな最初の發達を見て居るのであります。滿洲國が出来ました機會に於て民族協和の國家として、どう云ふ共通のス

ローガンを以て結つくかと云ふ現地に於ける御苦心が、政治の獨立、經濟の合作、共同國防と云ふ三スローガンとなつて現はれて、其のスローガンに汪兆銘氏が文化の交通と云ふスローガンを加へて、而も是が日本の八紘一字の精神と相結ぶと共に、孫文の言つて居る國民黨の立場から見れば大アジア主義の觀念にも合ふと云ふ解釋を取つて運動をして居られるのであります。私は中國に於ける此の運動の如きが更に南に居りまする一千萬近い華僑其の他に大きな影響を及ぼし、更に彼等の手を以てタイ民族に影響を及ぼし、安南の民族に影響を及ぼし、蘭印に於ける原住民族に影響を及ぼすと云ふことが、是が一つの世界政策としての大きな點であると思ふのであります。國內に於て是と統合連絡する上に於て、どう云ふ風におやりになつて行くお積りであるか、どの程度に力を入れて之を展開されるお積りであるかと云ふことに付きまして、御答

辯を願ひたいと考へるのであります。

○鈴木（貞）政府委員 東亞聯盟の問題であります。是は只今仰しやいましたやうに、滿洲國の建國の當時に、さう云ふ思想が一部擡頭をして來たのであります。而して近衛聲明に依つて汪兆銘の飛出しとなり、支那に新たなる政府が出来まして、さうして此の政府が之を取上げて起つと云ふことは、成程自然なる進展であります。併しながら茲に注意を要する問題は、現在の段階に於ける大東亞共榮圈建設の根柢力と云ふものは、一體何處にあるのか、漢民族であるのか、將又滿洲の民族であるのか、蒙古民族であるのか、或は回教民族であるのか、或は西藏民族であるのか、斯う云ふことを探究して見るならば、私が申上げるまでもなく、尊嚴無比の國體を奉ずる大和民族に存すると云ふことは一言の贅言を要しない所であると思ふのであります。隨て今日私共の考へる施策は、此の大和民族の結

東方、信念、斯う云ふものを功利的な政策の爲に傷つけられる方向に行かないことを必要とすることを信ずるのであります。それで此の東亞聯盟が——支那の民族國家が過去に於て共產主義思想の洗禮を受け、民族問題と階級闘争とを一樣に取上げて、日本に反撥した所の態勢から、日本民族と共に手を携へて、東亞の建設、現在に於ては白人の羈絆からの脱却、解放と云ふやうな方向に進むならば、それは極めて結構なことであります。此の東亞聯盟同志會のやつて居る仕事に對しては、日本は之に協力するに聊かの躊躇もする必要がないのであります。唯、只今申上げましたやうに、文化の發展過程の状態から致しまして、大和民族の信念と云ふものは是は何處までも強力に、殊に現代の國際情勢から考へまして、此の信念に多少とも暗影を投じ、若くは之を改變し、或は又根柢の思想からお互ひに論議を聞はさりと云ふやうな思想の展開は、此の際

九二
國內に於て避けねばならぬと考へるのであります。さう云ふやうな考へから致しまして、此の東亞共榮圏建設の意欲を持つ所の大和民族の國體の本義に立つ民族運動は、益、私は活潑に猛烈に國內に展開し、是が延いて漢民族を動かし、或は回教民族を動かし、先程申したるインドの民族にまで至る、斯う云ふことになることを切望し、さうして其の方向に進むべく微力を致して居る次第であります。

○鈴木(貞)政府委員 日本民族政策を展開するに日本國內に於ける大和民族の運動をどう云ふ仕組で行ふか、其の運動と大陸に展開しつゝある所の此の種運動との關係をどう考へるか、斯う云ふ御質問であります。日本國內に於ける此の運動も、結局是は日本帝國臣民の一つの翼賛運動であると私は考へるのであります。即ち此の大東亞共榮圏の確立と云ふ此の大目的の爲

に、一億の人々が火の玉のやうになつて行く、斯う云ふことが大政翼賛會の意圖せられて居る所と信ずるのであります。其の大政翼賛會の一つの部分的な運動として之を取上げ、さうして茲に日本國內に於ける運動を活潑に展開して戴きまして、さうしてそれが大陸に於ける所の此の種の運動と互ひに氣脈を通ずる、斯う云ふことになることが、現在の狀況に於て最も相應しい行き方ではなからうかと思ふのであります。そこで斯う云ふ運動に付てはさう云ふやうなことを考へて居ります。努めて此の民族、國民自らの持つ所の一つの力として、此の運動が私は展開せられることを望むのであります。と申しますのは、動ともして官憲の指導が過ぎますと、斯う云ふ運動は非常に發展力を失ふ、そこで詰り大政翼賛會の出來たのも、さう云ふ次第であると實は私かに推測して居るのであります。即ち下から意識的に出て來る所の一つの民族の力、最

高の權威を以て行はれる所の一つの政治なり、或は政策なり、斯う云ふものがピッタリとそこに符節を合はせる如くに合はせる所に、一つの民族國家の進展力が生れて來る、そこで此の大東亞共榮圏建設の運動も一つの國民運動の形勢を持つて來る。其の代りに生れるには幾多の障礙があり又、色々な問題が発生すると思ふのであります。それ等は一に大東亞共榮圏を確立し、而も其の現段階に於ては要するに日本民族の結束が一切のものに先行してやつて行くと云ふ意識を持つて説いて、さうして之を展開する、斯う云ふことにして戴かんことを御願ひして、さう云ふ方面の人々と連絡を取つて、仕事をして居る次第であります。

五、我が南進政策の將來

平川松太郎君は一月廿八日の豫算委員會席上、爾印はじめ南洋に於ける經濟資源の豊富なる事實をあげ

て、これに對する南洋進出策如何と秋田拓務大臣に訊した。以下はその質問と答辯である。

(平川委員 (前略) 目下非常なる、朝野とも監視的になつて居ります所の蘭領インド、此の蘭領インドに對する政策を主として聴きたいのであります。申すまでもなく、蘭領インドの占めて居ります所の地位と又其の豊饒なる地味及び其の地下に埋藏して居ります重要な各種の資源、農産物漁業等の豊富なることは言ふまでもありません。試みに礦物資源を見るならば石油は一九三八年の調査に依りますと八百三十一萬トン、錫は世界第二の産額であります。其の他石炭、金、銅、鐵、タンゲステン、マンガン、ボーキサイト、スリ云ふやうな礦物資源があります。又農産物としては、米は年に二回若くは三回も收穫が出来る。其の他砂糖とか、ゴムとか、コーヒーとか、茶、煙草、キニーネ、椰子、果物、斯う云ふやうな豊富なる農産物があります

之を開墾して水田とする場合に於きましては、スマトラだけでも、殆ど日本の倍に達すると思ふ。又礦物資源に於てもどう云ふ状況かと申しますと、スマトラの野村ゴム園に於きましては、石油が湧出して居る、斯様な状態でありまして、若しも日本人の入國制限を撤廢するとか、或は資源開發の權利を獲得するとか云ふことになりましたれば、世界の寶庫は我が日本の手に依つて開發が出来ると思ふのであります。此の南方に對して拓務大臣と致しましては、どう云ふやうな政策を持つて居るのでありますか。

○秋田國務大臣 蘭印其の他南方諸地域に互りまして、帝國が如何なる政策を持つて居るかと思ふ御尋ねでありましたが、實は之に對して只今の場合具體的に御答へ申上げますことは、種々なる事情の下に甚だ困難を感じるのでございます。唯抽象的には斯様なことを申上げることが出来ると思存します。即ち東亞共榮

するし、漁業と致しましても、やり方に依りますと、相當なる收穫があるのであります。全く世界の寶庫と云つても差支はございません。而して此の日本と蘭印との貿易關係を見ますと、昭和十四年には日本の蘭印に對する輸出が七千二百萬ギルダでありまして、日本に對する輸入が二千萬ギルダ、然るに昨年はそれが増加致しまして、輸出が八千五百萬ギルダ、輸入が二千五百萬ギルダ、結局六千萬ギルダの輸出超過になつて、外貨の獲得になつて居るのであります。是もやり方に依りますれば、まだ澤山な増額を見る事が出来ると思存するのであります。而して此の蘭印に於ける所の人口の如きも、ジャワは餘程稠密でありまして、一キロ平方で三百十六人、所がセレベスは二十二、ボルネオは四人、ニューギニアは二人、斯う云ふ風な非常に人口稀薄な土地である。而して土地は全く肥沃な土地でありまして、水利の便もあるし、

圈の確立、是が我が國是でありますので、之に順應する、即ち此の共榮圈を具現するに必要な凡ゆる政策に付ては、政府としては深く考へを持つて居ると云ふことを申上げ得るのでございます。共榮圈の確立と云ふことは、既に日獨伊三國同盟條約に於きましても明かに承認せられた所であります。世界の大国たる獨伊兩國が之を承認致した、世界の諸國が之を承認するとせざるとに拘らず、是は我が帝國不動の方針であるのであります。而して最近に此の關議の決定を経て、中外に發表致しましたる經濟新體制要綱、之に於きましても、現内閣は我が經濟の新體制、その根幹は此の東亞共榮圈内に於ける資源を確保開發致して、以て高度國防國家體制を確立して、之に必要な所の經濟新體制を立て、行かり、要するに經濟新體制の根幹がやはり共榮圈内に於ける資源確保の開發と云ふことにあつる事も明かに一致して居るのであります。斯様な意味

に於きまして、此の東亞の共榮圈確立と云ふ大國是に基く所の凡ゆる國策は深く考慮致して居るのでございませけれども、事を運びます上に於きましては、種々の順序があるのであります。是等の國々とは今正に外交交渉の途中にあります。佛印に對しましては松宮使節が曩に現地へ參つて種々の交渉を経、今東京會談をやつて居る途中であります。蘭印に對しましては、曩に小林君が御苦勞になりました、今は芳澤君が現地に使節として交渉に努力されつゝあることは平川さん御承知の通りであります。是等外交交渉に依つて如何なる成果を齎し得るか、私は之に對して大なる期待を掛けて居るのであります。此の外交交渉の内容に至りましては、固より秘密の事柄でございまして、茲に發表致します自由を持ちませぬ。唯拓務省と致しましては現在許されたる範圍に於て何をなすべきか、是は所謂海外拓殖事業の指導監督と云ふ見地に立つて、所謂通

商貿易の促進、是が其の任務であらうと考へるのであります。此の點に付きましては御承知の通り現在南方地方に於きましては華僑と云ふ經濟的の勢力があるのであります。是の經濟的地位、其の他南方方面特殊の事情に鑑みまして、我が國の商業者の活動の上に對しては、大いなる困難がございますが、此の間に處して指導助成を致して、成果を十分に擧げて行きたいと云ふことを考へて居るのでございます。今日國際情勢の變轉の結果と致しまして、我が國の貿易状態は形勢一變致して參つて居ることは平川君御承知の通りでございまして、此の南方方面の問題に對する關心は極めて深いものがあるのでございますから、是等の指導獎勵の上に於きまして、又今後進出すべき商業實習生の訓練等に付きまして、大いなる準備を致し努力を致さなければならぬと云ふことを私共は痛感致して居ります。其の意味に於きまして、最近に拓務省に於き

ましては、新たに拓南局と云ふ機關が創設せられたのでございます。仍て以て今後此の南方進出に對する凡ゆる政策に付きまして又其の實行に付きまして、今後準備を致して行きたいと云ふ考へなのであります。凡ゆる經濟的進出、即ち農業に致しまして、林業に致しまして、水産業に致しまして、其の他平川君の御指摘になりました各種の鑛業、即ちマイニング其の他商工業、凡ゆる産業の全般に互りまして、經濟的の進出が一日も早く緒に就きますやうに、大體の店開きは出來て、實は手具脛を引いて待つて居ると云ふやうな状態が今日の有様でございまして、各箇の政策の具體的發表は先刻申上げましたやうな事情に鑑みて、此の際御答へを申上げることが差控へるの已むなき點に付て、御同情を願ひたいと思ふのであります。

六、大東亞に於ける華僑問題

鶴見祐輔君は二月四日豫算委員會に於て重慶對策及び南進政策上に占める華僑問題の重要性を論述し、これに對する政府の見解を叩いたが、松岡外相は前途有望なるを示唆した。

○鶴見委員（前略）重慶工作と密接な關係があつて、切離すことの出来ない一つの問題が未だ殘されて居ると思ふのであります。此の點に付て私は御質問を致したい。それは南方の華僑の問題であります。華僑が或は佛領インドにしても、タイ國にしても、マレー半島、蘭印、フィリッピン等に凡そ六百萬乃至八百萬の數を以て住居致して居る。巨億の富を持つて居る厖然たる勢力を擁して居ると云ふことは申上げる迄もないのであります。而も華僑の専門家の説に依りますと、此の華僑が初めて南方に移住して參りました當時の先達は、決して物質的の目的で、南方に行つて金を儲けると云ふ爲に移住したのではなかつた。明の亡びました

當時、清の正朔を奉ずることを潔しとしなかつた當時の愛國者、或は勤王家が、此の國を逃れて南方に行つたのが、今日の華僑の起りであつたと云ふことを伺つて居りますが、さう致しますれば、此の華僑は恰度イギリス、オランダを逃れてアメリカに渡つた初代の建國の米國人と同じやうに、或る政治的な信念を持つて南方に行つて、今日の富を作つたのでありますから、隨て六百萬乃至八百萬の人々が今日のやうな物質的の勢力を築いた後でも、祖國支那の、殊に政治上の問題に深甚なる關心を持つと云ふことは疑ひない所でありまして、茲に吾々が大東亞共榮圈完成の上に於いて逃すことの出来ない重大な要素があると思ふのであります。外務大臣は大東亞の諸民族をして、各、其の所を得せしむるのが皇道外交の理念であると云ふことを明かにされたのであります。然らば此の南方民族間に鬱然たる勢力を持つて居ります所の華僑八百萬の人々

の心を捉へると云ふことが、やはり我が南方政策の根幹の少くとも一を成すものであると言はなければならぬと思ふのであります。然るに是は單に日本の南方政策として重要であるのみならず、對重慶政權工作の上になきましても、重大なる關係を持つて居ると思ふのであります。それは華僑の同情が殆ど擧げて重慶側にあつて、過去足掛け五年の間に彼等が或は財力を以て或は物資を以て、或は思想宣傳の手段を以て重慶政府を助けて參つたことは明かであります。重慶の政府が如何に英米其の他の國に依存すると申しましても、程遠いイギリス、アメリカだけの力であのやうな抗戰の實力を備へることは出来ないものであつて、もつと手近かな同文同種の自分の在外同胞の援助に依つて、抗戰體形を整へて居ると云ふことは疑ひない事實でありますから、重慶工作の重要な一面として、之に輸血をして居る所の南方華僑の對策と云ふものが第一に立つ

て來なければ拔本塞源の本當の工作が出来ないのでないかと憂慮致すのであります。更に華僑の對策は將來日本が蘭印、佛領インド、タイ國、佛印インド支那、マレー半島等に其の勢力を伸ばす際に於ては、華僑が日本に反對である場合には、日本の南方政策に非常な支障を及ぼすと云ふ點が一つ、今一つは直接現前の問題と致しまして、蔣介石に對する此の華僑の同情と援助と云ふものは、日支事變處理の上に非常なる障礙を横たへるものであるから、此の點に付ては外務大臣としての御意見、又如何なる對策を御執りになつて居るかを承知致したいと思ふのであります。

○松岡國務大臣 是亦私は鶴見君と全然御同感でありまして、私は昔から浪人をして居りまして、同じ考へを持つて出来るだけの手傳ひをして參つて居るのであります。外務大臣になりましたから、尙ほ強く此のことに向つて歩を進めんとして居るのであります。獨

り對重慶工作の上のみならず、私を以て言はしむれば全體の支那と日本との國交調整に付きましても、どうしても此の在外華僑、殊に南洋方面に於ける華僑と云ふものと十分の諒解を付けることが對支政策上の一大要件であると豫ねてから考へて居る。

次に鶴見君も言はれました通りに、大東亞共榮圈樹立に付ては、是はもうどうしても度外視すべからざる一大勢力、獨り吾々の言ふ蘭印インド方面だけではないのであります。單獨に佛印だけを取上げて考へて見ましても、又タイと緊密なる國交を増進しようと思ふ見地から取上げて此の問題を見ましても、タイにある華僑、佛印にある華僑、是等は最も國交親善に資する大きな力の一つであると思つて、さう云ふ點に付ては極力工夫をして居る。どう工夫して居るかと思ふ點に付きましては、どうも是も外交對策上のことでありますから、今此處で、公の席で申上げることは出来ませ

ぬが、結果の一端だけ申上げます。私の見る所では、南洋華僑は最近に至りまして漸次日本に對する敵視を薄らがして、日本を理解して今までの抗日的態度を轉換せんとして居る徴候が現はれて參つて居ります。是だけは大體確かであります。尙ほ完全に對日態度を轉換させたいと考へて居ります。

七、フィリッピン政策の意味

二月十七日決算委員會の席上、石坂繁君はフィリッピンに對する我外交政策を訊したのに對し、大橋外務次官は次のやうに述べたが、終りの一言は、今後の日本—フィリッピン問題の重要な鍵を意味するものとして注目される。

○大橋政府委員　フィリッピン問題に關しましては、只今石坂委員から御述べになりました通り、經濟的、地理的、歴史的に、我が國とは隣組の關係にあるので

あります。随ひまして此の大東亞共榮圈を作ると云ふ見地から致しまして、對比島政策と云ふものは極めて重大なる政策であると思ふのであります。併しながら比島問題を觀察するに當りまして、アメリカが二十世紀の初に之を手に入れまして以來、今日までの政治と云ふものは、流石にアメリカの人道主義に依つてやられて居る、他の帝國主義列強の如く土人を牛馬の如く扱つて之を搾り取ると云ふ傾向は見えない。寧ろアメリカの金を持つて來て、相當フィリッピン土人の爲に盡し、さうして其の文化的、經濟的、政治的の發展の爲に寄與して居る。此點は私は認めざるを得ぬと思ふのであります。實は此のアメリカのやり方と云ふものは、餘程我が國の理想とする入紘一字の大精神に近寄つて居ると云ふやうに私は見て居るのであります。隨ひまして吾々は、東亞共榮圈を確立するに當りまして、何もフィリッピンから強ひてアメリカを逐出すと

云ふやうな必要は、私は毫も認めないのであります。唯併しアメリカなどが如何にも日本がフィリッピンを取ると云ふやうな疑ひを持つて居るならば、何時でもさう云ふことはしないと云ふ保證位與へても宜いと私は思つて居るのであります。併しながら此の經濟問題或はフィリッピンに於ける本邦人の活動問題と云ふことに關しましては、今後外交交渉に依りまして、出來得る限り我が邦人も發展し、又日比間の經濟問題の緊密化に付て努力する積りであります。殊にダバオに於きまして、我が邦人が長年の間マニラ麻を栽培して、さうして此のフィリッピンの經濟問題に非常に大きな寄與をして居る、斯う云ふやうな點に付て向ふが我が邦人に對して非常に誤解を持ち、土地問題に關して各種の制限を置く、斯う云ふやうな問題に付て、今までも交渉して參りましたが、今後と雖も益々交渉してさうして我が邦人の立場を有利に導きたい、斯う思つて

居ります。又フィリッピン人と云ふものは、我が國人と非常に似た人種でありまして、吾々は非常に深い同胞的感情を持つて居ります。それで此のフィリッピン人と我が日本人との文化的親密關係と云ふやうなものも、今後に於て進めて行きたいと思ふのであります。唯吾々が茲に非常に關心を持つて居ることは、フィリッピンと云ふものが將來非常に日本の安全を脅威すると云ふやうなものになると云ふことに對しては、是は吾々は非常に注意しなければならぬ。此の點は私は非常に心配して居る、是だけ申上げまして、御答辯に代へたいと思ひます。

八、蘭印との交渉と我態度

石坂繁君は二月十七日の決算委員會に於て、蘭領印度の我國に對する敬遠乃至は閉鎖的政策を採りつゝある現状を指摘し、これに關する外務當局の見解及び對

策を問うた。大橋外務次官は詳細に次の如く説明した。
○大橋政府委員 現地に於ける空氣は只今必ずしも我が方に好都合に發展して居らないのであります。殊に先般蘭印側との間に交渉案件に關する相互の提案を交換致しまして交渉に入らんとする際に各種の誤解が生致しまして、それが爲に交渉が停頓したのであります。併しながら私が東京に居るオランダの公使と色々話しました結果、其の誤解が解けまして、一兩日前向ふも驟然と致しまして、交渉を進行すると云ふことに決定したやうな次第であります。其の交渉の結果どうなりますか、先方に於きましては、勿論日本の蘭印に對する經濟的要望と云ふものに對しては十分之を諒承はするが、併し蘭印としては又蘭印の立場がある。蘭印の經濟關係を結んで居る地方は唯單に日本ばかりぢやない、其の他の地方とも深い關係があるのだから、日本だけの御希望に應じて他の方の希望に應じない譯

には行かない。隨て本件は妥協に依つて解決したい、斯う云ふ意向を向ふで持つて居る。隨ひまして今後の交渉に於きまして、各種の論戰が行はれることだらうと思ふのであります。併しながら蘭印は通商的に見まして、既に歐洲方面との通商關係と云ふものは殆ど困難な状態で、大陸に於ける商賣と云ふものは全部駄目になつてしまつて居る。アメリカとの通商關係も、アメリカが今後巨億の金を使つて對英援助を爲すと云ふやうな事になつて参りますと、やはりアメリカとの平和産業の貿易と云ふことは又非常に困難になるやうな状態であります。さうするとどうしても日本と云ふものを無視することは出来ない。さう云ふやうな關係上、私は或る程度に於きまして此の話は纏まるものである、斯う云ふ確信を持つて居るのであります。蘭印に入る場合には査證が要らなかつた。所が今回査證を要ることにした。是は形に於きましては我

が國のみに對して行はれて居るのではないのであります。米國であるとか、或はマレー半島であるとか、タイであるとか、さう云ふやうな所も形式的には含まれて居るのであります。是は主として日本に向けられたものであると云ふ風に疑はれるのであります。本件に關しても今現に蘭印と日本との通商關係、經濟關係を更に緊密にしようとして居る最中に、それと逆行するが如き措置を執られることは甚だ遺憾なことでありまして、本件に對しては一つ至急前通り査證なしで入れるやうに考慮して貰ひたいと云ふことを、實は今オランダ政府と交渉中なのであります。唯査證があつてもなくても、現實に於きましては其の他の規則に依りまして、今まで日本人の數を非常に制限して居りまして、査證のあるなしと云ふことは實に形式だけの問題で、實質的には其の他の方法に依つて制限して居るのであります。何等實質的には影響がないの

であります。唯それだけ手續を餘計に要すると云ふことになりました。是は遺憾である、今其の前に戻すやうに交渉中であります。又更にワシントンに於きまして南の方の代表者を集めまして各種の會議があると云ふ新聞報道を私は今朝も讀んで居つたやうな次第であります。其の會議なるものゝ内容が如何なることを議論せられて居りますか承知しないのであります。最近の傾向は非常に是等の諸地方が日本に於ける各種の現象を間違へましてか、怯えて居るやうな傾向が非常に濃厚であります。先般來も、英國方面に於きまして、日本は直ちに南進をすると云ふやうな誤報が傳はりました爲に非常なセンセーションを起し、それが蘭印に傳はり、オーストラリアに傳はり、さうして非常な戰時氣分を濃厚にした。そこで吾々能く調査して見ましたが、何等さう云ふ新しい積極的の企圖に付て疑ふやうな原因はないのであります。然るに拘らず

斯の如き誤報が傳へられて非常なセンセーションを起したことは甚だ遺憾なことであります。恐らくアメリカに於ける會議なるものも、斯の如き誤れる情報の傳波に依りまして刺戟された結果行はれて居るものではないかと思ふのであります。斯の如きセンセーションな間違った報道と云ふものは非常な危険なことでありまして、向ふが誤つて日本の意圖を判断致しまして、日本を締付けるやうな行動を執ると云ふことになれば、こちらにも之に對して對抗手段を執らなくちやならぬ。其の結果は甚だ重大なる結果に導くものであります。是は一觸即發の國際情勢に於きまして、我が國內に於ても餘程注意をせんければならぬ。又外國の使臣とか外國の新聞記者の如きも餘程注意をして報道をせぬと、さう云ふことが思掛けない波紋を擴き、國際平和を紊すと云ふやうな處があるのであります。是は餘程雙方に於て注意を要する問題だらうと思ふのであ

ります。南方に對する我が方の施策は御承知の通り平和的な交渉に依つてやつて行かると云ふ方針で以て進んで居るのであります。成程南方に於ける我が方の權益と云ふものは死活的の關係を持つて居ることは居るのであります。併し之を武力を以てやると云ふことになれば、是は非常な破壊を齎しまして、日本に對しても其の地方に對しても決して善良な結果を齎すものでないと思つて居るのであります。随ひまして何處までも平和的な交渉を以て我が方の理窟を十分説いて聽かして、さうして最後まで平和的方法を以てやる堅い決心を持つて居るのであります。其の結果に對する見透しと云ふものが、如何なるものであるかと云ふことは、はつきり申上げることが出来ないであります。併しながら數日前も疊に申しましたやうな誤解で停頓して居つたものが、話せば分ると云ふやうな場合で、甚だ緩慢ではあります。兎に角分りつゝある。随ひま

して今後堅忍持久の方針を以て説き聽かせれば、向ふも分つて来る。併しながら、唯我が國を取巻く列強が若し進んで我が國の軍事的なり或は經濟的な喉首を締付ける、此の儘放つて置いたら我が國は立行かなくなると云ふやうな時には、我が國も重大なる決心をせざるを得ぬかも知れぬ。随ひまして我が國が重大なる決心をするかせぬかと云ふことは、寧ろ我が國を取巻く列強の我が國に對する態度如何と云ふことであります。我が國としては何處までも平和的な方法で以て進みたい、其の結果は私は或る程度の成果を収めることが出来る。大東亞共榮圈を作ると言つても、松岡外務大臣も申された通りに、是は我が方の政策であり、希望であつて、それを聲明したからと言つて、直ぐ武力に依つて強制的に作ると云ふやうなものではない。今後長い間の努力に依つて我が方の理想なり高い方針を闡明致しまして、さうして平和的に説いて聽かして、

次第にそこへ持つて行く、斯う云ふやうに進まなくてはならぬ。随ひまして今回の程度までそれが達成されるか、どうかと云ふことは分りませぬが、私は必ず或る程度は達成されるものと思ふ。吾々外務當局と致しましては、全力を以て平和的方法を以て之をやる決心であると云ふことを、此處で申上げて置きます。

九、大東亞に於けるインド問題

二月四日の豫算委員會の席上、鶴見祐輔君は對重慶工作並びに東亞共榮圈確立の建前からして、インド問題は頗る重大性を有する事實を指摘し、これに對する外交政策を問ふたが、松岡外相は未だ遺憾なる實狀にある旨を答へて注目された。

○鶴見委員（前略）先日外務大臣は同僚委員の質疑に答へられまして、インドをして日本の眞意を理解せしめることの必要を御述べになつたのであります。併し

ながら私の聞知する所に依りますると、インドの國民會議派は殆ど擧げて重慶に同情し、日本に反對して居るとのことです。それは平たく申せば、日本の支那、殊に蔣介石政權に對する態度が、弱い支那をいぢめて居ると云ふやうな感じから、同じ東洋民族の立場として支那の方に同情と好意を持つて居ると云ふことでもあります。是は勿論インド側に於ける錯覺に基くことではありませんけれども、此の東洋に於ける二大民族の一つである支那の一部分と吾々が交戦をして居る際に、今一つの大きな民族であるインドの、而も其の大家を捉へて居る所の國民會議派の人々が、斯様な思想を持つてインドの民衆を指導して居ると云ふことでもあります。將來大東亞共榮圈完成の上にて、由々しき障礙を横たへるものと思ふのであります。南方に於ける所の東亞の民族は甚だ申しにくいことではありますけれども、謂はば程度のまだ低い人々である。

幸ひにして安南人は日本に非常に好意を持つて居ると云ふことではありますが、それ以外の南方の民族はまだそれだけの自覺も持つて居らないであらうと心配をするのであります。然るに民族的の自覺を持つて居るインドの國民會議派の首腦部の人々が、反日的の態度を持つて居る爲に、此の日本の聖業に對する理解がないと云ふことでもあります。吾々が一方に於て蔣介石政權に對し今日のやうな腐爛の軍を起して居る時に、一方に於ては北方に於ける支那の大家が共產主義の方に引かれる心配がある。他方に於ては國境を隔て、南方にあるインドの大家が蔣介石政權と同様な考へを以て反日の氣分を抱いて居ると云ふことでもあります。將來日本が世界の多くの敵性國家を前に致し、大東亞共榮圈を完成する上に於ては是は大なる障礙を残すものであると思ふのであります。此のインド對策と云ふものは直接の對策ではありませんけれども、外

務大臣の理想とせられる所の八紘一宇の理念に依つて、大東亞のみならず、全世界に之を波及しようと思ふやうな御立場から言へば、今日のインドの此の認識の不足と云ふものは、吾々は看過することの出来ない重大なる因子であると思ふのであります。私は外務大臣が此のインド對策、殊に國民會議派の誤つた思想に對してどう云ふ風な御考へを御持ちになつて居るか、又只今如何様なる措置を御執りになつて居るか、それを伺つて置きたいのであります。

○松岡國務大臣 是もどうしても吾々はインドの民衆をして我が眞の精神を理解せしめなければならぬ、是なくしては大東亞圈樹立と云ふものは一大缺陷を存する譯である、斯う考へて居りますが、鶴見君も申されたやうに、何分にもインドの民衆と云ふと、疑念が起りますが、少くとも會議派の首腦者達は、弱い支那人をいぢめて居る、滅茶なことをして居る、それで同じ

アジア人だから一緒にになりたいが、吾々が段々接近すると、同じやうに酷い目に遭ふのではあるまいか、甚だしいは遭ふに間違ひない、さう云ふ考へが相當強いことに努力はして居りますが、餘り今日までは効果が無い、之に反して支那側はやはりインドに目を着けまして、相當重慶側に理解を持たし、重慶側に引付ける工作をやつて居ります。其の方は私から見ると餘程効果的であります。是は人情の根本からも、又根本にある見からも來るのであります。さうも日本の手がさうえらく伸びて居ないことは事實であります。是は甚だ残念であると私は思つて居りますが、それは我方の手段に缺ける所が多いと云ふだけでないのです。ありまして、御承知のやうに是は英領であります。そこで重慶政府を支持して居る所の英國としては、我が方から手を出してさう云ふ誤解を解くと云ふやうな手段

を盡すことを歓迎せぬと言ふよりは、寧ろ妨げて居る。此の工作に付ても相當大きな障礙を日本はインドに於ては受けて居るのであります。旁、甚だ不成績であります。甚だ遺憾であります。

第六章 朝鮮・臺灣・南洋・樺太

一、朝鮮産業界の活況

一月三十一日豫算委員第一分科會に於て笠井重治君は、朝鮮に於ける近時の生産力擴充狀況に關し、大野朝鮮政務總監との間に左の如き重要質疑を行つた。

○笠井委員（前略）北鮮方面の最近の發展はどうなつて居りますか。更に茂山の鐵鑛及鐵道、清津方面の工業の發達、我が産業進展に貢獻して居ることは偉大なものなりと思ひます。尙ほ最近の産金の状態及び金の支那方面への密輸出取締等に付て簡単に重要なポイントに付て伺ひたい。

○大野政府委員 羅津の問題は、當時羅津が國際交通の幹線に當つて居りましたので、特殊の制度を作る積

りで色々立案致したのでありますが、考究の結果是は取止めることに致しました。併しながら羅津の開發に付きましては、それ〴〵都市計畫の遂行、又可なり大きな軍馬補充部の土地を開放することに依りまして、國際幹線の主要なる出入港としての面目を整へることに、それ〴〵遺憾のないやうに進んで居ります。

それから清津及び其の背後の大體茂山を中心と致して居りますが、是等の鐵の開發に付きましては、是亦大體計畫通り進捗して居りまして、其の他各方面に於ける鐵鑛石が朝鮮に於ては澤山ありますが、我が日本の鐵の生産、鐵鑛石の供給の割合を申し上げますと、五割四分を示して居るやうな狀況でありまして、今日の日本の鐵の生産に於きまして非常に寄與致して居ると云ふことを申して置きます。鐵に於てさうであります。

又是が加工の上に於ても或は三菱の今の直接製鋼法、又日本製鐵の工場、それから御承知の高周波の工場、

是等がそれ〴〵着々進行して居りまして、是が日本の今日の窮迫せる鐵の供給に於て非常な役割を致して居りますことは、朝鮮當局として非常に愉快に存じて居る次第であります。

それから金であります。是は色々経緯がありまして、最近關係者間に於て更に増産の線に沿ふやうに協定を致しまして、今後は非常に良くなると思つて居りますが、多少停滯を致しました。これは買上價格等色色の關係がありまして、足踏みを致したのであります。先づ一、二年豫定計畫より遅れた状態になつて居ります。併し今度左様な計畫が出来ましたので、恐らく豫定より一、二年遅れただけで以て、計畫通り進行して行く積りであります。朝鮮が金の生産に於て占めて居る全國に於ける地位から申しますと、五割五分、是が朝鮮の産金に於ける地位になつて居ります。其の他地下資源に於ても、タンゲステンなどは實は六割位

の地位になつて居ります。或は水鉛又は黒鉛、人造石油——人造石油の如きは六割以上の地位になつて居ります。其の他各種の肥料等に付きましても、御承知の燐灰石の豊富なる鑛床を見出したので、是が開發に努めて居る次第であります。又アルミニウム殊にマグネシウムに於ては三十六億のマグネサイトの鑛床を發見して是が開發に努めて居りまして、順次其の計畫が進んで居りますので、是も非常な貢獻が出来るものと考へて居ります。全體として朝鮮が地理上大陸に接して居ります關係から申しますると、所謂大陸の兵站基地と朝鮮では申して居りますが、左様な意味で非常に生産擴充に努力を拂つて居ると云ふことを御承知を願ひたい。

○笠井委員 私が此の質問を致しました目的は此處にあるのであります。即ち最近國際情勢も餘程緊迫して來ましたので、シンガポール方面及びフィリッピンか

ら輸入する鑛量も相當に少くなつて來るだらうと思ひますから、そこで茂山を將來擴張すればどの位に相成るであらうか、其のキャパシティーに付て伺ひたい。さうして相當にやつて居ると仰せられました。將來此等設備を改造すれば、是等を補充することが出来るかどうか、其の點を伺ひたいと思ひます。

○大野政府委員 茂山は御承知の通り埋藏量十六億トンと申して居ります。只今數量は一寸申上げる譯には行きませぬが、御承知のやうに鐵の品位が四五%位の所でありまして、之を選鑛致しまして六五%位の品位にして、今までの數量の約四倍位出すことに致して居ります。それが爲に既に今までの鑛石の運搬の鐵道が狹軌でありましたのを廣軌に致しまして、更にそれを複線に致しまして、さうして港に持つて來ると一萬トン級の船が港に入つて、直ぐ鑛石を運ぶと云ふやうな設備になつて居ります。隨てアメリカから入らない鐵

を全部其處で補給し得るか、是は私専門のことを存じませぬから申上げられませぬが、非常な重い地位にあると云ふことを御承知願ひたいと思ひます。

二、南洋の資源と航空路

同じ席上、笠井君は近藤南洋廳長官に對し南洋群島の最近の事情を訊した。

○笠井委員 是より南洋方面のことに付て伺ひたいと思つて居ります。生産擴充に關し資源の問題に付て伺ひたいのであります。ボーキサイト及び燐鑛石の産額ほどの位ありますか。私はトン数は知つて居りますけれども、大體今年は何割位増産するかとの傾向に付て御答辯を願ひたい。

更に南洋との航空連絡に付て伺ひます。最近本土と南洋の各島嶼間の飛行機連絡は完成の途上にありますが、今是怎样なつて居るか、國際的刺戟を與ふべき

質問は避けたいと思ひますが、新聞紙上に依ると東京とポルトガル領チモール間航空路を確立せんとする考があるやうに見えます。是れは洵に結構であります。我が委任統治の南洋群島間及び本國とを結付ける航空路の發達と、其の施設等に付て御伺ひ致したいと思ひます。

○近藤政府委員 只今の御質問の南洋群島から產出致します燐鑛の状況であります。是も數字を公表することは出来ないことになつて居りますが、大體の所、大雜把の數字を申し上げますと、昭和十四年は三十萬トン位になつて居ります。十五年度、十六年度に於きまして四十萬トンから四十五萬トン位の產出を致したい、斯う云ふ計畫の下に今進んで居るのであります。唯船腹の關係、勞働力の關係から致しまして、相當困難な點もあるのであります。出来るだけ其の目標に向つて進みたい、斯う云ふことに相成つて居るのであります。

す。それからボーキサイトは昭和十四年度からやつて居るのでありますが、設備が少し遅れまして、十四年度に於きましては二萬トン足らずの移出しか出来て居りませぬ。十五年度には大體八萬トン見當と云ふことで進んで居りますが、是も其の目標に達しますかどうかには付ては、相當困難があるやうであります。大體將來十萬トン位を産出致したい、斯う云ふ意味で努力致して居るのであります。其の他或はマンガンとかニッケル鐵礦等に付きまして、近き將來に於て相當事業化し得られる部分があると存じます。

尙ほ島内の飛行機に依る連絡であります。昨年度中試験飛行を実施致しまして、本年の一月から定期航空を開始することに相成りまして、既に開始致して居ります。是は各群島の主要島を連絡するのでありますが、定期航空の開始を見て居る次第であります。尙ほポルトガル領のチモールに於きまする國際航空路に付

きましては、只今試験飛行の實施中でありまして、將來のことに付きましては、南洋廳と云ふよりも國家として考へるべき點もありますし、國際關係の點もありますので、將來の方針に付て申上げることがどうかと存じます。成べく定期航空路を作りたいと云ふ希望の下に努力致して居ると云ふことで御諒承願つて置きたいと思ひます。

三、南進基地としての臺灣

笠井君は更に目を臺灣に轉じ、齋藤總務長官との間に、南進政策に關する臺灣の實狀に關する質問を展開した。

○笠井委員 南方進展の基地としての臺灣の使命は、實に重大であり、今後益々重大になつて來るであらうと云ふことを痛感した次第であります。そこで伺ひたい點は、現在どうであるかと云ふことであります。昨

年私が参りました時には、南軍作戦後にて、之に付ては臺灣は多大の貢獻をして居りました。殊に南方の高雄方面は活躍して居つたやうに見受けられました。又南支及び海南島に對して重要な關係を有して居ります。昨日の拓務大臣の御説明を伺ひましても、本年は臺灣が多年要望して居りました東岸と西岸を結ぶ中部横斷道路も豫算に計上されてあります。是は洵に結構なことと臺灣發展のため衷心慶賀して居ります。其の他通信交通機關の整備に付ても、相當の經費が茲に計上されて居りますのを見て欣幸とするのであります。茲に私が臺灣總督府當局に希望することは、南進の據點として使命を十分自覺し、且つ活用されたいこととあります。我國民が南方に發展するには、須らく臺灣を基地と爲すべきであると思ふ。即ち南進するに先だち、吾々日本民族は先づ臺灣の半熱帶風土氣候に體力を鍛へたる後に、南方に進展することが良策である

と思つて居ります。然るに南支海南島、佛印等に送るべき多數の官吏等を、主として興亞院其他の官廳に依つて任命せられて居ります。然るに南方の風土氣候に經驗無き日本人を直接に此の地方に送らば、直ちにチブス、赤痢等の悪疫に冒され、危険に遭遇する故に内地の官廳より送るよりも、臺灣總督府の官吏を送るべきである。故に臺灣は南方基地として極めて重大なる責任を持つて居るのでありますから、政治上に於ても經濟上に於ても、文化の方面に於ても、此の點に自信を持つて南方進展に對して努力を願ひたいと思つて居ります。(下略)

○齋藤(樹)政府委員 御答致します。臺灣が日本の南進の爲の兵站基地として或は經濟文化各方面に互る據點として、重要な地位を占め、重要な責任を課せられて居ると云ふ點に付きましては御話の通りでありまして、吾々も之を十分認識致しまして、凡ゆる施設を講

じますに際して、其の點を出發點として考へて居ります。六百萬の島民自體に於きましても、今日の臺灣が日本の謂はゞ前衛隊としての任務を、如何に果すべきであるかと云ふ點に付きましては、各、相當眞剣に考慮して居るやうな状態でございます。御承知のやうに南支方面の攻略が成りますや否や、臺灣と致しましては、從來南支方面に實施して居りました各種の事業、經濟關係並に文化關係の各種の事業の事變勃發以來中止致して居りましたものを、時を移さず復活致しまして、此の點は或は宣撫上若しくは邦人の進出上、相當の寄與を爲し來つたと信じて居りますが、只今御話の通り小林總督の提唱せられた臺灣の工業化と云ふ政策が若しも五年、十年以前から實施せられ、其の實現に向つて順調に進みつゝあつたと致しまするならば、今日の時局に處して臺灣と致しましては、より高度の寄與をなし得られたであらうと云ふことを痛切に感じた

のであります。南進の據點としての地位を占め、大なる責任を感じて居るに拘りませず、南進據點としての條件を臺灣がどの程度に具へて居るか云ふ點に付きましては、省みて洵に忸怩たるものがあるのであります。吾々は小林總督に依つて與へられました工業化政策を如何に具體化するか、原料の關係、販路の關係、或は動力の關係、若しくは資本の關係、其の他の點に於て島内に於ても所謂立地計畫的に工業の分布を明確にし、並に臺灣に求めらるゝ工業の種類は如何なるものであるかと云ふやうな點に付きましては、専門的な知識に俟つて今後の具體策を決めて行きたい、斯様に考へて居ります。事實今日の臺灣は南方進出の據點としての責任を果す爲に高度の開発計畫を要求し、又所謂新經綫を要求して居る際であると存じます。御話の中にありました横斷道路の開鑿も、或は鐵道改良計畫も、或は新高港の築港も、高雄、基隆等の擴築計畫も

何れも皆此の臺灣の與へられて居る使命を完全に果すべき條件を具へる爲に後れ馳せながら全速力を以て追付いて行きたいと云ふ施設の一つの現はれであります。新高港の築港並に新高港のバック・グラウンドになる所の工業地帯の計畫も、總て計畫通り順調に進んで居ることはハッキリ申上げて差支ないのであります。唯今日の資材の窮屈さ、並に勞働力の不足と云ふやうな各種の惡條件を克服致しまして、今後其の方面に於て十分邁進して行きたいと云ふ覺悟を持つて居ると云ふ事だけは御諒承を御願ひ致したいと存じます。尙南支、南洋方面に對する臺灣總督府の施設と致しまして、十六年度豫算に於きましても約八百萬圓——一千萬圓近くの豫算を計上致して居ります。主として文化、經濟の方面に對する臺灣の經驗、臺灣の技術を一步踏み伸ばすと云ふ施設であるのであります。此の際同時に申上げて置きたいと思ひますのは、御話の中に臺灣

島民の本島人の吾々に對する氣持が、朝鮮に於けるが如くピッタリと感ぜられなかつたと云ふ御言葉がございましたが、其の點に付きましても總督府と致しましては、所謂島民皇民化運動の徹底と云ふ目標の下に眞に内臺一如の具現を圖らうと致しまして、官民共に協力を續けて居るやうな状態であります。唯此の臺灣が日本の南進に對しまして負荷して居ります所の責任を果す上に於て、言換へますれば、日本の前衛隊として臺灣が南方地域に進出して参ります上に於て、臺灣の人的資源を如何に活用するかと云ふことは今後の大きな問題であると思つて居ります。御話にありました如く、極めて少數ではありまするが、總督政治に對して多少の反感を持ち、若しくは此の事變等の關係で社會情勢の多少不安なる際に乗じまして、若干の地方的の不祥事件とも申すべきものが發生したやうな事實もあるのですが、併しながら是は一視同仁の聖旨

を十分に貫徹致しまするやうに、吾々の誠心誠意が盡して其の氣分を動かす時があり得ること、確信致しまして、一路邁進を續けて居る次第でございます。雖て若し此の南方地域に對するベネトレーションの一分子として本島人の中に存する人的資源を活用する段取りに相成りますれば、それ等の島民皇民化の點に付きましても尙ほ高度の効果を現はし得る、斯様に確信を致して居ります。尙ほ附加へて申しますが、島内に於ける山地の開発でありますとか、或は工業化の前提とも見らるべき水力電氣の開発でありますとか、若しくは非常時に對する食糧の確保でありますとか、それ等の點に付きましての計畫も吾々としては持つて居り、又十六年度豫算のそちこちに其の片鱗はお読み取り下さることが出来るであらうと存じます。島内並に島外を通じまして、少し抽象的過ぎたと存じますが、以上のやうな氣持で、以上のやうな方向を取つて進んで居ると

云ふことを御諒承を願ひたいと存じます。

四、タツキリ金礦と石油問題

なほ同じ席上、笠井君に引續き立つた石坂豊吉君は、最近世評に上つた臺灣タツキリ金礦並に臺灣に於ける石油問題に就いて齋藤長官に訊すところあつた。

○齋藤(樹)政府委員　タツキリ溪の砂金の御質問であります。臺灣が貢獻をして居ると仰しやられますと頗るお恥しいのでありますが、タツキリ溪の段丘の砂金は相當多量の含有量を持つて居ると云ふ確信は抱いて居ります。同時に非常な山奥でありますので、所謂産金道路と稱しまして、機材を運搬し、若くは其の作業地に往復致しまする爲の道路の開鑿と、並に如何なる地點に手を着けるのが最も含有量が多いか、有利な地點を探礦致しまする仕事と、此の二つの仕事を進めて居つたのであります。是は十六年度に於きまして同

様其の仕事を進めまして恐らく十七年度になりますれば、全部に付ての調査を完了し、道路も完成致しまして、本格的に採取に着手することが出来るかと考へて居ります。十六年度に於きましては、比較的手の着け易い所だけ極く僅であります、手を着けて採取を始めたいと考へまして、只今其の豫算は大蔵省と折衝中でありませう。

それから石油の點に付きまして一寸臺灣を引合に御出しになつたやうであります、臺灣に於きましても石油は必ずあるものと云ふ確信の下に相當なる助長の方策を講じまして居ります。殊に今回深掘りに對する補助のみを以て致しましては目的が達しにくいと云ふので、浅掘りに對しても補助金を支出する方針を立てました。それはどの位の計數でありましたか、只今私失念致しましたが、豫算には要求致して居る筈であります。

五、樺太産業界の躍進

一月三十日豫算委員第一分科會に於て、笠井重治君の樺太に於ける林業、石炭に關する實狀を質問せるに對し、小河樺太廳長官は次の如く報告した。

○小河政府委員　只今の笠井委員の御尋ねに御答へを申し上げます。樺太と致しましては、領有三十五年に相成つて居りまして、其の間經濟上の發展は遅々として最近まで多つたのでございますが、最近の時局に對應致しまして、樺太が持つて居る資源を以て此の國家非常時に對應し得るものは十分御務めを致したい、斯う云ふ考へを持ちまして、石炭及び木材並に木材を原料とする所のパルプ、人絹パルプ等の増産に只今努力を致して居るものでございます。昭和十五年度に於きましては樺太の増産計畫と致しまして、或は此の數字は外部には出せない數字かと思ひますが、石炭の生

産と致しまして六百七十萬トンの生産を擧げる豫定でございまして、其の中の四百三十五萬トンを内地及び朝鮮に移出を致す計畫であつたのでございます。然る所増産の方に於きましては、總理大臣の施政方針の御演説の中にもありました如く、大體計畫通りに増産を遂行し得たのでございまして、實産見込額は六百六十二萬餘トンと云ふ豫定でございまして、恐らく是よりも多くなつて當初の計畫通りの増産に行くとは考へて居ります。昭和十六年度に於きましては、八百五十萬トンの生産を致す見込であります。此の點に於きましても、生産に關する限りに於きましては、只今不足して居る資材、勞力の下に於きましても是だけの増産は十分爲し遂げ得ると確信致して居ります。業者も亦其の意氣込で只今増産に従事致して居ります。唯内地への移出の問題は、天候其の外の關係、又船繰りの關係で、當初の豫定の四百三十萬トンを移出する計畫

でありましたが、五十萬トンばかり積残しが出来まして、豫定通りに運び得なかつたのでございます。明年は又五百九十萬トンを移出致す計畫になつて居ります。此の點も、船舶の船繰り等が十分に行きます限りに於きましては移出し得る見込を持つて居ります。それから森林の状態でございまして、御承知のやうに、樺太の森林は過去數年間、或は十數年間濫伐を續けました結果、先年樺太の森政を確立致したのでございます。其の際の標準年伐量として定められましたものは千三百六十八萬石と云ふ豫定であつたのでございまして、御承知のやうに前からの既契約に基く義務に屬して居る所の年期契約の伐採其の他があらまして實際上は年伐量を超えて伐採を致して居ります。昭和十四年度に於きましては千三百六十八萬石に對しまして、千三百三十三萬石と云ふ伐採を致して居りまして、約一千萬石の過伐と相成つて居ります。昭和十五年度

に於きましては千三百六十八萬石に對しまして二千五百十三萬石の伐採量でございまして、是亦一千萬石以上の過伐に相成つて居ります。此の内時局に對應致しまして軍部の公用材に供出を致す必要を生じまして、軍部公用材と致しまして大體昭和十五年度に於きまして、立木で百七十萬石、丸太に致しまして約八十五萬石の供出を致して居ります。昭和十六年度に於きましては、百六十六萬石の供出を致す豫定に相成つて居ります。隨て立木と致しますと、四百三十二萬石と云ふことに相成ります。斯様な過伐に相成つて居りまして、樺太の將來の林政には多少の不安はあります。是等の公用材の供出は、主として今まで残つて居りました所の遺利を開發致しまして、今までの林政の中に積算してなかつた枯損木、或は焼損木等の遺利、其の他伐採計畫に入つて居なかつた材木を伐採致しまして之に充てる積りであります。それに依つ

て將來の樺太の林分の保存と云ふことに努めたいと思つて居ります。それと共に明年からは官行造林も之を非常に擴張致します。民間の造林も擴張致します。更に不日御審議を仰ぎます樺太開發會社と云ふものを設立致しまして、此の會社に今後十箇年に約六萬町歩の無立木地に人口植栽を致させまして、將來の樺太の林分の保存永續と云ふことに力を致したいと思つて居ります。幸にして當局の計畫致して居ります。如く是が實行致されました際には、將來の材木の伐出しには不安はないと只今では考へて居ります。それから此の伐採致しました材木に基くパルプの生産でございまして、是も昭和十五年度に於きましては、製紙用パルプ三十四萬一千餘トン生産の計畫でございまして、此の點に於きましては各種の事情で僅かばかり此の計畫に副ふことが出来ませぬで、只今の見込では三十三萬三千餘トンの生産の見込でございま

す。尙ほ人絹バルブに於きましては、八萬六千トンの生産の豫定でございましたが、八萬五千トンの實際の生産を見る見込でありまして、是亦略、計畫と一致する程度の増産を致して居ります。其の外低溫乾溜に依りまして液體燃料並にコークライトの生産に當つて居りますが、此の外樺太人造石油工場の完成を待ちまして、將來液體燃料方面に於きまして、年産五萬トンを目標と致しまして、只今工場の建設に急いで居ります。此の工場完成の上は此の方面にも貢獻し得るものであらうと思ひます。併しながら今日の國際情勢並に國內の液體燃料需給の實情に鑑みましては、將來更に液體燃料増産の必要があると思ひまして、此の點に於きましても、將來樺太として其の一翼を負擔して行きたい、斯様に考へて居ります。天然石油の點に於きましては今まで多少の試錐を續けて参りましたけれども、不幸にして未だ油の産出を見るに至りませぬのでござい

ますが、只今試錐をやつて居りますのは、本斗の南にあります所の牛荷澤と云ふ所に、第四號井を掘つて居ります。是は只今試錐を始めたばかりでございまして、まだ其の成績を此處で御發表申上げるまでには行つて居らぬのでございしますが、第三號井に於きましては、相當の油分を見て居りますので、或は此の試錐に依つて油に當ることがあるかも知れぬとは考へて居ります。併しながら、僅かに毎年一本づゝ位の試錐では到底あの廣い油田の探求を致すと云ふことは至難な問題でありますので、將來は之を擴張して十分天然石油の賦存の實情を確かめたいと考へて居ります。併しながら今日資材並に技術者が不足致しまして、來年度豫算に於きましても今一本試錐を續けると云ふ程度に止まつて居ります點は甚だ遺憾でございしますが、業者に對する補助金の割合は、昭和十五年度よりも増しまして、さうして十分之を致したいと考へて居りますが、更に

十七年度以降に於きましては尙ほ多數の試錐を繼續致したいと考へて居ります。

第七章 一元化途上の滿洲國

一、滿洲國產業界の實狀

一月二十八日の豫算委員會席上、三善信房君の質問に答へて、東條陸相は最近の滿洲國に於ける産業狀況及びその日本産業への寄與狀態を述べた。

○東條國務大臣 滿洲の石炭の問題に一寸御觸れになりましたが、それに關聯致しまして鐵の問題に付ても申上げます。主要基礎産業でございす所の鐵、石炭、電力に付きまして主に申上げますが、鐵に付きましては、鉄鐵の生産設備は今日に於きましては之を昭和十二年度當時に比較致しますと、約二倍になつて居ります。又鉄鐵の對日供給量は、當時に比しまして約八割を増加して居ります。米國層鐵禁輸の折柄、我が國鐵

工業に寄與すること甚大なるものがあると思ひますが、是だけでも此の滿洲國生産擴充の効果を認め得ると考へて居ります、但し此の鉄鐵の生産は石炭不足の爲め設備増加に伴ひ約五割増に止つて居ります。之を數字的に申しますれば、生産設備の點に付きましては此の席上に於ては一寸差控へたいと考へますが、生産高に付て申しますと、鉄鐵の生産高は昭和十二年度に比較しまして、昭和十五年度は約四割六分の増であります。對日供給でございますが、是は昭和十五年度に於きましては昭和十二年度に比較致しますと七割八分の増になつて居ります。それから石炭の生産も亦飛躍的の増加を示して居るのであります、即ち昭和十五年度に於きましては、昭和十二年度當時の生産の約五割程度の増産を見て居ります。石炭の對日供給に付きましては、是は稍、減少して居りますが、滿洲國內の産業需要に充當せられた結果でございます。是等石炭

製鐵生産高の増加等に寄與せる事實等を見まして、是等は間接の對日供給とも見ることが出来るのであります。生産高に付きまして之を數字的に申しますれば、昭和十五年度に於きましては十二年度に比較致しまして四割七分の増であります。對日供給に於きましては遺憾ながら十五年度は十二年度に比しまして減退を致して居ります。之を數字的に申しますと、昭和十二年度に比しましては、昭和十五年度に於きましては、四割五分の減になつて居ります。今度は電力設備に付きまして、昭和十二年度當初の設備に對しまして、約八割の設備を増加致して居ります。昭和十二年度に比しまして、昭和十五年度に於きましては八割餘の増になつて居ります。右の基礎産業の外に鹽、硫安、アル、アルミニウム、鉛、亜鉛、人造石油等の増産に於きまして、着々相當の成果を擧げつゝあるのであります。

以上を以て御答へと致します。

なほ右の質問と關聯して津雲國利君は、近來「滿洲國産業は全然失敗である。その國策會社は全然經營を誤つてゐる」と云ふやうな風評があるが、第三國にも聞えがよくないので、陸相はこれを明かにすると共に、將來の方針について抱負を述べられたいと訊したのに對し、次の如き答辯があつた。

○東條陸相 私陸軍大臣と致しまして、又對滿事務局總裁と致しまして、滿洲經濟開發の點に付きまして、少しく御話をして見たいと思ひます。それは昨日も此の席上に於きまして滿洲國經濟政策に關しまして兎角の御議論がございました。是は對滿政策上相當重大なる事項でありますので、一言申上げて置きます。

滿洲開發は御承知の如く日滿一體不可分の精神に基きまして、帝國は滿洲國建國以來凡ゆる努力を致して來たのでございますことは既に御承知の通りであり

ます。又滿洲國も是亦日滿協同防衛の見地から特に國防重要産業の開發に重點を置きまして、着々其の實行に努力して居るのでございます。而して滿洲國の産業力の擴充と云ふことは、今次の事變並に歐州戰爭の影響等もございまして、豫定計畫よりは若干の減少を見て居りますことは是亦事實でございます。併しながら之を大體觀察を致しましたならば、先程數字的に御説明申上げました通りに相當なる成績を收めて居るものと私は確信するのであります。固より滿洲國は建國日尙ほ浅いのであります。隨ひまして經濟諸事情も未だ以て直ちに利益を齎す程度に至らぬものもあると思ひます。是等の事實は日滿協同國防の強化の上に対しまして、多大なる貢獻をなして參つて居ると云ふ事實は、是亦認めなければならぬのであります。外地に於きまする所の帝國兵備の充實と相俟ちまして、能く此の北邊の護りを固くせしめて居りますことに付

きましては、私は固く信じて疑はないのでございます。昨日も一寸御話がありましたのも一つの見方ではございませうが、單なる配當の有無等からしまして、滿洲經濟政策の成否を云々すると云ふ如きは當らぬのではないかと存するのでございます。之を要しますものに、滿洲國が建國幾許ならざる所の此の短期間に於きまして、飛躍的な發展を遂げて來た、而して今次事變の遂行に當りまして、能く帝國に協力して居ると云ふことは大局上殊に國防の觀點から見まして寧ろ是は成功と言ふべきではないかと信ずるのでございます。今も御尋ねがございましたので、それに對します所の私の所見を申述べて御參考に供して置きたいと思ひます。

中山福蔵君は二月十七日豫算總會に於て滿洲國の資金計畫等を再検討して規正すべきに非ずやと論じたのに對し、東條陸相は滿洲は順調に成長中だが、未だ困

難多きを指摘した。前掲の説明と表裏するものとして注目に値しう。

○東條國務大臣 滿洲の經濟開發の現況に對しまする軍としての見解、或は對滿事務局長總裁としての見解に付きましては、過般本豫算總會の席上に於きまして申上げたのであります。國防體制の充實と生産力擴充との二つの觀點から、其の途上に於ては若干の障礙はありましたが、大局から觀察しまして順調に進展しつつあると考へて居る次第であります。即ち滿洲開發は日滿一體不可分の精神に基きまして、帝國は建國以來凡ゆる助力を致して來たのであります。滿洲國も亦日滿共同防衛の見地から特に國防重要産業の開發に重點を置きまして着々其の實行に努力して居るのであります。固より滿洲國は建國日尚ほ淺く、隨て經濟の諸事業も未だ以て直ちに營利を齎す程度には參つて居らぬのであります。是等の事業が日滿共同國防の強

化の上に多大なる貢獻をして居ると云ふことは、私の固く信じて疑はざる所であります。而して前申述べました若干の障礙とは何か、即ち日支事變の勃發に依つて北支苦力の輸入の困難を生じたること、及び對日期待資材の取得の困難になつたこと、並に歐洲大戰の勃發に依つて第三國向の輸出の急激なる減少を來したること、及び第三國期待資材の取得の困難になつたこと等が豫期せざる事態として置かれたのであります。在滿の開發諸事業は悉く此の影響を受けて居るのであります。滿洲重工業開發會社の如きも同様の状態に置かれてあるのであります。是等に依りましてそこらの關係は御了得が行くと考へるのであります。

二、滿洲百萬戸移民計畫

平野力三君が一月二十七日豫算委員會の席上、滿洲移民政策に對し根本的批判をなし、我人口政策上重大

意義を有する所以を指摘したのに對し、秋田拓相その實體を闡明した。

○平野委員 拓務省が今日まで立て、居られます所の百萬戸滿洲農業移民計畫と云ふものに付ては、依然として其の方針を堅持されて居るかどうかと云ふことが一點、それから此の移民を行はれます所の根本精神と云ふものはどう云ふ所に重點が存して居るのか、言換へますと、内地に於ける所の人口と土地の關係上、人口が多過ぎるから、滿洲の方に百萬戸移住せしむると云ふ點が重點であるのか、滿洲の方へ日本人を相當やつて置かなければ、國防上或は其の他の重點に於て相當なる缺陷があるから、日本人を滿洲の方へやると云ふのか、是は拓務省と致しましてはどちらに重點があるのか、近時我が國の農業政策を考へる人の中には、動もすれば我が日本の國の農業と云ふものに對して人口と土地の關係上、農民が餘り過ぎて居るのであるか

ら相當に人口を減らして行きさへすれば、我が國の農村の問題は解決する、又日本の農村に於ては相當に機械化をすれば、少數の人口で以て農業の増産をすることが出来る」と云ふやうな研究が續、積んで居る。——私の所見から申しますと、我が日本の國力の強味と云ふものは、農村の中に相當多量の人口を保有して、尙且つ其の人口を養ひ得るだけの生産能率を農村で上げて居ると云ふ所に日本の強味がなくてはならぬ。又そこに農業政策の根幹がなくて、唯輕々に移民問題を取扱つて、唯輕々に思ひ付きで以て人口と土地の關係を考へることがあるならば、是は淺はかも甚だしい、隨て私は拓務大臣に御伺ひ致したいのは、此の滿洲百萬戸農業移民と云ふものを、前通り堅持されて居るなら、堅持されて居るかどうか、隨て其の移民の根本方針と云ふものは拓務省としてどう云ふ所に基準を置いて居られるかと云ふことを、此の際一つ明かに御答へ願ひ

たいと思ひます。

○秋田國務大臣 平野君の御質問に御答へ致します。御尋ねの要旨は、滿洲開拓移民百萬戸送出の計畫を現に、又將來堅持するかどうかと云ふことであります。堅持致したいと思つて居ります。元來此の百萬戸送出計畫は——同時に只今の御質問の第二點の送出計畫の重點を何處に置くかと云ふ事も併せて御答へ致しまするが、此の計畫の由て來りました源は、是は國策と云ふ見地から來るのであります。國是に基く國策、更に大きく申せば我國の肇國の精神理念から、此の國是國策が生れて參るものと斯様に考へて居るのであります。肇國精神は申すまでもなく八紘一字であり、萬邦協和である。此の大きな理念からして、東亞共榮團の確立と云ふ國是が生れて來る。此の國是からして一方は大陸政策、一方は海洋政策と云ふものが出て參ります。大陸政策と云ふ上から致しましては、どうしても

大陸進出の據點たる滿洲國を維持育成致しまして、強し滿洲國に仕上げなければならぬと思ふのであります。此の據點たる滿洲國を強くすると云ふ上においては、どうしても優秀なる大和民族を相當程度に、あの滿洲の地域内に保有致さなければならぬと思ふのであります。是に於てどの程度に我民族を滿洲に保有するかと云ふことから考へられて、大體二十年間に百萬戸、一口に百萬戸と申しますが、是は二十年間計畫で、昭和十二年を起點と致しまして、昭和三十二年までの二十年間、此の二十年間を更に四期に分ちまして、一期五年、即ち五年を以て一期と致しまして、四期間に第一期十萬、第二期二十萬、第三期三十萬、第四期四十萬、合せて百萬戸、五百萬の人口、之を目安に致しまして、此の百萬戸送出計畫と云ふものが立つて居るのであります。斯う云ふ計畫は昭和十二年から實行致して居るのであります、どの内閣が此の政策を立て

ましたか、私よくそれを覚えませぬが、どの内閣が立てましたも、所謂國是に基く國策であるのでありますから、斯う云ふ國策を濫りに變改致すと云ふことは宜しくないことだと思つて居ります。隨て私は現内閣に於てやはり此の國策を持續して參りたい。嘗に現内閣が之を堅持するのみならず、將來の如何なる政府に於ても濫りに斯様な政策を變改することなく維持して行くことが國家の爲めであらうかと、斯様に私は考へて居るのであります。唯此の政策は方針であるのであります、今後年々之を實行致して參る上に於きましては、國策だからと云つて遮二無二そこに伸びも縮みも出來ないやうなやり方をして參ると云ふ譯には行かない。毎年度に於きます所の勞務動員計畫、物資動員計畫、資金の計畫、是等と脱合はせまして、時の宜しきに從つて多少の伸縮をそこに付けて參らなければならぬと思ひます。そこで是等の計畫と脱合はせ、又

内務省或は厚生省或は農林省、是等の關係各省と能く協調を取りまして、分村分郷の計畫に基きまして人口問題、食糧問題、又失業対策、國土計畫、それ等のものとも總て脱合せまして、組織的に合理的に此の計畫を遂行して行かなければならぬと考へて居るのであります。左様に致しましたならばそこに少しも不自然なることが出来ない。又跛行的にはならないと云ふ風に考へて居るのであります。近來動もすれば此の勞力不足の場合にわざ／＼宣傳奨励して滿洲へ人間を澤山やるにも及ばぬではないかと云ふやうな論を時々聞くのでありますけれども、私は大して心配はないと思つて居る。先刻も申上げる通り二十年計畫で百萬戸、第一期は十二年から始まつて此の十六年を以て終り、十七年から第二期が始まるのであります。第一期は五年間に十萬戸であり、第二期は五年間に二十萬戸であります。全國一萬二千の町村からは等の戸數を出す。之

を平均に分けて見ると、一町村三戸か四戸ばかりで大きな問題でない。殊に之を分郷分村の計畫でやつて行く事でありますから、そこに勞力を用ふる上に於て、ひどい跛行状態を來すと云ふやうなことは事實に於てあり得ない。殊に況や日本に於ける所の勞力が多少不足致しましてもそれは滿洲に於て生きて居るのであります。而して日滿は一體である。何等心配のないものだと思つて居るのであります。斯様な考へからなのであつて、是で大體御答が總て含まれて居るものと思ひます。

三、滿洲移民の農業問題

一月三十一日豫算委員第一分科會に於て森田重治郎君は滿洲移民による農業の實狀について拓務省今吉拓北局長に質問したが、農業移民問題の根本に觸れて注目された。

ます。

○森田(重)委員 滿洲の農業經營の基本的の形態を一體何處に置いて居るか云ふことなのであります。之に付て私は率直に私の見て來た所と調査した要領を申述べまして、それに對する御見解を承りたいと思ふのであります。滿洲に参りまして實際を見ました、それに依りますと、二十町歩の土地を與へられて居るが、實際に於て耕し得る可能性を持つて居るものは五町歩がやまだと云ふのです、そこで此の五町歩を極限とする可耕地だと云ふことになる。滿洲の移民としては立つて行けないのだ。斯う云ふのが移民の告白なのです。そこでどうするのであるかと云ふと、残りの十五町歩は滿洲の人々に貸付をやつて行くか、或は苦力を雇入れて、それに依つて補充をして行くと云ふ形でなければ出来ないのだ。斯う云ふ報告を得たのです。是が果して事實かどうか、果してさう云ふやうな形のものになつて居るのかどうか、此の點を一つ承りたいと思ひ

○今吉政府委員 滿洲の營農方針と云ふことになりまして、それ／＼南滿から北滿までございまして、其の土地の狀況に依つては或は穀物を主に致しますとか、或は家畜を主に致しますとか、或は林業開拓民のやうに、主として木材の伐採を致しますとか、色々ございしますが、要するに吾々が狙つて居ります所謂眼目とする開拓民の大體の營農方針と申しますものは、畜力用の改良農具と云ふものを用ひまして、主として自家勞力に依つて耕作を大體十町歩内外やる所の純然たる自作農民を向ふに移す、さう云ふ自作農民を作ると云ふことが眼目であります。而して今話の如く大體二十町歩あるが、自家勞力では五町歩しか耕せないと云ふことは、大體其の通りだと思ひます。滿人が畜力を用ひまして、一人で耕す面積はあの農法でやりまして三町歩前後と思ひます。隨て日本内地の農民が精々努力し

て一人半の勞力を以てやつても五町歩程度であると思ふ。隨て其のあと五町、十町を耕す爲に或る程度苦力を入れなければならぬと云ふ問題がございます。或は小作しなければならぬと云ふ問題が起ると思ひます。大體吾々が狙ひます所は、自家勞力に依る自作農民を創設すると云ふことが飽くまで大眼目でありまして、それでなければあの大地に根を生やした移民と云ふものが成立たぬと云ふ考へから致しまして、是非此の苦力を雇ふことを止めさせるやうに、何等か適當な方法で指導しなければならぬと云ふことで、一體是れはもう少し早く検討を進めべきであるに拘らず、遅れたことは確かに遅れたのでありますが、最近に於きまして大した機械力でなく、北海道に於きまする畜力用の農具で、所謂北海道の方式を取入れてやれば、大體に於て苦力をセーブすることが出來、所謂十町歩と云ふものを耕作することが出來ると云ふ見透しが、現に實例

もございするし、はつきりして參つたのであります。隨て現地に於きましても又拓務省と致しましても、是非其の方針で進んで行きたいと云ふので、北海道の指導農家を相當數現地に入れまして、又今後入れる積りである。同時に現地の滿洲に居りまする移民を相當數北海道に出しまして、相當の訓練講習を實施させると云ふ方法も講じて居ります。又北海道方面に於ける農具なり、其の他の製作工場と云ふものも出來るだけ向ふに移して資材の許す限り北海道式の農具を造つて出來るだけ移民に之を配つてやりたいと云ふ所まで考へて居るのであります。隨て吾々が狙ひました自家勞力に依る十町歩耕作と云ふものは北海道農法を或る程度取入れまして解決すると云ふ見透しがはつきりしたのでございます。唯御承知の如き現状でございまして資材其の他が不十分な關係もありまして、一氣に北海道農法其の儘を取入れて全部の移民團にやらせると云ふ

ことは困難な状況であります。許す限りさう云ふ目標に向つて、關係者全部が一致協力して一日も早く目的を達したい、斯う云ふ心持で居ることを申し上げたいと思ひます。

第八章 重大化した

國內政治問題

一、首相の重責と軍部大臣の信念

一月廿七日の豫算委員會席上、三宅正一君は支那事變この方の我國政治狀勢の不安定を指摘し、近衛首相の重大なる決心を必要とすることを力説した。これに對する率直なる首相の答辯は、滿堂の襟を正さしめ、感激にむせばしめたと云ふ。

○三宅委員 支那事變の處理完遂、大東亜共榮圏と云ふ此の大事な仕事をやります上に於て、色々な要件が必要である。高度國防國家體制を完遂する上に於きましても、私は第一に考慮しなければならぬ要件は、政局の安定だと考へて居るのであります。支那事變の

發生致しましたのは、あなたの第一次の近衛内閣の時であつたのであります。然るに其の支那事變が片付かない間に、近衛第一次内閣が更迭し、それから内閣の送りますこと實に五度であります。甚だしきは四箇月で送ると云ふ状態であつて、是が國內國外に對して威信を失墜致しまして、支那事變處理に非常に大きな障礙になつたことは否定すべからざることであると考へます。而も近衛内閣が國民の輿望を負ひながら、議會は全幅的に協力し、國民の輿望亦ありながら殆ど國民に分らない理由を以て第一次近衛内閣が桂冠をして、五回内閣が送つて居る。此の政局の不安が支那事變の完遂の上に於きましても、非常な悪い影響を與へたと云ふ重大な責任を御感じにならなければいけないと思ふのであります。日清戦争の時でも、日露戦争の時でも、伊藤内閣、桂内閣共に前には議會、政黨と衝突して居つたし、色々な事もあつたのであります。戦争

中は内閣は送つて居りませぬ。相手の蔣介石の方でさへ送つて居りませぬ。戦争中内閣は送つて居らぬ。私は熱誠を以て申上げるのでありますが、例へば日露戦争に於て、兒玉源太郎大將の如きは、殆ど參謀本部に泊り切りであつて、戦争が終りました時には、もう精魂を使ひ果して廢人になつてしまつた。陸奥外務大臣にしても、小村外務大臣にしても、兩戰役に於きまして、或は戰場に於て斃れた勇士と同じく、やはりその苦勞の爲に斃れて居られるのであります。斯くの如くして内閣は送つて居らない。私は今日支那事變の完遂に加へて、大東亞共榮圈の問題、更に一觸即發戦争の前夜と云ふ状態になつて、日本が凡ゆることを突破して、やつて行かなければならない今日の段階に於きまして、最近にはさう云ふことはありませぬけれども、政變説が流布されてみたり、事變の片付かない中に、一通りの目鼻も付かない中に、内閣が送ると云ふ

ことがありましては、土御一人に對し奉りまして、洵に申譯のないことであると考へるのでございまして、第一次近衛内閣の送りましたことは、私は今日遺憾の意を表するだけでございしますが、内閣の強化と云ふことに付て、内閣が送りますには、送るだけの日本の持つて居つた色々な複雑な情勢があるものでありまして、近衛さんのみの御責任と云ふ譯ではないけれども、主觀的には内閣の首班に居られました近衛さんが、辭めないと云ふ十分の決意を以てやられますれば、第一次近衛内閣も送らないで済んだと思ふのであります。過去のことを申すのではない、是から後政局が重大な所に来て、内閣が屢、送ると云ふことがありますれば、飛んでもないことであります。是は私は、高度國防國家完成、支那事變の完遂、更に此の一觸即發の事態に處しまして一番緊要の問題であると考へますので、他の色々な事情に付きましては協力して、其

の原因を除去して行かなければならないが、主觀的な意圖に於て、中途半端で内閣を辭めるやうなことはなさないことを深く事變の爲に要望せざるを得ないのでございまして、此の點に付て所見を承りたいのであります。

○近衛國務大臣 御話の如く支那事變は第一次近衛内閣の當時勃發したのであります。爾來今年は第五年を迎へて居ります。尙ほ事變は解決の曙光を見ませぬ。是は軍部の責任でもございませぬ、誰の責任でもございませぬ、全く私の責任であります。既に巨億の國帑を費やし、十萬の將兵が大陸に於て骨を埋めたと云ふことは上 陛下に對し奉り、下國民に對し、洵に相濟まぬと思つて居ります。支那事變の解決を見ざる今日、更に時局は重大を加へまして、此の未曾有の難局に直面し 聖上陛下の日々夜々の御軫念を拜察致しまして眞に恐懼の極みであります。斯の如き御軫念を拜

察し、又事變以來の私の責任を顧みますると、甚だ微力、無力なる私ではありますが、陛下の御信任を忝うして居る限り、之を最後の御奉公として飽くまでも御奉公致す積りであります。

次に同月廿九日の豫算委員會に於ては、首相の右發言と關聯して、今井新造君は軍部兩大臣に現下の時局に對する所懐を訊した。兩大臣の信念も、先の首相のそれと共に議場を感銘させた。

○今井委員 此の機會に陸軍大臣と海軍大臣御二人の御所懐を御洩し願ひたいと思ひます。一昨日でありましたか、同僚の質問に對して近衛總理が此の國難打開に對して極めて率直に御眞情を此の席上で御披露になつたのであります。私共總理大臣の御話を伺つて居りましたので非常に感激致しました。獨り是は私共が感激しただけでなく、全國民に大きい衝動を與へまして、總

理の御言葉と云ふものは、全國民を感奮興起せしめた
と私は信じて居ります。其の際總理大臣は、事變の責任は軍の責任でもない、誰人の責任でもない、私一人の責任である、斯う云ふやうに御話になりました。總理大臣の御立場としては、あゝ云ふ御言葉を發せられることが私當然かと存じますが、併し事變に對する責任と云ふことになりますと、上 御一人に對して一億國民は悉く責任を負はなければならぬ、一億國民悉く反省しなければならぬ。私は深く自らをも反省致す次第であります。何と言つても事變に對して私は軍部が最大の責任を負ふべきである、又今後事變解決に付ては軍こそ國民の輿望を擔ひ、軍こそ最大の信念を以て邁進せなければならぬ、斯様に私共は考へる。殊に大陸に骨を埋めた私共の同胞十萬を思ひ、其の遺家族の方々御心情などを考へますと、此の際軍部兩大臣が此のことに關して如何なる御所懐を御持ちであ

るか、さう云ふ點に付て御發表を賜はらば幸甚であります。

○東條國務大臣 只今私の信念に付きまして御尋ねがありました。先般近衛總理より時艱克服に關しまする嚴肅なる心境を承りました。特に身を以て全責任を負ふ。護國の英靈に對して深甚なる哀悼と、感謝の眞情を披瀝されましたことを承知致しました。私は國務大臣として、又陸軍大臣と致しまして、將又一日本國臣民と致しまして、衷心から敬意を表しますると共に、洵に意を強うするものであります。率直に申し上げますならば、此の近衛總理の御心境は僭越ながら直ちに私の心境と全く同一と申上げたいのであります。私は今次事變勃發以來萬事に互りまして、そこに陸軍が重大なる責任を負ふべきであると確信して居るのであります。時局今後の推移に關しましては深甚なる注意を拂ひ、是が完遂に付て日夜苦慮致して居るものであります。

す。殊に上 天皇陛下の事變勃發以來の御軫念を拜察致しましては、洵に恐懼措く能はざるものがあるのでございます。骨を碎き身を粉に致しましても、一日も速かに事變有終の美を收め、而して上は 天皇陛下の御宸襟を安んじ奉り、下は護國の英靈を慰めますると共に、統後國民の熱烈なる後援に應へんことを期して居る次第でございます。茲に言葉は盡しませぬが、現在の私の心境の御尋ねがございましたから、以上を以て御答へと致します。

○及川國務大臣 只今の東條陸軍大臣の御答辯と全く感を同じう致します。先日近衛總理の御答辯は同じく今井君と共に涙を浮べて居つた者でございます。海軍と致しましては私のみならず海軍の下士官兵一人一人に至りますまで、近衛總理一人に責任を御負はせしてはいかぬことを十分承知致して居ると考へて居ります。簡單であります。意餘りまして言葉は足りませ

ぬが、何分御諒察を御願ひ致します。

二、統帥と統治の問題

北吟吉君は一月廿九日の豫算委員会の席上、近衛首相の先年八月廿八日組閣に當つて發せる聲明に「統帥と國務の調和」と稱する一項あるを指摘し、斯くの如きは上 御一人の大權から發せられる重大事實にして臣民たるもの、私議すべきにあらざる問題であると論じ、首相の見解を叩いた。

○近衛國務大臣 大體根本の考へ方に於きまして、私は北君と同じであると思ひます。唯色々の言廻しやら何やらで誤解を受けましたことは、洵に遺憾に存するのであります。新體制と云ふ言葉も色々國內に改革すべきことがある。其の改革すべき事柄としては是れと云ふ事柄を挙げましたのであつて、統帥事項が新體制と云ふやうな意味ではないのであります。固よ

り此の統帥と國務の關係は、是は系統が異つて居りまして、政府と致しましては、統帥の部面に何等豫を容れることは出来ないであります。統帥と國務とが相抵觸すると云ふやうな場合に、之を御裁断になるのは上 陛下だけであります。唯此の上 陛下が最後の御決定をなさいます前に、成るべく此の政府内部と統帥内部との連絡と申しますか、意思の疎通を圖つて置くこと云ふことが國務の進行の上から申しまして、必要なのであります。此の點に於きましては、從來稍、其の點に於て缺くる憾みなきにしもあらずであります。さう云ふことになりましたは、斯う云ふ事變を控へて居りまして洵に遺憾である譯でありますから、終始此の關係は密接でなければならぬと云ふ考へを致して居ります。それで統帥と國務の調和と云ふやうなことを申述べましたけれども、無論是は總理大臣が統帥と國務の調和をすると云ふ意味ではないのであります。

て、本當の調和は上 御一人が遊ばすのであります。

唯其の下準備と致しまして、統帥と國務の間に連絡を常に圖つて置くこと云ふことが殊に此の戦時體制下の時に於ては必要であると思ひまして、さう云ふ點に於て改革すべきことがございますから、改革の項目の一つとして申述べたのであります。新體制の中に含まれると云ふ意味は、さう云ふ意味に於て申したのであります。其の他全體主義と云ふことに付きましては、新體制の準備會の聲明の中にも、一國一黨のことに付きまして申述べました中に、他國に於て、例へばドイツとかイタリヤとか云ふことを指したのであります。さう云ふ國に於きまして如何に立派な成績を擧げて居つても、之を其の儘日本に持つて來て、此の國體の本義に則つて、萬民翼賛の實を擧げなければならぬと云ふ根本の此の政治の姿から申しまして、外國の政治形態を、如何にそれが成績優秀であつても、之を其の儘日

本に移し植ゑることは宜しくないと云ふことは、あの聲明の中にも申述べて居る筈であります。其の點も御諒承を願ひたいと思ひます。

なほこの問題に關聯し、東條陸軍大臣は次の如く説明した。

○東條國務大臣 先づ第一に御断りを致しまして御答辯を致します。統帥の尊嚴と云ふことに付きましては私は陸軍大臣と致しまして、又帷幕の參事者と致しまして、私の責任の範圍に於きましては全力を盡して居ります。敢て國民一人と雖も御心配のないやうにして戴きたい。

此の政戦兩略の一致と云ふ點に付きましては、現代の時局に於て頗る重大なる點でありまして、其のことに付きましては此處に喋々を要せぬのであります。即ち是は戦争指導の要諦でございます。其の戦争指導政戦兩略の一致、而して其の發動は總て固より 天皇の

御親裁に屬して居ると考へます。併しながらそこに統帥及び國務の圓滑なる輔翼、輔弼其の責任を完うしませうが爲には、大權發動の最後の決定を見るまでは政府と統帥部とは緊密なる協調を保持して行きます。政務と統帥とのそこに調和、一致を圖つて行かなければ、到底此の時局は乗り切れぬと私は思ひます。言葉遣ひの色々な點で誤解を生ずることがあつたかも知れませぬが、さう云ふことは枝葉でありまして、今日はもう精神的に此の統帥に關する總ての事項、政務に關する總ての事項はもう議論ではない。是が總て一體となつて、此の難局を切り抜けて行かなければ駄目なんだと私は思ひます。(拍手) 此の際は甚だ言ひ過ぎであります。が、議論の末節と言つては語弊があるかも知れませぬが、どうぞ議論は止めて戴きまして(拍手) 精神から私は此の際に政府と統帥部と一體となつて行くべし云ふ點に吾々も努力致しますし、皆様方も努力し

て戴きたいと云ふことに致したいと思ひます。

三、家長選舉制度問題の措置

西川貞一君は二月廿八日の豫算委員會の席上、平沼内務大臣と家長選舉制度問題に關し次の如き質疑をなした。

○西川委員 曩に閣議の決定に基きまして選舉法の改正に關しましては、選舉人の資格を家長に置くこと云ふことが決定されて發表になつたのであります。然るに色々の事情で今議會には選舉法の改正案は提出されなうことになつたのであります。が、此の家長選舉と云ふ原則は内閣に於きましては依然として堅持されて、少くも次の選舉に間に合ふやうに改正される意思を持つて居られるのであるかどうか、此のことを(中略)此の問題に付きましては此處に居られます田中委員からの御質問があつて、是は否定的の御質問のやうであ

ります。大臣は意見を異にすると云ふ意味の御答へがあつたので、積極的な意圖が明かにされて居ないのでございますが、此の際内務大臣から此の點に付ての御見解を承りたいと思ひます。

○平沼國務大臣 今回衆議院議員選舉法に付きまして改正案を提出する積りで、立案も既に終つて居ります。其の案には御述べになりました通り、戸主に選舉權を與へると云ふ趣旨になつて居るのであります。之に付きましては只今の戸主と云ふことは結局お話の家長と云ふことに相成りますやうに民法の規定も同時に改めることに決めまして、其の立案を致して居るのであります。是は今回は此の議會には提出致しませぬが、其の方針は決して改める積りはございませぬ。此の制度に付きましては、御話の通り色々な觀點から議論もございませうが、大體我が國の法制が恰度個人主義、自由主義の盛んな時分に、外國の立法に模倣致しました

點が随分ありますので、現今の制度は兎に角個人主義、自由主義に傾いて居る法制でありますので、是等はやはり我が國の個有の精神に基いて之を是正する必要があると云ふことは國民の識者の間に一般に唱へられて居る議論であります。是は深く考慮すべきことではございませぬが、大體に於て其の方針に従ふべきものである、斯様に考へて居るのであります。隨て選舉法に付きましては色々な觀點からの議論はございませうが、兎に角我が國に於ては我が國の、殊に美風とせられる所の家族制度と云ふものは飽くまで是は尊重しなければならぬ、之を尊重致しまするには、其のことが各般の制度の上に現はれなければならぬと思ふのであります。就きましては選舉法に於きましては家長を重んずる、家長の意思を重んずると、斯う云ふ趣旨から致しまして、家長選舉と云ふことに致したのであります。御話の通りに我が國には所謂個人主義の爲に色々間違

ひを生じて居ります點が多々ございます。先づ之を選擧法の上に現はしたい。是が家長選挙に致しました所
以であります。

○西川委員 此の家長の資格に付て、一戸の家を立てる條件と致しましては、獨立の生計を営むと云ふことを以て一つの其の條件とされるやうな風に新聞紙等に於て傳へて居つたのでございますが、左様でござい
ますか。

○平沼國務大臣 大體其の趣意であります。併しなから獨立の生計を営む能力があるから、必ず之は家長になるべきものであると、斯う云ふ考へではございませぬ。獨立の生活を営める者は只今では戸主の同意があれば何時でも分家が出来る。分家をすれば是は家長になる。是は獨立の生活を営むと云ふ言葉は色々現はし方がありませうが、其の資格のある者でありませぬと分家は大體許さぬ、斯う云ふ趣意でございます。

○西川委員 (前略)日本の家と云ふものは、祖先の祭祀を営み、祖先の靈を祀つて行くと云ふことがなかつたならば、日本の家の生命はないと思ふ。祖先より傳はつた所の家を子孫に繼いで行くのである。隨て家に於て生活する者は、この現身の吾々の生活だけではない、父が亡くなられましたも、母が亡くなられましたも、お爺さんも、お婆さんも、吾々の代々の先祖は吾々の家に在るのである。靈界の生活を吾々が共にして居るのであつて、即ち現幽一如の家である先祖と子孫とが同じ生活を續けて行くのである。此の祖先の祭祀をし、子孫に吾々の家を傳へて行くと云ふ點、茲に觀點を置きます時に、私は初めて個人主義、自由主義と全然別個の立場に立つことが出来ると思ふ。(中略)結論に於て實際問題としては、是は獨立の生計を営むと云ふことになるかも知れませぬが、其の獨立の生計を営むと云ふことは自分が生活すると云ふ、己れ、自

己に結付いたことではなしに、祖先を祀ると云ふ祖先を目標とした所のものとして、此の際家長選挙の資格を決定せられんことを私は望みたいのであります。之に對して大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○平沼國務大臣 固より御述べの通り我が國の家族制度の根本が祭祀と云ふことにありますことは疑義はないと思ひます。唯祖先を祀ると云ふことは、家が分れますれば、やはり分れた家の祖先を祀ると云ふことが其の家としては大切であります。大きく申しますれば大和民族は一家であります。祖先を一つにして居ると申しても宜しい。分れました場合に於きましても、多數の家族を一家と致しまして、祖先もある、父母に孝敬を盡すと云ふことは、之を遡れば、祖先に孝敬を盡すと云ふことなるのであります。其の點から申しますれば、大きく言へば大和民族は一家族であります。又是が分れましたも其の家族はあります。現今

の民法の上で一つの家と云ふものを立てますには、分れた家でありましても、やはり獨立の家と云ふことにどうしても扱はなければならぬ。無論家族と云ふ一團を形づくります根本が祭祀にあることは明かでありませぬ。併し唯祖先を祀ると云ふことから申しますれば、是は假令分れましたも、共通の祖先は祀らなければならぬ。そこは此の民法に於きまして、一つの家として取扱ひます場合には、分れたものにもやはり同じ根據を持つて居ることになります。併し今濫りに分家を許しましても、餘り分れ過ぎると云ふ弊がありますし、又一家の戸主となる人が名は一家の主宰者でありましても、實は他に依存して居ると云ふことになりましても、それを防ぎます爲に、民法の規定に修正を加へたと云ふ次第であります。祭祀を本とすることは全く是は御同感であります。之に對して異議はありません。

四、私有財産制度に関する見解

一月廿九日の豫算委員會に於て石坂豊一君は、私有財産問題に關し近衛首相の所見を問うた。

○石坂(豊)委員 翼賛運動に付きまして、地方に種々の宣傳をせられることは必要なことと思ひますが、宣傳部員の中に、私共の郷里に於きまして、曾て昨年の九月頃に、餘程不穩の立看板を立てた人が居ります。生命財産を即時返上せよ、恰も私有財産の否認の如きことをやつた人が居りますが、さう云ふ運動は既に消滅して居るものと心得て居りました。所が何ぞ圖らん本月二十七日の都下に於て行はれた所の或る講演會に於きまして、斯様なことが公然と講演されて居る。大政翼賛會宣傳部員佐々木信義、斯う云ふ人です。日本新體制三大理念の趣旨、一、我等の身體生命財産の所有は 天皇陛下に屬すべきものである。二、總ての事

業は 天皇陛下の管理經營に屬すべきものである。三、吾等の必要な衣食住は報酬として 天皇陛下より分配を受くべきである。斯う云ふのであります。是等は良多くも 天皇陛下を引き來つて居りますけれども、之を深く考へて見たならば、實に不穩千萬なる宣傳と私は考へる。之に對して私は率直に、首相は如何なる御考を持つてお出でになるか、之を承つて見たいと思ひます。

○近衛國務大臣 只今の御話は初めて伺つたのであります。勿論斯かる思想があると致しますれば、之を嚴重に取締らなければならぬと思ひます。まだ報告に接して居りませぬ。

然るにその後、今井新造君はこの問題に關聯して、更に首相の眞意を訊した。

○今井委員 先程石坂さんは新體制——臣道實踐の運動に於て、偶々 天皇陛下に生命財産を奉還すること

が新體制の理念であると云ふやうな宣傳を致して居るものがあるけれども、總理大臣は之に對して如何なる御考へを持たれるか、斯う云ふ御尋ねに對して、總理は——さう云ふ思想は宜しくない、斯う云ふやうな御答辯があつたやに私は承りました。新體制の根本理念に於ては、各人各様、色々の見解があるのであります。私が、私は新體制の根本理念は吾々日本國民の生命も財産も一切 天皇陛下に奉還することが根本理念であると固く信じて居ります。是が日本民族に三千年來今日まで脈々として絶えなかつた、私共民族の血であり魂であると私は信じて居るのであります。ドイツイタリヤは全體主義であります、日本は皇道主義である。日本の皇道精神と云ふものは、私は 陛下に對する吾々の生命財産の奉還であると考へて居ります。吾々の生命も、吾々の財産も、一切 天皇陛下からお預かりして居るのである。陛下が御入用と仰しやれば、何

時でも 陛下の御爲に捧げると云ふのが皇道精神であり、皇道主義であり、新體制の根本理念でなければならぬと私は信じて居ります。今回の事變に吾々の同胞は 陛下の御爲に十萬以上の生命を大陸に捧げて居る。陛下が御入用と仰しやれば生命を喜んで捧げる。況や財産おやである。勿論法律に依つて吾々は私有財産を認められて居りますけれども、是は 陛下から御預かりした財産を、吾々が管理して居るのだ、斯う云ふ氣持に立歸るべきだと私は考へる。此の皇道精神に一億國民が徹底致して居れば、何等の摩擦も相剋もなく、高度國防國家と云ふものが既に建設されて居らなければならなかつた。此の自覺徹底がないから、今まで高度國防國家が建設せられずして今日に及んだのだと私は考へて居る。この點に於てどうか明快なる總理大臣の御所信を承りたいと存じます。

○近衛國務大臣 先程石坂君は 天皇の御名の下に生

命財産を總て奉還せしめる——實は此の 天皇陛下の御名を利用して私有財産を否認するが如き共產主義的思想があるが、是はどうだと云ふ御尋ねでありましたから、斯の如き私有財産否認の思想は宜しくない、斯う申したのであります。純精神的に考へれば今あなたの仰しやつた通りに考へます。

五、新舊思想と個人・自由主義

二月十七日豫算委員會に於て、中山福藏君は最近の新舊思想對立問題に關し、平沼内相と次の如き問答を試みた。

○中山委員 今新體制、舊體制と云ふ言葉を以て日本の人間を思想的に二つに分ける傾向を見て參つて居るのであります。私は内務省に於きましては新體制、舊體制と云ふやうな言葉は用ひさせられないやうに御取締を願ひたいと云ふ考へを持つて居るのであります。

先般近衛總理大臣は、新體制と云ふのは何だと云ふ質問に答へられまして、日本の國體の本然の姿に還ることである。併しながら最も新しいことだと云ふ御答辯があつたやうであります。私は日本に於ては古いとか新しいとか云ふことはないと考へる。斯う云ふ言葉は日本の國體に副はない言葉であると思ふ。新體制と云ふやうな言葉を使ふから、現在流行して居る翼賛會などに入つて役員にならない者は舊體制だと云ふやうな考へを自ら持たせることになる。斯う云ふ傾向は非常時には全くの弊物であります。(中略)さう云ふ言葉を用ひることは斷然此の場合禁止して戴きたいと云ふことを私は御願ひするのですが、内務大臣の御意見は如何でせうか。

○平沼國務大臣 新體制に付きまして、近衛總理大臣の述べられたことを御引用になりました。洵に其の通りであると思ひます。正しい姿に還る、正しい姿は古

から今日まで少しも變りはないのであります。唯之に色々埃が付きますから、此の埃を拂へば明かに正しい姿が茲に現はれるのであります。近衛總理大臣の言はれました元の姿に還ると云ふことは、其の意味であります。隨て新舊と云ふことはないと思ふことも言はれ

ませうが、併し是は新舊と云ふ文字を使ひました所が、其の意味を正しく用ひますれば必ず何等不都合はないのであります。色々變國の大義に悖るやうな事態も、古來現はれて居る。さう云ふ事態は之を正して元に復すと云ふことは要するに是は革新であります。其の

意味で新と云ふ字を使ふのは少しも差支へはないと思ひます。悪いことは直して行かなければならぬ。現今に於きまして新體制に付きまして近衛總理大臣の述べられたことは最も其の意味を現はして居ると考へるのであります。此の意味から申しますれば、新體制と申しますも、舊體制と申しますも、少しも抵觸はない、

此の文字は悪用してはいけないが、之を正しい意味に用ゆる。要するに近衛總理大臣の言はれました意味に用ひますれば、其の言葉を使ひましたも差支へないと思ひます。

○中山委員 (前略)政府の一番上層部に居られる方々は新舊の區別を排して、新舊に超越した歸一的の精神を以て國民に臨むと云ふことが最も大切であると思ふのであります。もう少し新舊に變る言葉を以て國民を指導すると云ふ御決意はないのでありますか、それを承つて置きたい。

○平沼國務大臣 是は議論を致しますと短い時間では或は盡せぬかも知れませんが、新と云ふ字は是までも始終使はれて居りまして、大化の改新と云ひ、明治維新と云ひ、總て新の字は用ひられて居る。正しい意味に用ひられて居ります。而も明治維新の際は、維新即ち復古なりと云ふことまで申されて居るのであります

す。現に詔の中にも復古と云ふことは明かに仰せられて居ります。でありますから、必ず新の字を用ひると云ふことが宜くないと云ふ結論には參るまいと私は考へて居ります。殊に一國は總て若々しい姿で行かなければならぬことは是は明かであります。國が年を取つてはいけません。始終若々しくなければなりません。三千年経ちませうが、年数は經つて居りましたが、始終若やいで行かなければならぬ。若やいで行くと云ふのは、元の正しい姿に始終還ること、若やいで行くことが最も大切であらうと思ふ。詰り色々なことに芥や汚れが付き、隨つて一つの病氣が起りますと年を取りますから、それで始終さう云ふ障碍を排除致しまして、最も正しい元の姿に始終還つて居りますれば、國は始終若くて參るのであります。さう云ふ點から私は新と云ふ字を用ひることが必ず悪いと云ふ斷定には參らないと思ひます。無論新舊を超越したと云ふことであり

ませうが、併しながら新しいと云ふことは、今申しました正しい意味に用ひますれば是は決して害はなからうと思ふ。若し之に付て色々世間に誤解がありました、是が爲に悪い結果を生ずる虞がありますれば、其の意義を能く徹底するやうに諒解せしむる、是が大切であらうと思ふ。これは追々當局の指導の方針に依りまして、必ず其の域に達することが出来るのではないかと考へて居ります。

次に自由主義、個人主義を認むるや否やの質問に對し、平沼内相は次の如く答へた。

○平沼國務大臣 自由主義、個人主義のことに付ての御尋ねであります、在來日本の法制殊に西洋に模倣致した法制、模倣が絶対に悪いとは思ひませぬが、此の法律に依りますと兎角自由主義、個人主義の思想が本になつて居ります事柄が多いのであります。此の自由主義、個人主義を基礎にした法規で宜いかどうか

と云ふことに付ては、現今はもう自由主義、個人主義を全般の基礎にして事をさせることはいかぬと云ふことは、今日明かであると私は考へます。でありますから統制も必要であります。在來の一切の事を自由主義、個人主義で處して行くと云ふことは、今日の時代に於ては是は事實上出来ないことであると私は考へる。殊に日本の帝國の精神から致しまして、決して我が國に於ては自由主義、個人主義を基礎に致しては居らない。それなら全く自由を認めないか、個人を認めないかと云ふと決してさう云ふことはございませぬ。古來我が國の國家政治と云ふのは、總ての人をして其の所得せしめると云ふ御趣意でありますから、無論個人も之を認められ、又個人の安寧幸福も十分に保護せられて居ることは、是は明かなことであります。併し唯個人主義が餘りに發達致しまして、是が爲に日本の家族主義と云ふものを薄からしむるやうになりました

は、是は個人主義の害であります。さう云ふ點に於ては所謂個人主義と云ふものを正しいとする譯には行かない。一切のものは個人を基礎にして法制で總てを律する。是はもう現今に於てはいけないことは明かであります。自由主義もさうであります。所謂自由經濟主義、現今の法制では殆ど是が基礎になつて居る。併し此の自由經濟と云ふもののみで、一切のものを律すると云ふことは今日事實上出来ない事態に進んで居る、殊に現下の時局に於きましては、是で一切のことを處理しようとしても、是は到底間に合ひませぬ。それでは其の目的を達することが出来ないと思ひます。現今の時代に於ては統制と云ふことが最も大切なことであると思ふのであります。私は決して自由を絶対に認めない、個人を絶対に認めない、斯う云ふことでは無論ない。古來我が國に於きましては最も一人々々を大切になさつて、又出来るだけ束縛をしない。此の御趣意

は明かである。其の意味に於きまして自由も認めなければならぬし、個人も認めなければならぬが、併し是で一切のものを處理致すとか、是が爲に國家の統制と云ふものはいけない、或は又家族制度と云ふものは個人主義を本にしなればいかぬ、斯う云ふことになりましては其の弊洵に大でありまして、絶対に自由を認め、絶対に個人を認めると云ふことは古來我が國の仁慈を主とせられる政治には向かぬのであります。

六、改組を約束された大政翼賛會問題

大政翼賛會の問題に對しては、豫算委員會開會當初から委員數氏より鋭く批判、質疑が行はれたが、これに對する政府側の答辯には不統一のきらひが少くなかつた。烏田俊雄氏はこれを遺憾となし、一月二十九日の同委員會の席上次の如き動議を提出し、以て政府側の一致せる言明を求めた。曰く、

○烏田委員 議事進行に付て一言……大政翼賛會に關する此の豫算委員會に於ける質問應答を先日來承つて居りますと、政府の御答辯は、初めに法制局長官が大政翼賛會を規準すべき法規の根據に付て述べられた點と、其の後に總理大臣、内務大臣等より御答辯になつて、さうして最後に決定的に述べられて居る治安警察法の第三條の規定に依つて律すべきものであると、斯う云ふ御答辯とを考へて見ますと、非常に矛盾がある。而して此の問題が論議せられると云ふことは、單に此の團體が私設團體と言ひながら、非常に大きな組織のものであると云ふばかりではない、又其の總裁が總理大臣である人がそれに當つて居ると云ふやうな意味ばかりでは固よりないのであります。豫算總會として之を懸念する一つは、曩に川崎委員より指摘を致しました通り、既に此の團體の活動に對して政府は、私は其の事實をまだ確かめて居らぬが、第二豫備金より九

十幾萬圓の責任支出をして居る。而も其の支出は議會召集の詔書が發せられた後にして居る。斯う云ふやうなことがある。而して又未だ提出にはなつて居らぬが、十六年の多分追加豫算だらうと思ふが、此の追加豫算として相當金額を此の會に對する補助金として國費より支出しようと思ふ案が提出せらるゝやの模様がある。そこで是は單に民間團體であると云ふことを以て曇煙過眼することの出来ない事情があるのであります。それが即ち此の豫算委員會に於て重複質問に互るやうに思つたけれども、多くの議員から此の點に論及せられるのはそこにあると思ふ。然るに之に對する政府の答辯は今申しますやうに、大きな點に付て既に非常な大きな矛盾がある。故に平沼内務大臣の答辯せらるゝ如き答辯が政府の答辯であるとするならば、法制局長官の先の日の答辯は是は取消せられて、然る後になさるべきことであらうと思ふ。又只今此の席

上に於て承りましたも、東條陸相は此の團體は高度の政治性を有し、さうして強力なる政治活動をなすものであるから云々と云ふことを前置にせられて、建軍の本旨の事柄に言及をせられて居る。高度の政治性を帶び、政治活動をなすものが政事結社にあらずとの議論は我が國に於ては通用しないと考へる。それ故に是等の點に付て政府は個々に答辯をなさらずに、暫く此の委員會に於ける質問應答に付ての答辯を留保せられて、能く内閣に於て御相談の上、是までの言明を訂正せられても宜しい。取消されても宜しい。如何様にも政府の一致したる意見を以て此の翼賛會の問題に御臨みになることを委員長から政府に申上げて戴きたい。然らずんば此の切迫して居る會期に於て、此の問題の爲に非常な長時間を費して、結局重複質問をなし、其の結果は、議會に於ける議論が二様三様に分れて、さうしてそれが外に響いては、國內の一致を紊るの觀を

呈する形がある。故に私は此の際委員長に對して、一松君其の他の之に關する御質問の進行は是は然るべきでありませうけれども、政府に向つて只今私の申上げるやうな趣意を通じて、政府は政府全體としての意見を以て一本で御答へになるやうにせられたい。それが過日の第二豫備金に對する承諾案の出た場合、又或は出されるであらうと思つて居る此の翼賛會に對する經費補助の問題の時に於ける色々な紛糾を避ける所以であると思ふ。今まで他の問題に付ては大變圓滿に所謂翼賛會の體を成して來て居るにも拘らず、事一たび翼賛會に關する場合には、議場斯の如く緊張の態度を示して、或は對立の如き光景を呈することは私は甚だ遺憾に存する。政府に於ては此の點を諒とせられまして、委員長の注意に依つて之に對する答辯を暫く留保せられて、さうして一致したる意見を以て御臨みになることを希望致します。(拍手)

右動議により、政府は議を練つた結果、二月八日同委員會の席上、その所見として、近衛首相より次の如き發言あり、大政翼賛會の性格等が披瀝された。曰く。

○近衛國務大臣 大政翼賛會の性格等に付きまして、政府の所見を明瞭に致したいと存じます。

大政翼賛運動のことに付きましては、昨年八月の新體制準備會に於きます私の聲明に依りまして、既に概ね御承知のことと存じますが、此の機會に簡單に其の趣旨を申述べたいと存じます。

帝國は今や正に有史以來の非常時局に直面して居り、此の變局に對處致しまして適切なる施策をなし、國運の一大進展を期せんが爲には、國防國家體制を整備致しまして、國家國民を集結一元化し、之を最高度に發揮することの必要なることは、今更申すまでもな

い所であります。此の所謂高度國防國家體制の基礎は、實に強力なる國內體制を整備することにあるのであります。而して其の基礎を成すものは實に萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立するにあると信ずる次第であります。斯かる國民組織の目標は、國民の總力を集結し、一億同胞が生きた一體として、齊しく萬民翼賛の臣道を全うするにあり、此の目標を達成するには、全國民が日夜其の日常生活の各職域に於て翼賛奉公の實を擧げ得るやうにせねばならぬのであります。斯かる組織の下に於きましてこそ、初めて國策は國民生活の末梢に至るまで浸透致しまして、其の敏速且つ的確なる實現を期待することが出来るのであります。又國民生活の實情は如實に政治に反映せられ得るものと考へるのであります。斯くの如くして、國民の總力は能く國政の上に集結せられるものと信じます。

大政翼賛運動は、政府に協力して斯かる萬民翼賛の

實を擧ぐべき國民組織を確立し、其の運用を圓滑ならしめ、以て臣道實踐體制の實現を期するを目的とする全國民の運動であります。而して此の運動は高度國防國家體制確立の要請から生じたものでありまして、國民生活の全部門に互り對立抗爭を克服して、總てを臣道實踐の精神に歸一せしめんとする超黨派的の運動であり、且つ飽くまで舉國的、全體的であり、官民協同の國民運動であります。

大政翼賛會は、斯かる國民運動を推進することを目的と致しまして、組織せられたる團體であり、此の國民運動の中核體となりまして、自ら率先して臣道實踐に挺身し、進んで其の正しく且つ力強き展開の推進力たることを本來の使命として居るものであります。此の使命達成の爲には、上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を發揮すべく、特に機構を整備し、其の精神團結の強

化と相俟ち、強力なる實踐力を發揚せねばならぬと信じます。斯くの如く大政翼賛會の活動は、其の機能に於て、其の目標に於て、在來の精勵及び政黨運動とは大いに其の趣きを異にして居ります。高度の政治性を有すと云ふ所以も亦茲に存するのであります。

而して大政翼賛會の現實の運営に於きましても、常に會本來の目的及び趣旨に即すべきは事理の當然でありまして、其の政府との關係に於ても、政府に協力して國策の徹底及び其の圓滑なる遂行に寄與せんとするものであり、所謂下情上通の使命の如きも國民生活の實情を當局に反映し、其の施策の參考に資せんとするものでありまして、政府と別個に独自の政策を掲げて、是が貫徹を圖らんとするものではありません。況して政權を繞る政治行動をなすが如きことのあり得べからざること、言はずして明かであります。

斯くの如く大政翼賛會は、其の本質上、對立抗爭的

の政治活動をなすものでなく、又政府と別個に独自の政治的主張と目的とを以て行動する筋合のものでありませぬ。是れ政府が、大政翼賛會は治安警察法に謂ふ政事上の結社に該當せず、隨て治安警察法の政事上の結社に關する規定の適用は受けないと云ふ解釋を致して居る次第であります。尤も大政翼賛會は一種の結社でありますから、治安警察法の規定中政事上の結社に關する規定以外の一般の結社に關する規定及び公事に關する結社に關する規定の適用せらるゝのは當然であると考へます。又大政翼賛會の個々の行爲に付ては、それ〴〵當該法規の適用を受くることも亦當然であります。

陸海軍大臣が、大政翼賛會には大臣、次官、軍務局長等特定の職務に在る者が、職務の關係から軍と大政翼賛會との連繫協力の爲に加入する外、直接一般現役軍人が加入することは、我が建軍の本義に照して、之

を認めることが出来ない旨を述べられましたのは、大政翼賛會が治安警察法の政事上の結社に該當するから現役軍人の是が加入を認むることを得ないと云ふ趣旨に於てではないのでありまして、唯軍としては、直接に一般現役軍人が大政翼賛會其のものに個々に關係することは、軍の團結及び紀律の方面より認むべからずとする理由に基いて居るのであります。

大政翼賛會は其の發足後日尙ほ淺く、隨て其の趣旨が徹底せぬ点もあると存じますが、今後はが趣旨の徹底にも力を盡すと共に、其の機構及び運営にも十分工夫、改善を加へて参り、所期の効果を擧ぐるやうに致したいと存じます。

尙ほ又大政翼賛會の活動にして、萬一にも本來の目的及び使命を逸脱するが如きことなきやう嚴重に戒め、過誤なきを期して参りたいと存じます。

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする秋であ

ります。大政翼賛運動に緊迫せる現下内外の情勢に促されて發展展開し來つたものであり、恐らくは此の運動の實效的なる展開なくしては、今日の時艱を克服することも頗る困難と存じます。政府が大政翼賛運動の急速活潑なる展開を希望して居ることは、既に私の施政演説に於て述べた通りであります。政府は不退轉の決意を以て大政翼賛運動の育成發展に力を致す所存であります。何卒各位に於かれても一層の御協力あらんことを切望する次第であります。(拍手)

なほ右に關し小笠原三九郎君は、大政翼賛會の豫算案が提出されるに及んで、改めて本問題につき検討せん旨の動議あり、散會した。

以上の如き經過を以て、二月二十二日の最終の豫算委員會は、同會に關する右記の近衛言明に關し質疑を集中し、午前午後に亙り、約三時間餘を費した。但し

近衛首相は病氣静養を以て缺席して、平沼内相これが代辯を爲し、質問者は議員間に協議の結果、増田義一君（委員長）、一松定吉君、森田福市君、古屋慶隆君、今井新造君等がこれに當つた、以下はその問答録の抜萃である。

○増田委員長 本日は後廻しとなつて居ります大政翼賛會に關する質疑のみに付て之を行ふことゝ致します。委員諸君の質疑を許すに先だちまして、委員長は從來の大政翼賛會の質疑應答島田委員の議事進行に關聯して、去る八日近衛内閣總理大臣がなされたる發言に鑑みまして、重要な四五の點に付きまして此の際特に委員長として政府の意向を確めて置きたいと思ふことがあります。

先づ最初に本日總理大臣は御病氣御缺席であり、内務大臣が代つて答辯することでありますが、内務大臣は總理大臣に代つて全責任を以て答辯に當らるゝ

ことゝ存じます。近衛首相より去る八日大政翼賛會に關する御答辯は既に承つて居る所であります。此の際特に御尋ね致したいことは、第一は大政翼賛會の性格に關する點で御尋ね致します。大政翼賛會は治安警察法第三條に該當する公事結社と承つて相違ありませんか。

○平沼國務大臣 増田委員長の御質問に對して私より御答へを致します。私は先刻委員長の述べられました通り、内閣總理大臣と十分協議を遂げました上、全責任を以て御答へを致します。只今の委員長の御尋ねは大政翼賛會は治安警察法第三條に該當する公事結社であるかと云ふ御尋ねであります。其の通りであります。大政翼賛會は治安警察法第三條の公事結社であると認めます。

○増田委員長 只今の御答辯に依つて其の點は明らかとなりました。隨て治安警察法第一條の政事結社に該當

するが如き政治活動をなすべきものにあらずと確信致しますが、政府の御所見如何でありますか。

○平沼國務大臣 治安警察法第一條の政事結社に該當するが如き政治活動は大政翼賛會に於てはなすべきものにあらずと考へて居ります。

○増田委員長 然らば若し治安警察法第一條の政事結社に該當するが如き政治活動をなしたる場合に於ては政府は當然嚴重に之を取締らるゝの決意を有せらるゝ筈と信ずるが如何でありますか。

○平沼國務大臣 委員長の御述べの通り、斯くの如き政治活動を致しました場合には、嚴重に之に對して取締を致す積りであります。

○増田委員長 第二は、大政翼賛會の機構の問題であります。先般來議會に於て種々論議せられたるが如く、中央地方を通じ現在の機構は、只今までの御答辯の趣旨に副はざる點の多いのを甚だ遺憾に存じます。隨て

政府は速かに根本的に是が改組をなすの用意と決意を有せらるゝことゝ信ずるが、如何でありますか。

○平沼國務大臣 政府に於きましては、速かに大政翼賛會の改組をなさしむべき所存であります。

○増田委員長 第三、既に性格が明白となり、且つ機構を大改革せらるゝ決意のある以上は、其の人事に付ても此の際根本的に大刷新を斷行せしむるの要ありと認めますが、政府は之に對して如何なる決意を有せらるゝや承りたいのであります。

○平沼國務大臣 政府は人事に付きましては、之を刷新するに付きましては、十分の考慮を拂ふ積りで居ります。

○増田委員長 第四、然らば機構の改革、人事の刷新に伴ひ、現に豫算に要求せられたる金額中には、不用に歸すべきものありと考へられます。隨て豫算の實施に付ては補助金額を適當に削減すべきものと認められ

ますが、政府の所見を承りたい。

○平沼國務大臣 改組の結果不用に歸しまするものがございますれば、是は不用額と致しまして、之を使用せしめざる方針であります。隨て其の分に付ては補助金を交付せず、又は一部返納を命ずるの必要を認めます場合は、其の處置を講ずる心底であります。

○増田委員長 尙ほ大政翼賛會の經費を地方に負擔せしめ、或は寄附金を募集せしむるが如きは頗る弊害が多いと認めますが、政府は之を禁止する意向を有せらるゝか如何でありませうか。

○平沼國務大臣 大政翼賛會は其の性質に鑑みまして、地方費を以て之を支辨すべき筋合のものでございませぬ。國庫の助成に依るべきを相當と考へて居ります。尤も例外と致しましては、時に地方團體に於て大政翼賛會の支部をして、地方團體の固有事務の遂行に協力せしむると云ふやうな場合がございます。斯くの

如き場合には、之に要する費用に限つて地方費を以て補助をなしまして是は差支ない、斯様に考へて居ります。尙ほ寄附金に關しましては、眞の淨財でありますれば之を受入れましても差支ないと考へます。隨て政府と致しましては、翼賛會に於て寄附を受けんと致します場合には、政府の承認を受けしむることを必要とする、斯様に定める積りであります。

○増田委員長 以上に依つて大體政府の意のある所を承りましたが、只今までの御答辯は政府としての言明たるは勿論、近衛總理大臣に代つての御答辯と承ります。而して近衛首相は内閣の首班たると同時に、大政翼賛會の總裁であります。隨て此の言責を一日も速かに實現せられ、就中其の機構の改革、人事の刷新の如きは全然白紙に還り、國民の疑惑を一掃し、以て眞に萬民翼賛の實を擧ぐるに足るべき體制の整備に努められんことを要望致します。是にて委員長の質疑は終り

ました。是より發言を許します——一松定吉君。

○一松委員 先づ平沼内務大臣は、大政翼賛會は政事結社ではなく公事結社である、斯様に御答へに相成りました。將來改組せられたる後に是が公事結社として立派な働きをして、其の權限を逸脱しないことになれば是はもう議論はございませぬ。併しながら今日までの機構、今日までの實績より見ますれば尙ほ私は疑ひを持つて居ります。それは二月八日に總理大臣が政府の答辯を統一せられました一本として御答へに相成りました中に大政翼賛會の使命は、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を發揮するものであるとございます。國策の樹立、國策の遂行この二つの點に關しまして、國家機關に協力貢獻すると云ふことはどう云ふことでしょうか、私の解釋する所に依りますると、國策の遂行、國策の樹立は、共に統治權行使の一作用であると考へるのであります。統治權行

使の一作用であると致しますれば、是は當然統治權の中に含まれる所の所謂政治行動に屬するものであります。さう致しますと、治安警察法の第一條の政事に關する結社と云ふことになるやうに思ふのであります。是に於て私は政事に關する結社とは如何なるものを謂ふのであるかと云ふ私の卑見を申述べますならば、政事結社とは國家又は地方公共團體の政治に影響を及ぼす事項を目的として成立したる結社であるかと考へて居るのであります。斯う云ふ點から見ますと、只今の近衛首相の御聲明になりました國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を持つものであると云ふことは、此の政事結社に該當するものであると、斯様に考へるのであります。次に公事結社とは如何なるものであるかと申しますれば、公事と云ふのは私事に對する言葉であります。故に公事結社とは、政治以外に於て公共の利害に關する事項を目的として成立す

る結社である。之を具體的に申しますれば政治以外の學術、宗教、經濟其の他各種の社會問題、風俗改良等の如き所謂公事に關する事項を目的とするものが公事結社であると考へるのでございます。さう致しますると此の所謂公事に關する所の國策の樹立遂行に關し、國家機關に協力貢獻すると云ふ働きをなす結社は、是は公事結社ではなくて政事結社であると考へるのでございますが、此の點は如何がございませうか。

○平沼國務大臣 此の點に付きましては、是まで屢々御答辯を致して居ります通り、政府の見解と致しましては是は何處までも政事結社でなくて、公事結社である、斯様に考へて居るのであります。詰り其の成るる所は政府の屢々言明致しましたる通り、大政翼賛會なるものは決して自己の政策を樹立し之に依つて活動し、之に依つて政治に影響を及ぼすと云ふ性質の結社ではございませぬ。何處までも是は政事結社以外の公

事結社と認めるのであります。尙ほ治安警察法の各條文との關係に付て御述べになりましたことは、法制局長官より御答へを致します。

○村瀨政府委員 只今翼賛會に關しまする前回の總理大臣の御聲明の中の、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻すると云ふ關係に付て御尋ねがございましたが、是は分けて申しますれば、國策の樹立に協力貢獻をすると云ふ場合と、樹立せられたる國策の遂行に對して協力貢獻をすると云ふ場合と二つございします。而して國策の樹立に對して貢獻をすると云ふのは、內務大臣から度々申して居りますやうに、下情を上通する、即ち現在民間にありまする希望であるとか、或は場合に依りましては不平と云ふやうなものを上に通じまして、さうして國策の樹立に付て十分參考に供する、是が國策樹立に對して協力貢獻をすると云ふ意味でございします。國策の遂行に對して協力貢獻をすると

云ふのは、決定せられたる國策を國の隅々まで徹底をし浸透せしめる。是も只今まで度々申上げました通りでございします。隨て是等の性質を綜合致しまして、此の大政翼賛會と云ふものは、治安警察法の政事結社は該當しない、是亦只今內務大臣から御話を申上げました通りでありますが、繰返して申しまするならば治安警察法の政事結社、即ち政事に關する結社と云ふのは一般の學說に従ひますれば、政治に影響を及ぼすことを目的とする結社、即ち政策の決定に對して影響を及ぼすことを目的として結社が作られて居る、斯う云ふ場合を申しまするのでございます。此の大政翼賛會と申しまするものは、只今內務大臣から申しました通り、其の要件は全然具へて居ないのでございます。而して治安警察法の公事結社と申しまするものは、公事に關する結社で、政事結社に該當しないものを總て包含を致して居りまするので、自然大政翼賛會其のもの

のは其の意味に於て、公事結社に該當するものである、斯様に解釋を致して居ります。

○一松委員 此の國策の樹立遂行と云ふことは、憲法第四條の統治權行使の一作用であると云ふことは御認めになりますか。

○村瀨政府委員 國策の樹立遂行は御話の通りでございします。大政翼賛會として、國策の樹立遂行に對して貢獻をすると云ふのでございまして、樹立遂行其のものではないのでございます。

○一松委員 國策の樹立遂行は、憲法第四條の所謂統治權行使の一作用であると云ふことを御認めになります。さう致しますると、憲法第四條の統治權の行使は「此の憲法條規に依り之を行ふ」と明かに規定して居ります。此の規定は憲法の條規に依つて定められた機關を通じて行ふと云ふことに私は解釋を致します。憲法の條規に定められざる他の機關に依つて行ふこと

は憲法第四條に反すると解釋致します。故に此の憲法第四條の統治權行使の場合に於て憲法に定められたる各機關を通じて國家機關に協力貢獻すると云ふことは憲法第四條の規定の精神に反するものなりと考へます（拍手）。何となれば、憲法第四條の明文には明かに憲法の條規に依つて行ふことを制限して居るのでありまして、間接たると直接たるとを問はず、此の統治權行使に反映する行爲たると、助力し貢獻する行爲たるとを問はず、第四條は絶対に左様な行爲を排斥して居るものであると考へるのでございます。此の意味に於て只今の法制局長官の御答辯は私と所見を異に致して居ります。此の統治權行使の憲法の條規に依つて之を行ふと云ふことの中には、憲法に定められた以外の機關に依つて間接に協力貢獻すると云ふことを含むのであるとの御説明であります。然らば其の法律上の根據を承りたいのでございます。

○村瀬政府委員 只今憲法第四條の問題に付て御質問がございましたが、之に付て私共は次のやうに考へて居るのであります。本來臣民の翼賛と云ふ問題は我が國の極めて重要な特色になつて居るのであります。即ち我が國は萬民翼賛の國でありますことは申すまでもございませぬ。憲法に於きましては新しき方法、形式に依る翼賛の道を定めて居るのであります。是が即ち憲法上の機關に依る翼賛を定めて居るのでございまして、是は憲法發布の時の御告文の中に「臣民翼賛の道を廣め」と書いてあることに依つて明瞭であると信ずるのであります。臣民の翼賛と云ふものは、此の法律上の翼賛を以て盡きるものではないのでございませぬ。法律上の翼賛の外に一般の翼賛、即ち萬民の翼賛が存在を致して居りますことは申すまでもございませぬ。即ち一億一心、萬民翼賛の新國民組織を作りまして、臣道實踐の實を擧げます運動を展開致します

ることは決して憲法の精神に反するものでない、斯様に確信を致して居ります。而して何が故に斯の如き運動が必要であるかと云ふことに付ては改めて申すまでもないと存じますが、實際の事實に付きまして申しますれば、例へば議會がございまして、議會の外に政黨、政派と云ふものがございまして、又行政官廳がございまして、其の下に各種の協力團體がございまして、翼賛の行動を致して居りますことは顯著なる事實でございます。即ち一般の翼賛と云ふものが決して憲法上の機關に依ります翼賛と矛盾、牴觸するものでもないと存じて居ります。尤も一般の翼賛と云ふものは、憲法上の機關に依ります翼賛の下にあるべきものであることは申すまでもございませぬ。隨て憲法上の機關に依る翼賛を其の以外の翼賛に依つて或は拘束をし、抑制をし、妨害をすると云ふやうなことがあるべからざることは申すまでもない所である、斯様に

考へて居ります。

○一松委員 只今の法制局長官の御答辯は近衛總理大臣が貴族院に於て岩田宙造氏の質問に對して御答へになりました所の、大政翼賛には憲法上の機關に依る大政翼賛と、一般の大政翼賛との二つがある、而して憲法上の機關に依る大政翼賛と云ふものは、勿論憲法上の機關を以て行ひまするけれども、一般の大政翼賛と云ふものは萬民が之を實踐し得るものではないかと云ふ風に考へて居りますと述べられました、其の近衛首相の御言葉と一致するやうに承知致したのでございませぬ。又此の點に對しまして平沼内務大臣は川崎委員の質問に對しまして斯う云ふことを答へられて居ります。萬民翼賛と云ふことは我が國家に於きましては古より今日に至りますまで渝らざることでありませぬ。古より皇室は萬民の輔翼を望ませ給ひ、萬民は常に輔翼の責任を盡し來つたのであります。此の關係は古よ

り今日に至りまするまで少しも渝らないのであります。又今日以後も決して渝るべきものではありません。此の萬民をして翼賛の實を擧げしむると云ふことは、總ての人が各、其の職分に依つて輔翼の誠を盡すと云ふことであります。斯う答へられて居ります。そこで私は近衛内閣總理大臣の御答へになつたことと、平沼内務大臣の御答へになつたことを綜合して大政翼賛には憲法上の機關に依る大政翼賛の外に一般の萬民翼賛がある、而して其の一般の萬民翼賛とは何であるかと言へば、職域奉公であると云ふことになると思ふのであります。只今村瀬法制局長官の御答へになりました所謂一般の大政翼賛と云ふことは、此の職域奉公のことを指すのであるかどうか、此の點を承りたいのであります。

○村瀬政府委員 只今仰せになりました職域奉公の誠を盡すと云ふことは一般の大政翼賛の最も重要な事

柄であると斯様に考へるのであります。

○一松委員、職域奉公は一般の大政翼賛の重要な事柄である。能く分りました。然らばそれ以外に尙ほ一般の萬民翼賛の方法がございませうか。それを一つ承りたい。

○村瀬政府委員 職域奉公は其の最も重要なものであると申しましたが、勿論それを以て盡きるものではないでございます。其の以外に色々ございませぬ。

○一松委員 色々ある、それが承りたいのでございませぬ。それを明かにして戴きたい、さうせぬと質問が進められませぬ。

○村瀬政府委員 臣民が 天皇の大御心に歸一し奉りまして、臣道の實踐を致しますことは、總て是は萬民翼賛でございませぬ。

○一松委員 さう致しますると、臣道實踐は職域奉公よりも範圍が廣いのだと仰せになるやうに思はれる。

それならば職域奉公以外にどう云ふ臣民翼賛があるか、そこを承りたいのであります。

○村瀬政府委員 臣民の翼賛と申しますものは其の以外にも色々ございませぬ。例へば納税を致しますことも其の一つであります。又……(發言する者あり) 職域奉公以外にと云ふ御質問でございませぬから——其の以外に色々ございませぬ。即ち例へば納税をすることも勿論其の翼賛の場合であると斯様に考へませぬ。

○一松委員 職域奉公以外の臣道實踐と云ふ中には納税があるのだと云ふ、納税の義務は憲法第二章の第二十一條に規定して居りまして、是は憲法の範圍内に於ける臣民の權利義務でありまして、是が憲法の範圍外に於ける萬民翼賛に入つて居るのでありますか。

○村瀬政府委員 只今憲法の機關以外の色々々の翼賛と云ふことで申上げて居りますのであります。尙ほ其の外の例と致しまして色々ございませぬが、例へば隣

組に於きましてお互が十分に其の機能を發揮するやうに努めて参りますと云ふやうなことも、其の顯著な場合であらうと、斯様に考へませぬ。

○一松委員 隣組が各、其の仕事を發揮すると云ふことは、憲法第三章の臣民の權利義務の範圍に於てするものではございませぬか。如何です。

○村瀬政府委員 それは總て權利義務の範圍に於てなしますものと思ひませぬ。

○一松委員 さう致しますると、職域奉公は結局憲法第二章の臣民の權利義務に於て職域奉公をする。臣道の實踐は憲法第二章の範圍内に於て臣道實踐をすると云ふことには間違ひはございませぬか。

○村瀬政府委員 憲法第二章の範圍内でありませぬことは申すまでもありません。

○一松委員 能く分りました。臣道實踐、職域奉公は憲法第二章の臣民の權利義務の範圍内に於て行ふもの

である。さう致しますと、所謂憲法第二章の範圍外に逸脱することは許しませぬ。あなたの御説明になつたことが間違ひないと致しますならば、大政翼賛運動は、即ち憲法第二章の臣民の權利義務の範圍内に於て行はねばならぬと云ふことは御認めになると思ひますが、如何でございますか。

○村瀬政府委員 左様であると考へます。

○一松委員 さう致しますと、憲法の範圍内に於ける臣道實踐、憲法の範圍内に於ける職域奉公、さうすると憲法の範圍内に於ては憲法の規定に背くことは出来ませぬ。然らば第四條の所謂統治權を總攬し給うて――其の統治權の行使である國策の遂行構立は憲法第四條の規定に依つて之を行ふ。即ち憲法の規定の中には明かに第二章臣民の權利義務が規定せられて居ります。それならば此の憲法の規定内に於て行ふ翼賛と憲法の規定以外に於て行ふ翼賛と二つあると云ふことは

御訂正になりますかどうか。

○村瀬政府委員 先程申しましたのは憲法の機關に依る翼賛と、さうでないものと、斯様に申しましたのであります。

○一松委員 憲法の機關に依る大政翼賛は第四條である。憲法以外の大政翼賛は第二章の臣民の權利義務の範圍内である。然らば第二章の臣民の權利義務の中に、統治權の行使に直接間接に影響を及ぼす仕事が出来ると云ふ規定が何處にございませう。法的根據を御示し願ひます。

○村瀬政府委員 憲法の規定には御承知の通り請願を致しますことも認めてございませうし、又色々の結社を作つて翼賛すると云ふことも認めて居るのであります。

○一松委員 段々分つて参りました。そこで私は結局臣道實踐は法律の範圍内に於ける臣道實踐でなければ

ならぬと云ふことに歸着すると考へます。(中略)勅語及び憲法等に於て採上げられ、規定せられた以外の萬民翼賛は我が立憲國である日本帝國では認めないものであると、斯様に考へて居るのでございますが、其の點に對して、いや／＼さうではない、認めるのだと云ふことがありますならば、其の法の根據を御示しを願ひたい。

○村瀬政府委員 只今主として下情上通の方法に付て色々御質問がございました。私共と致しましては、下情上通の途は、只今のやうな一定の手續の法律で決まつて居りますものに限られるものではない、斯様に考へて居ります。隨て例へば各官廳に對して諸般の事情を陳情するのは別に法律の手續に依つてやるものではない、ありませぬが、少しも是は禁じて居る所ではございませぬ。唯只今仰せになりました請願令に基く請願、或は諸般の法律、法人のなします所の手續、是等は

色々それ／＼の理由に依つて法規が設けられて居りますことゝ存じます。例へば請願令に依りますものには、必ず之を受理をしなければならぬ、斯う云ふことに基いて規定が設けられて居ります。又諸般の法人に關する規定は、法人の能力でありますとか、或は法人の諸機關の權限であるとか云ふものを明定する必要があるので、斯様な規定があるのであります。之を以て盡きるものである、斯様には考へて居りませぬ。

○一松委員 大概もう分りましたが、詰り各官署に向つて御願ひに出るとか、陳情に出るとか云ふやうなことは、それはやはり此の統治權行使に貢獻し、若くは協力すると云ふことではございませぬ。大政翼賛會は即ち表裏一體であつて、國家機關に協力貢獻するのでありますから、所謂あなたの仰せになりましたやうに陳情とか云ふやうなことは、違ふやうに私は思ひます。陳情は國家機關に協力貢獻するものではございませ

ぬ。それを採用するもせぬも勝手であるし、さうしてそれは即ち表裏一體の立場に於て協力貢献するのではありませんぬから、そこが私は違ふと思ふのであります。如何でせうか。

○村瀬政府委員 先程申し上げました所で盡きると思ふのであります。要するに大政翼賛會のなします所の働きと云ふものは法律上の觀點から申しますれば、先程申しました所と性質は全然異つて居りませぬ。唯表裏一體と申しますのは、其の範圍が廣範であると云ふことだけを言現はして居りますに止まつて居ります。

○一松委員 政府の御答辯は私は理解が出来ませぬが、茲に唯一つ職域奉公の點に付て、私の考へを申し上げて置きますが、職域奉公と云ふことは、百姓は百姓の仕事に職域奉公、官吏は官吏の職務に職域奉公、商人は商業に、議員は議員たる職務に職域奉公、左官は

左官、大工は大工と、斯う云ふ風にちやんと職域奉公は決まつて居る。職域奉公は憲法第二章の所謂權利義務の範圍内に於て行はれる、全國民の職域は千種萬態、其の千種萬態の有様に依つてそれ々の與へられた職域奉公するのであります。是は憲法第二章に定められた臣民の權利義務の範圍内に於て行はれるのであります。併し大政翼賛會の行ふ職域奉公と云ふことは所謂中央協力會議、地方協力會議と云ふやうなものを拵へて、そこで色々なことをやつて行く、即ち大工が百姓のことを相談したり、商人が官吏のことを論じたりして、其の末エツキスならエツキスと云ふ結論を得た時に、此のエツキスを以て國家機關に協力貢献をする

と云ふことになるかと云ふのでありますから、是が職域奉公であると云ふことは理解出来ぬのであります。(下略)

○村瀬政府委員 協力會議は要するに各地域、各職域

の代表と申しますか、左様な人が集まりました眞に家族會議の形式を以て致すのでございまして、其の會議の内容は協議し懇談をすると云ふ事實上の働きをなすに止まつて居るのであります。其の目的は要するに各事務局不斷の活動に對して補充的機能を果さうと云ふ所の事實上の働きを致すものであります。斯様な働きは我が國の法制上に於ては法律に依つて禁止せられざる限り、自由に出来るものと思ひます。

○一松委員 私はさう云ふ風に團體が集まつて、法律に規定してないことをやつて、さうしてそれが統治權の作用である國策の樹立遂行に貢献協力すると云ふことは、憲法第四條の規定に反し、明文がなければ絶対に出来ないかと云ふ確信を持つて居るのでありますけれども、是は追究しても、是から先は意見の相違と云ふことになるでありますから、是れ以上追究致しませぬ。憲法第四條の違反なるに拘はらず、此の違反を國

務大臣が御承知になつて之をおやりになれば、憲法五十五條の補助的責任を盡さないことになるのであります。又是が憲法違反であると云ふことを承知して居りながら吾々議會人が之を其の儘に認めると云ふことになりまると所謂憲法第四條に反する行動を、政府と共に犯すことになるのであります。さう致しますと、其の結果是が帝國議會内に於ける一つの慣例となりま

す。憲法違反の慣例が帝國議會内に行はれると云ふことになると憲法を變更すると云ふ結果を招來するのであります。是は憲法七十三條の規定、即ち將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは、勅命を以て議案を帝國議會の議に付すべしとの規定に反し、一面憲法發布の勅語中にある臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるべしとの御聖旨に反するのであります。

此の違憲、此の違勅の點に付ては、是れ以上追究は致しませぬが、どうか改組の時に、是等の點は十分に

御考慮の中に御入れ下さるやりに希望致します。

○平沼國務大臣 一松君の御述べになりましたことは能く承はつて置きますが、政府と致しましては、決して憲法に違反するやうなことは致しませぬ。左様御承知を願ひます。

○一松委員 (前略)平沼國務大臣も、自由主義、民主主義と云ふやうなことは排斥しなければならぬと、貴族院や當豫算總會等に於て色々御意見を御發表になつて居られるやうに思はれるが、私の尊敬する平沼内務大臣でございますから、決して思想上少しも疑は持ちませぬが、右の言葉は誤解を招く虞なきにしもあらずでありますから、之を明に致して置きたいのであります。一松君、我が日本帝國の臣民は所謂自由主義だとか、民主主義だとか云ふやうな考へは持つて居らぬと思ふのであります。憲法第二章の、臣民の權利義務の範圍内に於て自由であり、憲法の範圍内に於て職域奉公

することに付ては何等の制裁を受けない。之を自由と云ふのでありますから、此の意味の自由でありますならば、少しも非難攻撃致すことは出来ずまい。此の第二章に於て與へられた臣民の權利義務の範圍内に於て、吾々が自由に行動することを若し自由主義であるとして排撃する者があるならば是は明かに憲法違反の行動であり、陛下の大御心を冒瀆し奉る言動であると信ずるのであります(拍手)。又民主主義と云ふものが、若し人民戦線のやうな意味に使はれる者があるならば、此の民主主義は明かに治安維持法に依つて處罰せられなければならぬ。さう云ふやうなことを取り除いて見ると、我が國民の一部に所謂我が日本の國體に副はないやうな歐米流の民主主義を持つて居る者があるかも知れぬ。さう云ふ者は極く小部分であつたと致しまして、それを以て國民全體を誣むると云ふが如きことは是は斷じて許すことは出来ぬと思ふので

ございます。(拍手)どうか此の自由主義だとか民主主義だとか云ふことの用語、其の他に付きまして私の尊敬を拂つて居ります内務大臣から、此の際御釋明を願つて置いて、それを此の大政翼賛會改組の時に御參考に供して戴きたいと思ふのであります。取敢ず自由主義、民主主義と云ふことに付ての御答辯を内務大臣に求めます。

○平沼國務大臣 自由主義、民主主義は我が國に於て執るべからざる思想であると云ふことを私は申して居りますが、併しながら、國民の自由を奪ふのであるとか、人民の權利を認めないのであるとか、斯う云ふ趣意では無論ございませぬ。我が國の一君萬民の國體に基きまして、御上に於て總ての國民は其の所を得るやうに御軫念に相成つて居ります。此の御仁惠の御趣意を拜禮致しまして、總ての國民に各、其の所を得せしむると云ふ所に政治の方針を向けなければならぬ

のであります。隨て今一松君の御述べになりました自由、又人民の權利、是は十分に認め、之を保護して行かなければならぬと云ふことは明かであり、其の意味でありますから、左様御承知を願ひます。

○一松委員 (前略)萬機公論に決すると云ふことを衆議院議裁であるとして、其の衆議院議裁は誰が決めるかと云へば、總裁の近衛總理大臣が決めると云ふのであるから、是ならば我が國に於て總ての公論を最後に御決定遊ばされるのは上 陛下御一人以外にありませぬ。それと同じことを總理大臣がやると云ふことは甚だ怪しからぬ。此の點に對してどう云ふ御考へを持つて居らうしやるか、御答辯を願ひます。

○平沼國務大臣 政府の機關、殊に議決機關は總て多數決に依ると云ふことに相成つて居ります。併し其の他の機關、即ち議決機關衆議院、貴族院、是は多數決に依ると云ふことは明瞭でございますが、其の他のこ

とを採決するに當りましては、是は必ずしも多數決に依ると云ふことにはなつて居りませぬ。其の區別は色々あらうと思ひますが、蓋し翼賛會のことに付きましては、色々御説もございませうが、多數決に依らぬから是非はいかぬと云ふことは必ずしも断定出来ないと考へて居ります。

○一松委員 貴族院に於ける豫算委員會速記録第六號の第十八頁に斯う云ふことが大河内子爵から確かめられて居ります。それは詰り新體制と云ふことに付ての何か取締のやうでございますが、四つだけ警保局長が全國の知事警察部長に内訓を發して居る。一は「高度國防國家體制の完遂を目標とする國內新政治體制は中樞役員決定せられ既に發會式の舉行をも見るに至り萬民齊しく大政翼賛の理念に徹し、職分奉公の臣道を完うせざるべからず。而して之が完成には軍官民一致の滅私的協力を要すべきものなるを以て、(一)政府發表の

國民組織は團體に反すとなし、又は憲法に牴觸すと爲す等國民組織を否認し又は之に反對するが如き言論、(二)國民組織を無力なりとし、又は實現不可能なりとして國民の信頼を失墜せしむるが如き言論、(三)國民組織は畢竟一黨獨裁の幕府的存在なりと爲すが如き言論、(四)徒らに中樞役員の人選を非難し又は役員相互間に意見の對立ありと爲し惹いて國民組織の進展を阻害する虞れある言論、(五)其他國民組織の進展に著しく支障を及ぼすが如き言論、是は新聞に書くことはならない、是は演説をすることはならない、さう云ふやうなことがあつたらば、びし／＼之を差止めるんだ、斯う云ふことを警保局長が全國の知事警察部長に御達しになつて居ると云ふことが、大河内子爵の質問に依つて私は此の記録で承知致したのであります。斯う云ふことがあるのでございませうか。内務大臣に御答辯を願ひます。

○平沼國務大臣 内容等に付きまして能く検討を致して考慮致したいと思ひます。

○森田(福)委員 (前略) 私は大藏大臣に御尋ねするが、國費八百萬圓の補助を議會に御要求なさつたのでありますから、それしきのことは至れり盡せりの調査が出来て居らなければならぬ筈であります。豫算委員から資料の請求をしても、それが出て來ない、資料すら出て來ないではないですか。即ち其の資料を豫算委員會に提出する前に、あなたの所に十分取寄せられて居る筈であります。是非私が申上げるまでもなく御承知の通り今日色々の團體に國費の補助をするに當つて、其の使途に付ては微に入り細に入り調べて調査なされ、若し得心が行かなければ其の國費の補助は與へないのであります。然るに事茲に至つても、此の問題は具體的に言へば、例へば前職時代に百圓乃至百十圓取つて居つた者が、二百五十圓乃至三百圓取つて居る、あな

たの方から御出しになつた参考資料を見ても平均給料百五十幾圓になつて居る。之に對して一般官廳は總理大臣以下各大臣を加へた平均給料は百圓足らずであります。即ち倍からの平均給料になつて居るのに其の内譯も取らずに豫算の査定をおやりになつたのですか。又一面あなたは會社經理統制令と云ふものを出されて、大學を卒業した者、初任給を八十五圓と定められ、其の儘七%以上の昇給は許さない、斯う云ふことにされた。又前職を持つた人間を採用する場合には、前任を辭めた時の給料を標準として、新らしく雇ふやうにと云ふことになつて居る。然るに此の大政翼賛會獨り此の時局にも拘らず、斯う云ふことは全然無視して、今のやうに二倍三倍もの給料を出す、而も豫算委員が参考資料を要求してもそれすら之を提出しない、さう云ふものに一體八百萬圓と云ふ大きな補助を出すことに付て、國民の代表である吾々がそれを鶴呑みにして

然るべき筋合のものであらうかどりか、あなたの御氣持を率直に伺ひたいと思ひます。

○河田國務大臣（前略）給與の豫算の立て方と云ふものは、民間の中小商工業等の會社が致しますやうに、實給で致して居るのではありませぬ。國の豫算、それ自身が總て各階級に應ずる所の平均俸で行つて居ります。随ひまして此の補助の率と云ふものも、どう云ふ人にはどう云ふ給與で行くかと云ふことは、平均で大體の用途を付けてやつて居るのであります。實給額を一々計算して居るものではないのであります。唯併し其の平均給に於て、今の計算に依りますと百五十六圓と云ふのは高過ぎるではないかと云ふ、是は政府全體、總理大臣から小者まで平均を取つて比較するが正しいか、一概にも言へないかと思ひます。又平均俸の立て方が官吏と戸極で宜しいか、官吏の待遇に、官吏以下の待遇も必ずしも良いものとは存じませぬので、

それと比較して直ちに高過ぎると云ふことの御批評も如何かと思ひます。今日の場合百五十六圓の平均給と云ふものは、官吏の平均俸、例へば官吏のどう云ふ階級に當りますか、さう不權衡なものとは私は存じて居りませぬ。將來の昇給等に付きましては、大政翼賛會の従業員が獨り桁を外れて昇給を多くすると云ふやうなことは、是は實際の事務を監督する監督官廳に於て十分監督致すべき筋合でありまして、世間一般との權衡を得ないやうなことをさせないのが當然だと存じて居ります。

○森田（福）委員 私は大藏大臣の答辯は肯定致し兼ねます。大政翼賛會と云ふものが出るのであるから、政府の官吏との給料が均衡が取れぬことがあつても已むを得ぬと仰しやるが、然らば政府が一文も補助を與へぬ銀行や會社に對しては、あはたは干渉なさつて居るぢやありませぬか。給料は是れ以上出してはいかぬ。

政府が一錢一厘の補助を與へぬ銀行會社の就職者には干渉し、政府が數百萬圓の補助を與へる大政翼賛會の給料に關しては、政府より平均給が高からうが民間より高からうが、それは構はぬ、唯昇給の時だけ注意をする、それは昇給はせぬでも宜いでせう、三倍五倍も出して雇つて居るから、當分昇給の必要のないことは私も認めます。雇入れる時に杜撰なことをやつて居るぢやありませぬか。而もあなたは平均給料で豫算を査定したと仰しやるが、平均給で豫算を査定することは宜しいが、補助をやる時には別々に取つたでせう。補助をやる時には從來の例に依つて大藏省はどう云ふ人間に何を幾らやるかと云ふことを取るではありませぬか。詰り職に依つて斯う云ふ風にやる、あゝ云ふ風にやると云ふことを一々あなたの方で御取りになつて、さうして詳細を決めなければ補助金は一錢一厘も交付して居らぬ慣例があるぢやありませぬか。

○河田國務大臣 二つに分けて御答へ申し上げます。會社給與令等に於ての給與の詳細の調べと云ふものは、何と云ふ言葉を使つてありましたか、一寸用語を忘れましたが、總額で規定してありますので、昇給その他は一種のやはり平均俸の式になつて居り、個人が幾らの昇給をするか幾らの賞與まで與へるかと云ふことは、全體の額に於て一種の平均俸式的方式でありまして、個人個人の一人々々に於てのものはやつて居りませぬ。

第二段の補助の問題に付きましては、取分け給料等に於て或る人間はどう云ふ程度の平均俸を給すると云ふことに依つて補助の率を決めて居りますが、其の補助は飽くまで補助の性質がありますので、私の記憶する所では一々個人々々の實際の實給額を調べて補助して居るとは、私は記憶して居りませぬ。さう云ふ經驗もないと思ひます。或は是は思違ひかも知れませぬが、

さう云ふことはない筈であります。併し今御説の通り採用の時に相當に取つて居るから、昇給しなくても宜いぢやないかと云ふことは申し上げましたが、それは昇給其の他に付て十分均衡を取れると申上げた積りでありませう。餘り高過ぎると云ふやうな實績がございませうれば、之を是正すると云ふことは自然生じて來るのであります。或は昇給をやめさせるとかして要するに均衡が取れぬやうな實績がそこに現はれますれば、之を是正すると云ふこと、監督の責任にある者が是正すると云ふことも無論致すと云ふ意味まで含んで居る積りであります。

かくて午後零時二十七分休憩ののち、同一時三十六分開議、午前の一松君の警保局長に對する質問事項に關して平沼内相より答辯あり、且つ議事記録の公表に關し武田徳三郎君より質議ありて、直ちに午前に引續

き同問題の質議に入つた。

○平沼國務大臣 休憩前に一松君より警保局長の通牒に付ての御質問がございました。取調べましたら昨年の八月正に一松君の御述べのやうな通牒が出て居りました。是は其の當時其の必要を認めて發したものと考へますが、時の推移に依りまして、色々考慮を費しまして、今後の處置に付きましたは、内務大臣の見所に依つて然るべく處置を致す積りでありますから、左様御諒承願ひます。

○武田委員 議事進行に付て發言を求めます——只今一松君の質問に對する内務大臣の御答辯に關聯して伺つて置きたいのでありますが、近來大政翼賛會の嚴正批判に對する警察の監督は地方に於て今日尙ほ吾々が見て甚だしく不必要の程度に嚴格であると感ずることが多いのであります。尙ほ其の文書等に於ても何故に發禁されるのかを殆ど諒解に苦しむやうな程度が往々

にしてあるのであります。就きましては貴衆兩院の豫算委員會其の他に於て大政翼賛會に關する論議が極めて熱心に交換されて居ります。其の速記録を熟讀致しますと、何れも憲法の大本に關する問題或は法律、勅令に違反するか否やの問題或は大政翼賛會の行動が臣

民翼賛の實を擧げ得る機構であるや否やの問題、若しくは國民總親和の實を擧げるに足るや否やの問題、斯様な問題で、刻下の時局に對する極めて重要な質問應答が交はされて居るのであります。就きましては議會終了の後に是等の速記を新聞其の他に轉載するやうなことがあり得ると思ひます。若しくは之を何等かの出版物として出す場合もあると思ふのであります。假に左様なことがありまして、是は國家の秩序を何等紊るものでないのみならず、寧ろ大政翼賛會の性格、政府の意圖せらるゝ所を國民に周知せしむる、所謂寧ろ政府の考へて居られる上意下達の非常な助けになるべ

きことであるやうに思ふのでありますが、さう云ふ場合に内務大臣は如何なる御取扱、御取締をなさる御考へでありますか。此の點を伺つて置きたい。

○平沼國務大臣 秘密會に屬しませぬ議會の言論は、公にされることは當然であります。之に對して政府としては何等の干渉すべき理由はございませぬ。

○古屋委員 (前略)大政翼賛會の所謂大政と、憲法上の統治權との關係はどうであるか、全く同一であるか、或は其の範圍に差異があるのであるか、又は大政と云ふものは統治權を包含して居るものかどりか、若しそれが同一のものであり若しくは大政は統治權を包含するものと致しますならば、大政翼賛會の如き機關の設立と云ふものは憲法上差支へないと云ふやうな御意思のやうに私は承つたのであります。果して此の通りでありと致しますれば、事實行爲を澤山やス者があるの

である。是で以て政府を援けるのだ、是で以て政府を指導するのだ、甚だしきに至つては是で政府を監督するのだ、斯う云ふやうな者が續々出ては相成らぬから、此の點に付ては私只今申上げたやうに憲法上の統治權とどう云ふ關係があるか、同一のものであるか、其の範圍に差異があるか、若し差異がありとすればどうか。

○平沼國務大臣 大體のことを私から御答へ致します。大政と云ふ字は蓋し廣い意味に用ひて其の名稱を定めたものと考へて居るのであります。要するに國家の統治は憲法の輔翼機關に依つて輔翼せられますものと、それから一般に謂はれる職分奉公と申しますか、其の他のこともございませうが、其の方面で翼賛せられますものと、此の二様ありますことは、午前法制局長官が述べました通りでございます。憲法上の機關に依つて輔翼せらるゝ方面に對しまして、他の者から之に關與する、是は出来ないこととあります。是は

職權を侵すことになる。併しそれ以外に於きまして翼賛の途は開かれて差支へない。是が大體の趣意であります。左様御承知を願ひたいのであります。

○古屋委員 別の言葉から言へば、憲法上の機關に依る大政翼賛と然らざるものとの二つがある、斯う云ふ風に解釋して差支へありませんか。

○平沼國務大臣 御述べの通りであります。

○古屋委員 次に伺ひ致したいことは、政府と表裏一體の關係と云ふのは、一體どう云ふことを言ふのであるか、私は政府と云ふことは政治の中樞に對する一般概括的の總稱であつて、憲法、議院法、其の他の規定を見て見ますと、畏多い話であるけれども、天皇を指して居ることもあるし、それから輔弼の國務大臣を指して居ることもあるし、又内閣を指して居ることもある。何れにしても政府と云ふのは限られて居る。其の政府と表裏一體をなすと云ふことは一體どう云ふこ

とであるか。私是在がどうもはつきり分らない。私的團體である翼賛會が自ら政府と表裏一體となると云ふやうなことは、一體どう云ふ風に解釋すべきものであるか、私は表裏一體ではない、政府と協力と云ふ意味ではないかと思ふ。隨て表裏一體と云ふ文字は甚だ不穩當なる文字であると思ひまするが、平沼國務大臣は其の點に付てどう御考へであるか。

○村瀬政府委員 表裏一體と云ふ意味は只今仰せになりましたやうに協力すると云ふこと、全然同じ意味でございませう。其の意味は翼賛會の仕事と致しましては、臣道實踐の體制を作りまして、それと政府との關係に於きましては、上意下達が本體になつて居る。即ち翼賛會自身としては獨自の政策を立てるのではなくして、政府の政策を十分に徹底を致すと云ふ關係に於きまして、如何なる政府に對しましても其の政府の是なりとする所を協力致しまして徹底をせしむると云ふ關

係でございますから、其の意味に於て表裏一體、斯様に考へて居ります。

○今井委員 (前略)二月八日此の席上で近衛總理大臣が翼賛會に關する性格、其の他に付て、吾々に對して御聲明があつた。其の近衛さんの御聲明を聽いて居ると、翼賛會は高度の政治性を持つて居ると仰しやる。吾々もそれで宜しいと思ふ。翼賛會が精勵と等しいやうなものになつたのでは、私共千圓はおるか百圓でも左様な無力のものに國費を費すことは反對です。高度の政治性があつて眞に一億一體、臣道實踐の實を擧げるやうな高度國防國家を建設する爲の運動であるから私共賛成するのである、豫算は八百萬圓御出しになつたけれども、是が眞に國家を救ふ運動であるならば、吾々國民は千萬圓でも、千五百萬圓でも惜しまない、一錢一厘でも之を無駄に使ふならば斷じて許すべきでないけれども、それが眞に救國の運動に盡するならば

二千萬圓でも、三千萬圓でも國民は欣然として協賛すると思ふ。近衛さんは高度の政治性を持つて實踐運動に當るのだと仰しやる、然るに今日のあなたの此の席上に於ける御話を聽いて居ると、翼賛會は政治運動はしないと仰しやる。高度の政治性と云ふことは少くとも高度の政治運動をやるから、高度の政治性があると云ふ言葉が出て来る、近衛さんの仰しやることゝ、あなたの仰しやることゝ、違ふのぢやないかと私には思はれる、其の點に付て先づ諒解の行きますやうに御説明を願ひたい。

○平沼國務大臣 近衛總理大臣の聲明、治安警察法に所謂政事結社のなすべき政治活動はしない、させない、今日私の申述べましたことも同様でありまして、此の間何等の齟齬牴觸はございませぬ。

○今井(新)委員 翼賛會を精勵の如く致したいと云ふ考へを持つて居る方もあります、其の點に對してどう

云ふ御考へを御持ちでありますか。

○平沼國務大臣 翼賛會は全く精勵と同じ性質のものではありませぬので、唯精勵の精神運動だけでは翼賛會の目的は達しませぬから、それで近衛公が之に政治性を持たせる、斯う言はれたのであります。

○今井(新)委員 もう一度諄いやうですが、御説明を願ひたい。近衛公の仰しやる高度の政治性の意義をもう一度御説明を願ひたい。

○平沼國務大臣 それは前にも申述べてあるのであります。政治上の活動をすると云ふことゝ、政治性と云ふことは意味が違ひます。翼賛會は政府の樹てました政策を補助致すのでありまして、其の點に於きまして全くの精神運動とは違ひます。それを政治性と言はれたのであります。

○増田委員長 今井君に注意致します。先程委員長が確かめてあるのでありますから、其の以外に互らぬや

うに御注意します。

○今井(新)委員 其の意味は諒承しましたから宜しうございませぬけれども、高度の政治性とは何ぞやと云ふことで今御尋ねして居るのであります。それは委員長が先程御尋ねになつては居らないことでもあります。そこで内務大臣に重ねて御尋ね致しますが、翼賛運動の本旨眼目に付てであります、近衛公爵は此の非常時局を突破克服する爲に國民の全體の力を結集する高度國防國家を建設するのである。其の高度國防國家を建設する爲に此の翼賛運動は生れたのである、斯う云ふやうに仰しやつたと承つて居りますが、其の點は如何でございませぬか。

○平沼國務大臣 それは御述べの通りであります。

○今井(新)委員 高度國防國家を建設すると云ふことは言葉を換へて申しますと、舊體制を打破改善して所謂新體制を確立することであると左様にも解釋して宜

しうございませぬか。

〔發言する者多く議論騒然〕

○平沼國務大臣 其の點は色々説が……(發言する者あり)文字の意味はあなた方の御解釋に任せますが、高度國防國家と云ふことゝ、新體制と云ふことゝは必ずしも同じものと云ふやうには符合は致しませぬ。

○今井(新)委員 私は高度國防國家と云ふものは、國民の總力を遺憾なく發揮出来るやうな體制が高度國防國家であると解釋して居る。さうするならば此の高度國防國家を建設するに妨害となるべき過去に於ける政治、經濟、教育一切に互つての弊害を改善する。さうして所謂さう云ふ弊害のある舊體制から脱却して、本當の國民の總力を發揮出来るやうな新しい體制を建設することだ、斯う云ふやうに解釋して居ります。若しさう云ふ解釋にして當つて居るならば、此の大政翼賛會運動と云ふものは、現状維持の考へでは此の運動が